

令和4年第9回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 11月28日（月曜日） 会期 1 日間
閉 会 11月28日（月曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
11. 28	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和4年第9回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和4年11月28日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年11月28日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和4年11月28日 午前11時02分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	3 番 議 員		比 嘉 悟			
	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和4年11月28日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第46号	北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	議案第47号	北中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第48号	北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第49号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について	〃
7	議案第50号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
8	議案第51号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について	〃
9	議案第52号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
10	議案第53号	北中城村役場外構工事改定契約について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和4年第9回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、比嘉 悟議員及び比嘉正志議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間

にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第46号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第46号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第46号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第46号

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和4年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、給料表及び勤勉手当の改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規		現行例規	
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>		<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	
省略		省略	
再任用職員以外	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
再任用職員以外	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300

職員	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	職員	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300
	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500		8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400		9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600		10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600
	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600		11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600
	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800		12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800
	13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600		13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600
	14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600		14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600
	15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600		15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600
	16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600		16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600
	17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300		17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300
	18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300		18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300
	19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100		19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100
	20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000		20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000
	21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900		21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900
	22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800		22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800
	23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800		23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800
	24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700		24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700
	25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700		25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700
	26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600		26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600
	27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600		27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600
	28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600		28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600
	29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100		29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100
	30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900		30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900
	31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700		31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700
	32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300		32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300
	33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100		33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100
	34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500		34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500
	35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000		35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000
	36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600		36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600

37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>226,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600

37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600

68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			

68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			

98	296,100	344,100		
99	296,500	344,500		
100	296,900	344,800		
101	297,100	345,100		
102	297,400	345,500		
103	297,800	345,900		
104	298,100	346,300		
105	298,300	346,800		
106	298,600	347,200		
107	299,000	347,600		
108	299,300	348,000		
109	299,500	348,500		
110	299,900	348,900		
111	300,300	349,200		
112	300,600	349,500		
113	300,800	350,000		
114	301,000			
115	301,300			
116	301,700			
117	301,900			
118	302,100			
119	302,400			
120	302,700			
121	303,100			
122	303,300			
123	303,600			
124	303,900			
125	304,200			
省略				

98	296,100	344,100		
99	296,500	344,500		
100	296,900	344,800		
101	297,100	345,100		
102	297,400	345,500		
103	297,800	345,900		
104	298,100	346,300		
105	298,300	346,800		
106	298,600	347,200		
107	299,000	347,600		
108	299,300	348,000		
109	299,500	348,500		
110	299,900	348,900		
111	300,300	349,200		
112	300,600	349,500		
113	300,800	350,000		
114	301,000			
115	301,300			
116	301,700			
117	301,900			
118	302,100			
119	302,400			
120	302,700			
121	303,100			
122	303,300			
123	303,600			
124	303,900			
125	304,200			
省略				

第2条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように

改正する。

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第26条第2項の改正規程を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

改正内容につきましては、次ページより、まず、主な内容といたしまして勤勉手当の改定、そして、給与表の改定でございます。お目通し

のほうお願いしたいと思います。

附則、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、

令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（北中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第26条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第3項、給与の内払、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第46号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第47号 北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 議案第47号 北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第47号 北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第47号

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和48年北中城村条例第27号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規

定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和4年人事院勧告に鑑みての一般職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和48年北中城村条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の <u>167.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の <u>162.5</u> を乗じて得た額とする。

第2条 北中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和48年北中城村条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の <u>165.0</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の <u>167.5</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

改正内容といたしまして、別紙のほうで定めてあります。

期末手当の率、そして1条がこれまでのそれ。そして、2条が来年の4月1日から施行するも

のでございます。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第47号 北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第48号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第5. 議案第48号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第48号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第48号

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年北中城村条例第6号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和4年人事院勧告に鑑みての一般職及び特別職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>省略</p>

第2条 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>165.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>省略</p>

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

改正内容につきましては、別添の通りでございます。お目通しのほうお願いしたいと思います。期末手当の改正でございます。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第48号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第48号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第49号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第49号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第49号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について。

議案第49号

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年11月28日 提出

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,986,101千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,822,978	33,330	1,856,308
	2 国庫補助金	683,539	33,330	716,869
18 県支出金		987,193	2,364	989,557
	2 県補助金	470,627	2,364	472,991
21 繰入金		431,688	8,551	440,239
	2 基金繰入金	431,170	8,551	439,721
歳入合計		8,941,856	44,245	8,986,101

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		94,040	101	94,141
	1 議会費	94,040	101	94,141
2 総務費		1,849,791	2,966	1,852,757
	1 総務管理費	1,591,292	4,956	1,596,248
	2 徴税費	118,763	△2,066	116,697
	3 戸籍住民基本台帳費	104,359	76	104,435
3 民生費		3,281,735	21,224	3,302,959
	1 社会福祉費	1,685,770	16,607	1,702,377
	2 児童福祉費	1,595,965	4,617	1,600,582

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		1,020,328	18,149	1,038,477
	1 保 健 衛 生 費	682,233	823	683,056
	2 清 掃 費	325,095	17,326	342,421
5 農 林 水 産 業 費		211,069	132	211,201
	1 農 業 費	204,336	△529	203,807
	3 水 産 業 費	3,522	661	4,183
6 商 工 費		181,373	167	181,540
	1 商 工 費	181,373	167	181,540
7 土 木 費		490,614	1,376	491,990
	1 土 木 管 理 費	49,751	△42	49,709
	3 都 市 計 画 費	333,859	1,418	335,277
9 教 育 費		1,083,734	130	1,083,864
	1 教 育 総 務 費	184,089	804	184,893
	4 幼 稚 園 費	77,022	△2,640	74,382
	5 社 会 教 育 費	279,476	1,516	280,992
	6 保 健 体 育 費	224,496	450	224,946
歳 出 合 計		8,941,856	44,245	8,986,101

補正予算の内容の詳細につきましては、副村長のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私より議案第49号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、そして、地方創生臨時交付金事業の追加分の計上、そして、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正が主な内容となっております。

給与改定内容は、本年度の官民格差を解消するため、一般職の月例給を平均で0.23%引き上げ、勤勉手当を0.1月分引き上げるものでござ

います。また、これに併せて特別職および議員の期末手当を0.05月分引き上げる内容となっております。

詳細については説明を省かせていただきますが、補正予算最終ページの給与明細書で後ほど御説明したいと思います。

まず、歳入の方から御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金、2節地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応）3,333万円の増につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰の重点支援分として計上しております。この補正で北中城村の地方創生臨時交付金全体の交付限度額2億3,466万7,000円を全て計上いたしてございます。

この内訳といたしまして通常分が1億3,131

万3,000円、物価高騰分が5,424万1,000円、重点支援分が4,911万3,000円となっております。事業詳細につきましては歳出の方で御説明いたします。

次に18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費県補助金236万4,000円の増につきましては、沖縄県の地方創生臨時交付金である保育所等光熱費負担軽減事業の補助金となっております。

続きまして、21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金855万1,000円の増につきましては、財源不足を補うための基金繰入金となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

主に地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。

まず、11ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金1,593万4,000円の増につきましては、介護保険事業所等物価高騰対策支援事業補助金となっております。これは電気・ガス・燃料費を含む物価高騰の影響を受けた福祉事業所の負担を軽減するための支援補助となっております。介護施設17事業所、障害福祉施設15事業分を見込んでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金371万4,000円と、次の4目児童館費、18節負担金、補助及び交付金27万9,000円の増につきましては、歳入のほうでも御説明いたしました。沖縄県の地方創生臨時交付金を活用いたしました保育所等光熱費負担軽減事業の補助金となっております。村内の認可保育園、認可外保育園、学童クラブが対象となっております。裏負担分といたしまして、地方創生臨時交付金を充当してございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、10節需用費から12節委託料までの合計1,732万6,000円の増につきましては、通常支援分といたしまして、村指定の燃やすごみ袋これは大きいほうを村内全世帯、約7,700世帯に100枚ずつ、10枚入りを10袋を配布いたします。指定ごみ袋及びそのごみ袋を箱詰めするその箱の購入費が合計で1,101万1,000円、配布に係る通信運搬費が529万8,000円、ごみ袋支給委託料といたしまして101万7,000円を計上しておりますが、予算書の中ではごみ袋購入費だけが見えますけれども、同じ需用費の中にごみ袋を箱詰めする箱代123万2,000円の記載がございませんけれども、合計で1,101万1,000円となっております。

続きまして、16ページをお願いします。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費、18節負担金、補助及び交付金66万1,000円の増につきましては、水産業物価高騰対策支援補助金となります。これは光熱費高騰分への支援でございまして、従量電灯・低圧電力の10か月分を漁業組合に対して補助をいたします。

続きまして、19ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、14節工事請負費121万7,000円の増につきましては、多目的公園施設のトイレがきまして、これを洋式トイレに改修する工事費となります。しおさい公苑及び渡口多目的公園の既設の和式の便器、合計4基を洋式便器へ改修いたします。

続きまして、24ページでございます。

今回の人件費補正の給与費明細書となっております。

初めに、特別職の人件費を御説明いたします。

表の見方といたしまして、上段が補正後、中段が補正前、下の段が比較となっております。今回、市町村長等と議員の期末手当の支給率をそれぞれ0.05月分増やして、3.25月分から3.3

月分となります。12月の期末手当支給から適用となります。増減比較では、市町村長等が6万8,000円の増でございます。議員は増減ゼロとなっておりますが、今回は議員の改選がありまして、新しい議員の12月期末手当につきましては満額ではありませんので、予算的には補正はしてございません。

25ページをお願いします。

一般会計職員の給与明細となります。下の段の(2)給料及び職員手当の増減額明細を御覧ください。

給料増減額は265万5,000円減となっております。内訳といたしまして人事院勧告による改定分が149万4,000円の増であります、その他分が414万9,000円の減となっております。これは、主に今年育児休業を取得した職員がいますので、その支給見込みがないため、その分を減額してございます。

次に、職員手当増減は474万6,000円増となっております。内訳といたしまして人事院勧告による改定影響分が477万2,000円の増でございます。その他分が2万6,000円の減となっております。

職員の給与改定による増額は、合計で626万6,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、14ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、その10節の需用費ですけれども、今回村指定ごみ袋購入費ということで先ほど説明がありましたけれども、私、何回かこのごみ問題、ごみ問題というか、ごみについては青葉苑に出しているところ、中城村と北中城村、両市でやっていますけれども、人口が

多い中城村より北中城村の搬入量が多い。ちょっとこれ問題じゃないかという話はちょこちょこさせていただきました。

また、これから浦添市と一緒にやってやろうとしていて、またさらにこの負担が大きくなるという考えを基にやると、今回コロナ対策でごみが多くなったということですが、緊急事態宣言のときはもちろんごみの排出量というのは増えていて、この時期でそういった形でやるというのはどうかなというのと、また、このごみ袋をこういうふうに無料で補助することになると、何か村民に対して、もっとごみ出してというか、何か違ったメッセージをやっていっているのじゃないかなというふうに思っています。その辺は村長、どういうふうに思っているのかというのが1件。

それと、全員協議会でも少し話出たんですけども、先ほど副村長からありました説明の中で箱代が入っていないということで、説明はしていましたが、やはり我々議員の中では、説明ではあるんですけども、しっかりした資料を議会に出していただきたいという気持ちがありまして、考えがありまして、こういったちゃんとした箱代が入った部分も含めて差し替えできないかという話をやって、ほとんどの議員がそうだねという話をしています。この辺に關してもどのようなお考えなのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えします。

この今回のごみ袋の配布等につきましては、あくまでも物価高騰に伴う生活者の負担が大きいものですから、それを軽減するための措置としてこれを考えました。

今後、またごみの軽減とかそういったのを図る場合には、また別の策というのがあると思

ますけれども、今回につきましては物価高騰が
ございますので、住民の負担軽減ということで
措置したわけでございます。

これは御承知のように100%交付金のほうで
措置しているわけでございます。

それから、今箱代が抜けているという説明不
足があるんじゃないかということでござい
ますので、これについては、今後電算のシステム上
それも含めた集計されてきますので、ぜひその
説明の欄にはそのようなことも付記していき
たいと思います。

基本的には予算に係る額の全てについて説明
欄のほうに付記できるようなものにしていき
たいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、資料の12ページ、3款民生費、2項児
童福祉費、2目保育所費及び4目児童館費の同
じく18節負担金、補助及び交付金について質問
いたします。

先ほど説明で地方創生臨時交付金の補助金、
光熱水費に充てるということでしたが、村内の
保育所及び学童クラブ全てにamahなく補助が受
けられるものと理解しております。その補助金
の助成の方法については均等に配られるのか、
それとも規模に応じて案分されていくのか、そ
の辺の説明と全ての事業所に配られるのか、そ
れを教えてくださいたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、この事業につきましては、沖縄県が実
施している事業を活用して、その裏負担分を地
方創生を充てるというような事業となっております。

補助の在り方なんですけれども、保育所、学
童ともに1人当たりの補助単価というものを県
が設定してございまして、保育所、これは認可
外も含めてでありますけれども、児童1人当
たり単価といたしましては3,500円掛ける定員と
いうような形となっております。学童クラブに
つきましては、児童1人当たり1,000円の単価
となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長、村内にある全ての施設が該当す
るんですかという質問でした。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

失礼いたしました。答弁漏れございました。

村内に所在します認可園、認可外、それから
学童クラブが対象となります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

先ほどの説明で、保育所については3,500円
の定員分、学童クラブについては1,000円の定
員分ということで、事業所に均等に分けるとい
うことではなく規模に応じた補助ということで
理解しました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わら
す。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略す
ることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和4年度北中城村一般会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第49号 令和4年

度北中城村一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第50号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第7. 議案第50号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(比嘉孝則)

では、議案第50号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

議案第50号

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228千円を増額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ2,287,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		107,573	228	107,801
	4 雑入	107,568	228	107,796
歳入合計		2,287,460	228	2,287,688

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,433	228	70,661
	1 総務管理費	53,419	228	53,647
歳出合計		2,287,460	228	2,287,688

歳入歳出予算補正、1ページ、2ページに歳入のほうで、12款諸収入で22万8,000円、そして歳出のほうで総務費、総務管理費で22万8,000円を措置してございます。

詳細については、健康保険課長のほうから説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第50号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、令和4年度人事院勧告及び沖縄県人事院勧告に基づいた職員給料表及び勤勉手当の改定による人件費の補正でございます。

5ページをお開きください。

事項別明細書でもって御説明させていただきます。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入22万8,000円の増につきましては、

歳入歳出の調整分でございます。

次、6ページをお開きください。

続きまして、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節の給料4万5,000円及び3節職員手当11万5,000円、4節共済費5万9,000円及び18節負担金、補助及び交付金9,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第50号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第

3号)については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第51号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第8. 議案第51号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(比嘉孝則)

では、議案第51号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

議案第51号

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第4号)について

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和4年度北中城村水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	580,667 千円	0 千円	580,667 千円
第1項 営業収益	537,086 千円	0 千円	537,086 千円
第2項 営業外収益	43,579 千円	0 千円	43,579 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円

支 出

第1款 水道事業費用	539,116 千円	173 千円	539,289 千円
第1項 営業費用	536,821 千円	173 千円	536,994 千円
第2項 営業外費用	1,293 千円	0 千円	1,293 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「80,271千円」を「80,362千円」に、過年度分損益勘定留保資金「69,123千円」を「69,214千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,404 千円	0 千円	1,404 千円
第1項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円
第2項 出資金	1 千円	0 千円	1 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第5項 工事負担金	1,400 千円	0 千円	1,400 千円

支 出

第1款 資本的支出	81,675 千円	91 千円	81,766 千円
第1項 建設改良費	74,230 千円	91 千円	74,321 千円
第2項 企業債償還金	6,444 千円	0 千円	6,444 千円
第3項 国庫補助金返還金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

まず、最初に収益的収支が記してありまして、支出のほうで17万3,000円の支出がございます。そして、資本的収支のほうで支出のほうに9万1,000円の補正がございます。

詳細については、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第51号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の主な点としまして、人勸による人件費の見直しであります。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用17万3,000円の増となっております。3目総係費17万3,000円の増で、内訳としまして1節給料が4万2,000円の増、2節手当が14万7,000円の増で、内容としましては、期末勤勉手当が14万7,000円の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費9万1,000円の増となっております。2目拡張費9万1,000円の増で、内訳としまして2節手当が4万1,000円の増で、内容としましては期末勤勉手当が4万1,000円の増となっております。6節法定福利費が5万円の増となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第51号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第52号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第9．議案第52号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第52号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	365,595 千円	0 千円	365,595 千円
第1項 営業収益	119,307 千円	0 千円	119,307 千円
第2項 営業外収益	246,287 千円	0 千円	246,287 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	359,712 千円	87 千円	359,799 千円
第1項 営業費用	319,599 千円	87 千円	319,686 千円
第2項 営業外費用	39,111 千円	0 千円	39,111 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「53,674千円」を「53,885千円」に、過年度分損益勘定留保資金「33,923千円」を「34,134千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	

第1款 資本的収入	226,980 千円	0 千円	226,980 千円
第1項 企業債	64,100 千円	0 千円	64,100 千円
第2項 他会計補助金	110,300 千円	0 千円	110,300 千円
第3項 県補助金	52,580 千円	0 千円	52,580 千円
	<u>支 出</u>		
第1款 資本的支出	280,654 千円	211 千円	280,865 千円
第1項 建設改良費	154,754 千円	211 千円	154,965 千円
第2項 企業債償還金	124,900 千円	0 千円	124,900 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

1 ページをお開きください。

1 ページのほうで、収益的収支のほうで支出のほうに8万7,000円の補正がございます。

それから、資本的収支のほうでは支出のほうに21万1,000円の補正がございます。

この補正について、詳細につきましては、上下水道課長のほうから御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2 ページをお開きください。

今回の主な補正の内容につきましては、人勸による人件費の見直しになります。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用8万7,000円の増であります。4目総係費が8万7,000円の増で、主な内訳としまして3節手当が3万円の増で、内容としましては期末勤勉手当が3万円の増となっております。5節法定福利費が4万2,000円の増となっております。

3 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資

本的支出、1項建設改良費21万1,000円の増となっております。1目管渠建設改良費が21万1,000円の増で、主な内訳としまして2節手当が9万6,000円の増で、内容としましては期末勤勉手当が9万6,000円の増となっております。4節法定福利費が10万2,000円の増となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第52号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第53号 北中城村役場外構工事改定契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 議案第53号 北中城村役場外構工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第53号 北中城村役場外構工事改定契約について御説明申し上げます。

議案第53号

北中城村役場外構工事改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城村字喜舎場地内
北中城村役場外構工事
2. 改定契約金額：¥62,953,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,723,000－）
3. 契約の相手方：北中城村字島袋602番地の1
有限会社 向陽技建
代表取締役 糸 満 俊 也

令和4年11月28日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

別紙工事請負改定契約のコピーを添付して
ございます。お目通しのほうお願いいたします。
それから、設計図書等についても別添添付して
ございます。お目通しのほうお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

すみません、ちょっと細かいことなんですけ
れども、から行きたいと思えます。

数量総括表でタイヤ止めが当初60から30とい
うことで少なくなっているんですけども、こ
れは何か台数が減ったのか、どうして半分も減
っているのか。この辺と、あと、私が見る限り
もう大体工事終わったのかなと思うんですけれ
ども、いつから使えるようになるのか。大分期
間たっていると思うんですけれども、なぜ今ま
でかかっているのか、それ2点よろしく願ひ
します。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず、車止めの件数ですが、特に台数が減っ
たということではございません。設計の段階で
カウントが間違っていたというのがそもそもの
要因です。2つでワンセットなんですけど、それ
をさらに2倍していたような感じになります。

次に、工期の遅れというか、供用開始につい
ての御質問なんですけど、少しこれ経緯説明させ
ていただきますと、工事着手前になります、県
への事前の開発許可申請の調整の段階では、申
請後約2か月から3か月かかると、許可が下り
るまでですね。それを見越して私が実際県への
申請を行ったのが令和3年11月26日です。その
後入札をいたしまして、入札が1月14日に入札
してございます。

当然3月が年度なんですけど、繰越しというこ
とを想定してましたので、その期間に準備で
きて、4月には着手できるという想定でいまし
た。

当然約3か月待っていますので、調整段階で
の2か月から3か月というのを守りながら4月
に実際かかれるのかなというふうに思っていた
んですが、実際に許可が下りたのが6月8日
です。実に半年以上許可までにかかっています。

その際に、担当の者は再三県のほうに開発許
可の許可はいつ下りるのかということを確認し
ていますが、県は実際審査中ということで明確
な回答が得られない状況が続いていました。

私たちも直接担当ではなかなかそういった明
確な返事が得られないものですから、村長にお
願ひして、県のほうに、土木建築部長宛てに電
話していただいて、今の駐車場の状況、村民が
困っているということで早急に審査完了してい
ただけないかということをお話しいただいたの
が、これが4月20日前後です。それから約1か
月以上かかって6月8日に下りたという話です。

そのため、工期が約3か月も延びている。今
月末が工期なんですけれども、延びている状況
です。

供用開始はまだちょっと分からないですけれ
ども、実際スケジュール的には今日が村の検査
を実施します。12月1日に県の完了検査を予定
しています。その完了検査を受けて、県のほう
から合格通知が頂ければ、即供用開始したいと
思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

工事が完成してから供用される時間が、使え
るようになるまでの期間が、ちょっと見た目長
過ぎないかなというふうなのが、今までの答弁
は結構いろいろ聞いてきましたけれども、完成

してからの、明日、村が完成の審査をすとか言っていますけれども、もうちょっと早くできないのかというのが先ほどから言っている村民の利便性、駐車場なかなか使えなくて、もう道のところに止めているというのは結構あるんですよね。

その辺はなぜそうなったのか、工事が終わってすぐ検査できなかったのか。それですぐ県のほうにも対応してもらえなかったのかというのをもうちょっと説明できればお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

見ていただければ分かるんですけども、実際完成しています。完成したのが先週です。だから、特に待っているというわけではない。

いろいろ塗装とかもあります。その後、先週完成して今日検査ですから、待っているわけでもないし、特にそういったあれはございません。

もし仮にできて、形として完成して、検査を受けない前に供用を開始した場合、そうすると、責任がどこに転嫁されるか分かりません。その際、壊しただったりとかあったら、業者、完了検査合格通知を受けて引渡しを初めて終えた段階で村のほうに渡しますので、その間のトラブルもありますので、しっかり完成後合格通知を受けた後に私たちのほうに引渡しというのが流れですから、特に遅れているというわけでは、完成してすぐです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

特に遅れていないということで分かりました。

ちょっと見た目でもう完成しているんじゃないか、早くもう使えるんじゃないかという気持ちがあったんで、この辺を少し確認したかっただけです。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。今の上間議員の質問と重複しますけれども、数量総括数のタイヤ止めですね、何か積算ミスとかミスがあったということなんですけれども、単純に60から30ということでは当初はじゃ60台の予定だったということですか。

私はこれ見たときに車止めは要するに1台につき2本用意していたのが1本で済むという判断で30になったのではないのかなという推測をしたんですけども、そうではないんでしょうか。それももう少し説明を求めます。

それから、関連してなんですけど、今仲順側からこの役場に向かってきたときに、この駐車場に入るときに、若干少し通り過ぎてUターンするような形で今入るような形になっているんですね。仮設の分離帯が設置をされているのでそうになっているんですけども、これは駐車場がオープンした場合には、この仮設の分離帯は何本か取り除いて右折が直にできるような、Uターンするような形ではないやり方にするのか、それとも、もう信号から右に入って、このETC側から入るような形にするのか、これはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず、車止めの考えなんですけれども、当初からの台数は変更ございません。

まず、2つでワンセットを勘違いして1つだと思って倍にしている。車止めは2つで1セットなんですね。そもそも2つで1組の予定しているんですけども、それをまた2つ必要だからさらに倍にしているだけというか、それのカウントミスです。

あと、中央分離帯の仮設の駐車場というのがちょっとどこか分からないんですけども。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

役場前の中央分離帯に関しましては、県道の工事なものでございまして、この駐車場との出入りの問題は関係しないと思います。

私たちが想定しているやつは、恐らく信号から右折していただいて、ETC側に入ってきて、そこから入ってくるという形を想定してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

オープンした際には、この分離帯はもっとスムーズに駐車場側に村民が入れるような特別要請とかそういうことは考えていない。村としたら、できるだけ信号から右折して、このETC側から入ってほしいという考えと受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

逆にUターンしてしまうと、直進してくる車両との問題がございまして、できるだけ右折していただきたいというのが駐車場を管理する者としての考えでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっとくどいようですけども、そうであれば、今の形態自体もUターンするような形で駐車場に入るとは危険だという判断をされているということですよ。

今の形状は維持しながらUターンするような形でも利用するのも別に禁止はしないけれども、でも、信号から入ってほしいという何か中途半端なんですけれども、じゃ、現状のままで駐車場に仲順側から来たら入るということも可能なんですよ。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ここの規制がUターン禁止にはなっていないので、それは可能だと思います。

ただ、私たちとしては右折して、せっかくここに造ってありますから、入れるようになっていきますから、そこを利用させていただきたい。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 北中城村役場外構工事
改定契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第53号 北中城村
役場外構工事改定契約については原案のとおり
可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の
字句及び数字、その他の整理を要するものは、
会議規則第45条の規定により、その整理を議長
に委任されたいと思います。御異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本臨時会における議決
事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に
委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第9回北中城村議会臨
時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和4年第10回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月 9日（金曜日） 会期 12日間
 閉 会 12月20日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 9	金	本会議	午前10時	議員全員協議会 開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明
12. 10	土	休 会		各自議案研究
12. 11	日	休 会		各自議案研究
12. 12	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託、付託省略、討論、決定（補正予算等） 委員会審査
12. 13	火	本会議	午前10時	一般質問（4名）
12. 14	水	本会議	午前10時	一般質問（4名）
12. 15	木	本会議 委員会	午前10時	一般質問（2名） 委員会審査
12. 16	金	委員会	午前10時	委員会審査
12. 17	土	休 会		
12. 18	日	休 会		
12. 19	月	委員会	午前10時	委員会審査、議員全員協議会
12. 20	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和4年第10回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年12月9日 午前10時04分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年12月9日 午前11時00分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和4年12月9日(金曜日)

1. 開議 午前10時04分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第54号	北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	説 明
5	議案第55号	令和4年度北中城村一般会計補正予算(第5号)について	〃
6	議案第56号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	〃
7	議案第57号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第5号)について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和4年第10回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時04分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時04分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。会務の報告、令和4年9月から11月の会務報告であります。

まず、9月2日、中城北中城消防組合議会が開催され、前議長が出席しております。

9月20日、沖縄県町村議会議長会定例役員会が那覇市で開催され、前議長が出席しました。

同日は、秋の全国交通安全運動出発式が開催され、副議長が出席しております。

同じく22日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が実施され、前議長が監査を行っております。

9月28日から10月21日までの24日間、第8回9月定例議会を開催しました。

10月5日、中部地区町村議会議長会10月定例総会が嘉手納町で開催され、出席しました。総会において役員改選案が提案され、会長に仲村渠兼栄嘉手納町議会議長、そして副会長に私が選任されました。

そして、10月8、9日、第37回北中城まつり・青年エイサーまつりがしおさい公苑で開催され、多くの議員の皆さんと共に参加し、オープニングテープカットを行いました。今回の祭りにつきましては、2日間、会場あふれんばかりの来場者がいて、本当に大変盛り上がった祭りでした。

10月13日、沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会及び交流会が那覇市で開催され、多くの議員と共に出席しました。

10月14日、令和4年度ゆがふう塾最終報告会が嘉手納町で開催され、出席しましたが、本村からも職員お二人が参加をされ、立派な報告を

しておりました。

10月23日、美ら島おきなわ文化祭2022開会式が宜野湾市で開催され、出席しました。

同日は、北中城村文化協会第25回文化祭「舞台部門」が開催され、多くの議員と共に出席しました。

10月26日、福岡県行橋市議会の行政視察研修受入れを行い、挨拶を述べた後に、一緒になって研修を行いました。

10月31日、中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会が開催され、出席しました。

同日は、デービッド・イゲ・ハワイ州知事演説会が沖縄県議会本会議場で行われ、出席しました。

また、同日は、第7回世界のウチナーンチュ大会開会式が那覇市で開催され、出席しました。

11月3日、第7回世界のウチナーンチュ大会グランドフィナーレが那覇市で開催され、出席しました。

そして、11月7日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、出席しました。

11月8日から11日までの日程で、第66回町村議会議長全国大会・中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が東京都、神奈川県で開催され、出席しました。全国町村議会議長大会は、東京都NHKホールにおいて、要望・決議・特別決議を採択後、前外務省職員の宮家邦彦氏による「最新の国政情勢と日本経済に与える影響」の演題で特別講演会が開催されました。中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会は、神奈川県南足柄市において、ふるさと納税への取り組みについて行政視察研修を行いました。

11月15日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。初議会において、消防組合議長に私が選任され、副議長に石原昌雄中城村議会副議長が就任しました。

同日、令和4年度北中城村イングリッシュコンテストが開催され、出席しましたが、本当に

レベルの高いコンテストでありました。

17日、さとうきび政策確立沖縄県農業代表者大会が豊見城市で開催され、出席しました。

20日、島袋小学校運動会が開催され、出席しました。

22日、第44回全国土地改良大会沖縄大会が沖縄市で開催され、出席しました。

25日、中部広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催され、出席しました。

同日は、中部地区町村議会議員・事務局職員研修会が開催され、多くの議員と共に出席しました。

28日は、第9回臨時議会を開催しました。

同日は、県介護保険広域連合による介護保険料均一賦課の説明会が開催され、出席しました。

同日、また、村功労者表彰審査会が開催され、出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、12月6日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和4年9月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

また、村監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年9月から令和4年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

また、村教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27号の規定による令和3年度北中城村教育事務点検評価報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、平安山和美議員及び喜屋武 功議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月20日火曜日までの12日間にししたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月20日までの12日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、行政報告を行います。

9月2日から3日、トーカチ祝い慶祝訪問を村内で行いました。

それから9月6日、テレビ大阪の番組で「村長さんに聞いてみた！ウチの村は日本一」という番組の収録を行いました。

9月13日、北中城村議会議員当選証書付与式に参加いたしました。

それから、9月16日、北中城村老人クラブ連合会ゲートボール大会が県総合運動公園で行われました。挨拶を述べました。

それから、9月17日、ハッピーアースフェスタ、イオンモール沖縄ライカムのほうで行われ、挨拶を述べました。

9月19日、新百歳慶祝訪問、村内の慶祝訪問をいたしました。

9月26日、北中城村生涯学習推進計画策定委員会を開催いたしました。

9月27日、農地パトロール出発式が行われ、農地パトロールに参加いたしました。

10月2日、北中城村中学校体育祭に参加しました。

それから、カジマヤー祝いの慶祝訪問を行いました。

10月8日から9日、北中城まつり・青年エイサーまつりがしおさい公苑で行われました。3年ぶりの開催ということで、大盛況、参加者も多く、これまでにない大盛況だったと思います。

10月13日、中部地区老人クラブ大会がうるま市のほうで行われました。本村からは、安里幸男さんと仲順老人クラブが表彰を受けました。

10月16日、世界アルツハイマーデー記念講演会が村総合社会福祉センターで行われました。

それから、同日、仲順自治会の慰霊祭、喜舎場自治会の慰霊祭が行われ、参加いたしました。

10月21日、宜野湾青年会議所創立45周年式典祝賀会が行われまして、参加をいたしております。

10月22日、大城老人クラブ創立50周年記念式典に参加し、挨拶を述べました。

それから、同じく10月22日、美崎ハロウィン・夕涼み会が美崎集会所のほうで行われ、挨拶を述べました。

10月23日、美ら島おきなわ文化祭2022開会式を宜野湾市のほうで行われ、参加いたしました。

そして、同じ日に美ら島おきなわ文化祭北中城「舞台部門」が行われ、挨拶を述べました。

10月24日、北中城村情報発信プラットフォーム構築実証事業連携協定締結式を役場のほうで行っております。

10月25日から27日、沖縄県市町村自治会館管理組合の県外視察を行いまして、富山県、石川

県、福井県、岐阜県を視察してまいりました。

10月28日、元気っ子運動会、村社会福祉協議会で行われまして、参加をいたしました。

10月30日、北中城村幼稚園運動会がありまして、参加をいたしました。

10月31日、世界のウチナーンチュ大会開会式が那覇市で行われ、参加いたしました。

そして、11月1日、第7回世界のキタナカグスクンチュ大会をイオンモール沖縄ライカムで行われ、ハワイの方が多く参加しておりまして、ハワイのまた村人会もございましたので、ヒガ会長との会食もいたしました。

11月6日、北中城村ふれあいスポーツ大会、北中城中学校体育館で行われました。

11月12日、美ら島おきなわ文化祭、北中城「展示部門」を中央公民館で行っております。挨拶を述べております。

それから、11月15日、北中城村イングリッシュコンテストが行われ、私も挨拶をいたしました。

11月16日から18日、全国町村長大会県外視察ということで、東京のほうに出張いたしました。

そして、11月20日、島袋小学校運動会に参加をいたしました。

同じく11月20日に北中城団地まつりが開催され、出席し、挨拶を述べました。

11月26日、ライカムハートロードクリーンアップ作戦ということで、ライカム地区の都市公園予定地のほうで開催されました。自治会結成のための取っかかりをつくったのかなと思います。公園づくりのワークショップ等を展開され、自治会の方々も多く参加したと考えております。

それから、11月27日は、まず、虫歯のない子どもの表彰式を中央公民館で行いました。そしてまた、午後はeスポーツ大会、イオンモール沖縄ライカムのほうで行いました。

そして、それから、健康マエストロ養成講座、これはあやかりの杜で行い、修了証書を授与し

ております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第5．議案第55号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

日程第6．議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第7．議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから日程第7．議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの4件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について御説明申し上げます。

議案第54号

北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月9日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要があるため

北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

第1条 北中城村職員の定年等に関する条例（昭和59年北中城村条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 _____</p> <p>_____</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 _____）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3 _____</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、次に掲げる職員の定年は、年齢63年とする。</u></p> <p><u>（1） 運転手</u></p> <p><u>（2） 調理員</u></p> <p><u>（3） 老人家庭奉仕員</u></p> <p><u>（4） 清掃作業員</u></p> <p><u>（5） 用務員</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に _____</u>に係る定年退職日の翌日から起算して1</p>

年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて村長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得てこれらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同

年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。_____

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき_____。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由_____が引き続き存すると認めるときは、村長の承認を得て_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____

項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 省略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、北中城村職員の給与に関する条例(昭和58年条例第6号)第11条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び北中城村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和58年条例第12号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものの

の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 省略

(新設)

(新設)

(新設)

ほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超え

（新設）

ない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（１） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（２） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（３） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２ 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期

（新設）

間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(新設)

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(新設)

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

(新設)

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、
規則で定める。

附 則

1・2 省略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日ま
での間における第3条本文の規定の適用につ
いては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に
応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日ま
での間において、北中城村職員の定年等に関
する条例等の一部を改正する等の条例（令和
4年北中城村条例第22号）第1条（次項にお
いて「令和4年改正条例」という。）による
改正前の第3条各号に掲げる職員であって、
第3条の規定を適用する職員については、前
項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ
る期間の区分に応じ、同条中「65年」とある
のはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任
用される職員その他の法律により任期を定め
て任用される職員及び非常勤職員を除く。以
下この項において同じ。）が年齢60年に達す
る日の属する年度の前年度（以下この項にお
いて「情報の提供及び勤務の意思の確認を行
うべき年度」という。）（情報の提供及び勤
務の意思の確認を行うべき年度に職員でなか

(新設)

附 則

1・2 省略

(新設)

(新設)

(新設)

った者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第2条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</u> 第7条の2 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（削除）</p>	<p><u>（再任用職員の給料月額）</u> 第7条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、一般職員の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u> 第7条の3 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任</u></p>

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 省略

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下この号において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額を、村長の定めるところにより算出した当該職員の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を45,000円に加算した額とする。

3 第1項第2号に規定する職員に支給する通勤手当の月額は次の表に掲げる額とする。（ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

省略

4 職員を他の地方公共団体等に派遣して長期間研修を行わしめる場合には、前2項の規定にかかわらず、村長の定めるところに

用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 省略

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下_____「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額を、村長の定めるところにより算出したその者の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を45,000円に加算した額とする。

3 第1項第2号に規定する職員に支給する通勤手当の月額は次の表に掲げる額とする。（ただし、再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

省略

4 職員を他の地方公共団体等に派遣して長期間研修を行わしめる場合は、前2項の規定にかかわらず、村長の定めるところに

より通勤手当額を調整して支給することができる。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を

より通勤手当額を調整して支給することができる。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 省略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を

乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間の超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

_____の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じ

乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間の超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

_____の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じ

て得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 省略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第7条第2項から第9項まで、第12条、第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第23条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間に応じて次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

省略

3～6 省略

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）における当該職員の勤務成績（規則で定める職員にあっては、当該職員の勤務の状況）に応じて、支給日（第23条第1項に規定する日をいう。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

て得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 省略

(再任用職員についての適用除外)

第22条の2 第12条

_____、第13条及び第14条の規定は、再任用職員_____には適用しない。

(期末手当)

第23条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

省略

3～6 省略

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）におけるその者の勤務成績（規則で定める職員にあっては、その者の勤務の状況）に応じて、支給日（第23条第1項に規定する日をいう。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

1～11 省略

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2

(1) 前項の職員のうち再任用職員
以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員
当該再任用職員
の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

1～11 省略

（新設）

（新設）

項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(新設)

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

18 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

別表第1（第5条関係）

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

行政職給料表

省略							
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職		円	円	円	円	円	円

省略							
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円

_____の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 省略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき、7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上上の週休日）を設けなけれ

しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 省略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員_____については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員_____については、1週間ごとの期間について、1日につき、7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員_____にあっては8日以上上の週休日）を設けなけれ

ばならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、定年前提任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年（4月1日から3月31日までとする。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年（4月1日から3月31日までとする。）において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員、定年前提任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3） 省略

2・3 省略

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

ばならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年（4月1日から3月31日までとする。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年（4月1日から3月31日までとする。）において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3） 省略

2・3 省略

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第5条 北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
------	------

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 北中城村職員の定年等に関する条例
(昭和59年条例第27号) 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 北中城村職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) 省略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 北中城村職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(3) 省略

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第22条の2	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定め

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 北中城村職員の定年等に関する条例
_____第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(新設)

(3) 省略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(新設)

(2) 省略

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第22条第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定め

る職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア・イ 省略

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 省略

る職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア・イ 省略

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 省略

第6条 北中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年北中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び<u>法第22条の2第1項第2号</u>に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び<u>同法第22条の2第1項第2号</u>に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p>

第7条 北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成18年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
------	------

<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>北中城村職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 省略</p>
--	---

第8条 北中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和47年北中城村条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(降給の事由等)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(北中城村職員の給与に関する条例(昭和58年北中城村条例第6号)第5条又は北中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する規則(平成8年北中城村規則第6号)第2条に規定する給料表をいう。)の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに</p>	<p>(降給の事由等)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(北中城村職員の給与に関する条例(昭和58年北中城村条例第6号)第5条又は北中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する規則(平成8年北中城村規則第6号)第2条に規定する給料表をいう。)の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする</p>

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの第1条の規定による改正前の北中城村職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の北中城村職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、村長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該

退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短

時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（北中城村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第2条の規定による改正後の北中城村職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第12項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北中城村職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第13号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北中城村職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北中城村職

員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第13号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第7条第2項から第9項まで、第12条、第13条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

この改正につきましては、国家公務員法等の一部改正により、定年年齢が引き上げられたことに伴い、地方公務員法等の一部が改正され、本村においても職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職から非管理監督職への降任等をする制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の一部改正が必要であるためでございます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

第1条、北中城村職員の定年等に関する条例

（昭和59年北中城村条例第27号）の一部を次のように改正いたします。

この1条の改正につきましては、主に定年年齢を65歳とする改正と、60歳以降の管理職降任及び定年前再任用短時間勤務制についての改正でございます。下線部についての改正でございますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

それから第2条、9ページをお開きいただきたいと思います。

北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正

する。

この2条につきましては、再任用職員についての規定を定年前再任用短時間勤務職員への字句改正及び職員の60歳以降の給料月額を70%にする改正でございます。お目通しのほうをお願いしたいと思います。

それから、18ページをお開きください。

第3条、北中城村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年北中城村条例第21号）の一部を次のように改正する。

3条につきましては、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正でございます。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと思ひます。

第4条、北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年北中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

この4条につきましては、再任用職員から定年前再任用短時間職員への字句の改正でございます。お目通しのほうをお願いしたいと思います。

それから、21ページをお開きいただきたいと思ひます。

第5条、北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

5条につきましては、育児休業等に関する条例で60歳以降の管理監督職の休業等ができない規定のものでございます。

それから、23ページをお開きいただきたいと思ひます。

23ページと24ページ、6条から8条まで、まず6条、北中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年北中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。そして第7条が北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成18年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。そして、24ページの第8条、北中城村職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和47年北中城村条例第19号）の一部を次のように改正するでございます。6条、7条、8条については根拠法令及び条例の改正に伴う内容となっているものでございます。

そして、26ページをお開きいただきたいと思ひます。

第9条、北中城村職員の再任用に関する条例（平成15年北中城村条例第13号）は、廃止するとあります。

9条については、定年前再任用短時間職員制の導入に伴う再任用に関する条例の廃止でございます。

附則、施行期日。

第1条、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する

2条以降、経過措置等について規定をしております。お目通しのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第55号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案第55号

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求め

ます。

令和4年12月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,105,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,482,997	46,867	2,529,864
	1 村 民 税	910,041	46,094	956,135
	2 固 定 資 産 税	1,423,546	773	1,424,319
17 国 庫 支 出 金		1,856,308	47,361	1,903,669
	1 国 庫 負 担 金	1,063,297	△6,660	1,056,637
	2 国 庫 補 助 金	716,869	54,021	770,890
18 県 支 出 金		989,557	△45,284	944,273
	1 県 負 担 金	472,407	△3,331	469,076
	2 県 補 助 金	472,991	△39,710	433,281
	3 委 託 金	44,159	△2,243	41,916

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		440,239	55,214	495,453
	2 基金繰入金	439,721	55,214	494,935
23 諸収入		97,195	10,860	108,055
	3 雑入	95,594	877	96,471
	4 受託事業収入	0	9,983	9,983
24 村債		124,278	4,400	128,678
	1 村債	124,278	4,400	128,678
歳入合計		8,986,101	119,418	9,105,519

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		94,141	135	94,276
	1 議会費	94,141	135	94,276
2 総務費		1,852,757	6,544	1,859,301
	1 総務管理費	1,596,248	5,509	1,601,757
	2 徴税費	116,697	3,158	119,855
	3 戸籍住民基本台帳費	104,435	120	104,555
	4 選挙費	33,418	△2,243	31,175
3 民生費		3,302,959	34,081	3,337,040
	1 社会福祉費	1,702,377	25,408	1,727,785
	2 児童福祉費	1,600,582	8,673	1,609,255
4 衛生費		1,038,477	23,138	1,061,615
	1 保健衛生費	683,056	22,331	705,387
	2 清掃費	342,421	807	343,228
5 農林水産業費		211,201	△23,945	187,256
	1 農業費	203,807	△28,353	175,454
	2 林業費	3,211	4,408	7,619
7 土木費		491,990	55,851	547,841
	2 道路橋梁費	107,004	54,103	161,107
	3 都市計画費	335,277	1,748	337,025
9 教育費		1,083,864	23,614	1,107,478
	1 教育総務費	184,893	458	185,351
	2 小学校費	216,736	3,729	220,465
	3 中学校費	101,915	11,785	113,700
	5 社会教育費	280,992	2,961	283,953

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保 健 体 育 費	224,946	4,681	229,627
歳 出	合 計	8,986,101	119,418	9,105,519

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
基地内文化財発掘調査等委託料	令和4年度 ～ 令和5年度	35,200
基地内文化財資料整理委託料	令和4年度 ～ 令和5年度	37,189

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (北中城村橋梁長寿命化修繕事業)	6,600	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
計	6,600			

2 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
公共事業等債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	2,200	業務等設計変更による取り下げ
計	2,200	

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正、款項の区分がございまして、そして、続きまして、歳出のほうの款項の区分ごとの補正がございまして。

詳細については、副村長のほうから説明をい

たします。

○議長(比嘉義彦)

副村長。

○副村長(大田 繁)

それでは、私から令和4年度一般会計補正予

算（第5号）について御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正に追加が2件ございます。

まず、基地内文化財発掘調査等委託料について、期間が令和4年度から令和5年度、限度額は3,520万円。2つ目が基地内文化財資料整理委託料、期間が同じく令和4年度から令和5年度でございます。限度額は3,718万9,000円となっております。

この2つの委託料、債務負担行為につきましては、沖縄防衛局から今年度において予算計上の依頼があったもので、キャンプ瑞慶覧内の喜舎場ハウジングエリアで文化財発掘調査と、これまで当該地区調査におきまして出土しました遺物の整理を行う業務となっております。財源といたしましては、国から10割の委託料となっております。

5ページをお願いします。

第3表地方債補正、追加1件と、それから廃止1件がございます。

まず、追加は公共事業債、事業名が北中城村橋梁長寿命化修繕事業、限度額660万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。詳細につきましては、歳入歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、6ページをお願いします。

地方債の補正と、それから廃止についてでございます。公共事業債、事業名、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業、限度額220万円の廃止となっております。これは、今年度におきまして、この整備事業に係る用地の購入の見込みが立たず、設計変更をせざるを得ないため、歳入歳出及び地方債を減額いたします。

続きまして、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款村税、1項村民税、1目個人、1節現年

度課税分4,609万4,000円の増につきましては、現段階におきまして住民税、これは個人でありますけれども、歳入の見込みとして増額しております。

同じページ、17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、11節障害者自立支援給付費等国庫負担金780万3,000円の減につきましては、当初予算におきまして国庫支出金を多めに算定したため、一部、一般財源へ組み替えるものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、7節母子保健衛生費国庫補助金1,483万1,000円の増につきましては、国の第2次補正予算で創設されました新たな交付金、出産・子育て応援交付金でございます。これは、妊娠から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげる伴走型の相談支援を充実させるとともに、経済的支援を一体として実施する事業を支援する新しい交付金となっております。負担率といたしまして、国が3分の1、県が6分の1、村負担で6分の1となっております。詳細につきましては、また歳出のほうで御説明いたします。

同じページで8目地方道路改修費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金960万円と、同じく5節の道路メンテナンス事業補助金2,960万円の増につきましては、国の補正予算におきまして、それぞれ配分された補助金となっております。補助率は10分の8となっております。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

同じページ、18款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、10節障害者自立支援給付費等県負担金390万2,000円の減につきましては、一般財源へ組替えるためのものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県

補助金、4節児童福祉費県補助金1,851万1,000円の減つきましては、説明欄の2番目にあります沖縄子どもの貧困対策推進交付金2,201万9,000円が当初予算計上において過大となっていたため、一般財源への財源組替えとなっております。

また、4番目のひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業補助金202万5,000円につきましては、先ほどの貧困対策推進交付金から分岐をいたしまして、令和4年度から新設された県の補助金となります。

3目衛生費県補助金、1目母子保健衛生費県補助金345万7,000円の増につきましては、先ほどの出産・子育て応援交付金の県の負担分6分の1でございます。

次の説明にあります子ども医療費助成事業県補助金247万円の減につきましては、当初予算計上時におきまして過大となっていたため、一般財源への財源組替えとなっております。

同じページ、4目農林水産業費県補助金、24節沖縄型森林環境保全事業補助金397万9,000円につきましては、松くい虫防除に係る県の補助金となっております。

続きまして、7目沖縄振興特別推進交付金877万円の減につきましては、コミュニティーバス実証事業の、これは事業見込みによりまして減額しております、236万1,000円と、それから米国教育機関ネットワーク形成事業の増額分148万4,000円となっております。

続きまして、9目沖縄振興公共投資交付金2,548万円の減につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業に係る用地買収費の減によるものであります。

続きまして、12ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金3,641万6,000円の増につきましては、財源不足を補うための基金繰入金となっております。

5目ふるさと応援基金繰入金150万円につきましては、中学校の普通教室のカーテン購入費に充てるものでございます。

続きまして、7目庁舎建設基金繰入金1,729万8,000円につきましては、役場第一庁舎改築工事に係る外構工事が完了したことにより、庁舎基金を全て取り崩して充てるものでございます。

続きまして、13ページをお願いします。

23款諸収入、4項受託事業収入、1目受託事業収入998万3,000円の増につきましては、中学校プールの目隠しネット設置工事に係る、沖縄県からの受託事業収入となっております。これは、県道81号線バイパスの整備によりまして、道路側から中学校のプールが見えるということで、その対策費（補償費）として、一般財源で受け入れるものです。

24款村債、1項村債、3目、それから7目土木債、農林水産債のそれぞれの増減は、債務負担行為補正で説明をいたしました内容となっております。

続きまして、歳出についてであります。事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、13節使用料及び賃借料12万円につきましては、前議長の写真画像作成に係る手数料となっております。

15ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費、14節工事請負費132万円の増につきましては、9月定例議会第2号補正予算におきまして予算措置していただきました税公金収納機器を現在の銀行窓口に設置するための工事費となっております。

8目電算費、12節委託料112万2,000円の増につきましては、そのうち、出産・子育て応援交付金の支給に係るシステム構築等の導入費となっております。

続きまして、16ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、22節償還金利子及び割引料の200万円の増につきましては、村税還付金の見込みによる増となっております。

続きまして、18ページをお願いします。

2款総務費、4項選挙費、6目参議院議員選挙費224万3,000円の減につきましては、参議院議員選挙の完了により減額をしております。

続きまして、19ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金66万円の増につきましては、村シルバー人材センター運営補助金の増となります。これは、シルバー人材センターより要請のあった分について計上しております。

同じページ、8目障害者自立支援費諸費、19節扶助費2,474万4,000円の増につきましては、今後の支出見込みを計上してございます。国県支出金の1,170万5,000円の減につきましては、当初予算において国県支出金を多めに算定していたため、一般財源への組替えとなっております。

続きまして、20ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、13節使用料及び賃借料51万5,000円につきましては、喜舎場保育所用地の借地料の見直しによる増となっております。

同じページ、4目児童館費、12節委託料の増につきましては、島袋小学校区における学童クラブ入所待機者の解消を図るため、令和5年度以降の新たな公設放課後児童クラブ設置に向けた概略設計の委託料となっております。

18節負担金、補助及び交付金272万円の増のうち、182万円につきましては、放課後児童健全育成事業補助金となっております。これも学童クラブ待機児童の解消を図るため、令和5年度4月開所準備に係る事業所への補助金となっ

ております。内訳としまして、民間施設の賃借料3か月分と、それから必要な備品購入費の補助となっております。

この12節委託料と18節負担金、補助及び交付金は、国・県の補助金174万1,000円が充当されております。

続きまして、21ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、10節需用費から19節扶助費までの合計で2,074万7,000円の増につきましては、新たに創設されました出産・子育て応援交付金関連の補正で、妊娠期から出産、そして子育てまで一貫した相談支援と、それから経済的支援を一体化した交付金でございます。経済支援分につきましては、本年4月以降に出産された方が対象となっております。妊娠届時に5万円相当、出生届出時に5万円相当を支援することとしております。

19節扶助費2,050万円の内訳としまして、本年度の出生届見込み人数160人分と、それから妊娠届見込み90人分を計上してございます。

続きまして、23ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、16節公有財産購入費3,000万円の減につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設に係る今年度の用地購入が困難となったことから減額をしております。

続きまして、24ページをお願いします。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、12節委託料440万8,000円の主な増につきましては、松くい虫防除のため、松の木に対しまして薬剤を注入するための委託料でございます。財源といたしまして、県の補助金、補助率10分の9を活用してございます。

続きまして、25ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料275万3,000円と、それから14節の工事請負費2,200万円の増につきましては

は、国の補正予算により追加配分されました社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助金、これは補助率10分の8を活用しまして、村内の道路、橋梁等の長寿命化及び修繕を目的としました事業となっております。設計業務といたしまして、喜舎場仲順橋実施設計、それから島袋プラザ橋補修設計業務、村道荻道登又線法面調査測量設計業務の3つとなっております。工事費につきましては、熱田渡口橋整備工事となっております。

続きまして、26ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、10節需用費170万7,000円の増につきましては、村内各公園の施設修繕費となっております。

27ページから31ページまでの9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続きまして、教育予算の主な内容について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金121万円の減につきましては、歳出のほうで御説明申し上げます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料、G I G Aスクールサポーター配置支援事業業務委託料242万円の減につきましては、先ほど御説明申し上げました10ページの国庫補助金の減に伴うものでございます。本事業が補助対象とならず、単費での負担が困難となったため、未実施として減額補正といたしました。

続きまして、28ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料312万4,000円につきましては、北中城小学校南側擁壁のコーナー部分において、改修工事を行う測量設計業務のための補正となっております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、プール目隠しネット設置工事998万3,000円につきましては、歳入13ページ、受託事業収入に関する事業でございます。県道81号線開通により、道路側から中学校のプールが目視できることとなったため、プール利用中の児童生徒のプライバシー保護のため、損失補償として実施するものでございます。

続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費、普通教室カーテン購入費175万8,000円につきましては、北中城中学校南側普通教室の17教室に設置するものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、3節職員手当等33万5,000円につきましては、児童手当の2目公民館費への組替えでございます。

続きまして、9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、12節委託料185万5,000円につきましては、アメリカの教育機関との英語教育委託事業で、円安による増額差額が生じ、契約金額の変更が必要であることから計上してございます。

続きまして、9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節需用費96万1,000円につきましては、社会教育費の13節使用料と同様、活動再開で中央公民館の利用者が増加し、電気料金と水道料金使用料の増加を計上してございます。

次に、31ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育

総務費、12節委託料26万4,000円につきましては、次の17節備品購入費に関連しますが、村民体育館や中央公民館などの公共施設の利用予約システムのアップデートの費用で、学校体育館等の開閉システムにも対応した新機能追加のアップデート費用を計上してございます。

続きまして、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、17節の備品購入費62万3,000円につきましては、先ほどの12節の委託料と関連するもので、学校体育館等開閉システムの備品購入費で、学校体育館等の一般開放について、鍵の開閉を予約システムと連動して自動で行える機械及びその設置を計上してござい

ます。

続きまして、9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、18節負担金、補助金及び交付金、学校給食補助金145万6,000円につきましては、概算で算出しておりましたが、当初予算からの増額分でございます。令和4年11月時点の児童生徒数で算出してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案第56号

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年12月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,647千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,364,335千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		107,801	76,647	184,448
	4 雑入	107,796	76,647	184,443
歳入合計		2,287,688	76,647	2,364,335

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,661	44	70,705
	1 総務管理費	53,647	44	53,691
9 諸支出金		3,007	76,603	79,610
	1 償還金及び還付加算金	3,007	76,603	79,610
歳出合計		2,287,688	76,647	2,364,335

詳細については、健康保険課長から説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見込んでの補正となっております。

5ページをお開きください。

事項別明細書で御説明をさせていただきます。

まず歳入のほうですが、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入7,664万7,000円の増につきましては、歳入歳出の調製分でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料4万4,000円の増は、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に基づいたシステム改修に対する費用であり、

国民健康保険限度額適用認定証などから性別欄を削除したことによるものです。

続きまして、7ページをお願いします。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保健給付費等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料7,660万3,000円の増につきましては、令和3年度の交付金の精算によるものでございます。普通交付金精算返還金は7,593万5,000円の増となっております。国民健康保険は、県で財務を統括しており、県全体の収入と支出を県が試算した普通交付金は保険給付費に充当されますが、県の試算より本村の支出が少なかったことにより返還となります。特別交付金精算返還金66万8,000円は、特定健診費用負担分の予定申請額と実績額の差額によるものです。

以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案第57号

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年12月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和4年度北中城村水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	580,667 千円	0 千円	580,667 千円
第1項 営業収益	537,086 千円	0 千円	537,086 千円
第2項 営業外収益	43,579 千円	0 千円	43,579 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	539,289 千円	725 千円	540,014 千円
第1項 営業費用	536,994 千円	725 千円	537,719 千円
第2項 営業外費用	1,293 千円	0 千円	1,293 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細につきましては、担当、所管課長のほうから説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）
上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用72万5,000円の増となっております。

3 目総係費72万5,000円の増で、内訳としまして、5 節報酬が5万4,000円の増、8 節旅費が1万5,000円の増で、内容としまして、平成25年度より実施している第5次拡張計画による水道施設整備事業について、昨年度、令和10年度までの施設の更新及び耐震化等の事業の見直しを行い、今年度、県との協議で国庫補助事業の妥当性を再評価し、第三者の意見を聴取するための水道施設整備事業債評価監視委員会委員報酬及び費用弁償であります。

9 節退職手当組合負担金が65万6,000円の増となっております。これにつきましては、当初予算において育児休業職員に対する計上漏れがあったことによるものであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時00分 散会

令和4年第10回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年12月12日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年12月12日 午前11時32分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和4年12月12日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第54号	北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第55号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について	〃
3	議案第56号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	〃
4	議案第57号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第5号）について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第54号 北中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第55号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第55号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは、20ページをお願いします。

3款2項4目12節の委託料と、それから18節がありますけれども、まず18節のほうからお聞きしたいと思います。

去った11月14日から25日までの令和5年度の放課後学童クラブの入所受付がありましたけれども、村内6か所の学童クラブの入所状況と待機児童数を教えてください。

それから、2番目にしまぶく学童クラブの課題となっている待機児童の解消については、4月からあと1施設増やすということで大変喜んでおります。ぜひ確保してほしいのですが、候補地となり得る施設はありますか。現状を教えてください。

それから、学童指導員の確保はできますか。教えてください。

それから、12節の3款2項4目12節の委託料の放課後学童クラブ設計業務委託料77万円についてなんですけれども、設計業務は今後のしまぶく学童のニーズを踏まえての予算計上だと思いますけれども、場所は島袋小学校内を検討中との説明がありました。校内に学童施設を確保することは児童の安心安全の観点から喜ばしいことだと思います。また、これまで学校の敷地内に学童がある事例はあります。教育長の見解を

伺います。

次に、19ページをお願いします。

3款1項1目の、すみません。

2点お願いします。すみません。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ページ20ページ、3款2項4目児童館費におけます、まず18節負担金、補助金にございます令和5年4月開所準備分の予算に関連しての御質問でございますけれども、まず、来年4月の学童の申込状況でございます。

現在、正確な数字につきましては集計中ではございますけれども、まず今回急ぎ整備する必要があります島袋小学校地区における学童の待機の見込みについては、既に申込みがあった方で利用ができない方が28名の把握をしてございます。さらに新1年生とかさらに利用人数が増えることが考えられますので、その数はさらに増えるものというふうにこちらは見込んでおります。

今回のその学童についての整備計画なんですけれども、先度、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行ったところ、やはり島袋小学校地区に学童の整備が必要だろうという意見、計画の変更がございました。

それを受けまして、村といたしましても島袋地区の整備に向けた、できれば小学校内での施設整備を前提に、12節の委託料、概略設計という形でどのような形で配置ができるかということを含めた検討をさせていただくための今回の補正となっております。

候補地となっております場所としては、校内を想定してはいるんですけれども、なかなかその条件的にここだというところがなかなか難しいところございますので、これについては今後の検討とさせていただきます。

あと、もう一つ、施設整備はどうしても複数年かかりますので、来年4月のその待機が発生する状況をすぐに解消する必要がございます。これまでは北中城小学校区の学童のほうに島袋小までの送迎をお願いしていたんですけれども、来年4月のその受入れが厳しい、送迎が厳しいという意向を受けまして、我々としては来年4月からまずは民間施設を活用して、喫緊の受入れをしていただきたいということでの今準備を進めているところです。

その施設の候補地という部分においても、民間のアパートとかそういった部分を想定しておりますけれども、現時点で確定した契約等ができる物件はまだ確定をしておりませんので、来年4月に向けて、急ぎその辺の確認をさせていただきたいと思います。

あと、学童の指導員の確保につきましても事業所のほうとも相談いたしまして、できるだけ来年4月に新員を確保できるようなほうにお願いしていきたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

質問の内容は、学校の敷地、校舎内を、校舎を活用できないかという質問だったかなと思っておりますが、まず、校舎、今、島袋小学校の現状からしますと、昨年度、教室が足りないということで4教室増設してございます。

議員おっしゃるように、学校によってはその学校内の校舎を活用する市町村もあるというのは私も承知していますが、そういうところはやはりまず空き教室がまずあるということですよ。それからこの空き教室の状況にもよります。例えば、やはり学校と学童の区切りというんでしょうか、トイレが単独で使えるとかかそうい

う、戸締まりがしっかりそれが単独でできるかどうか、そういういろんなまた物理的な環境も整えないと難しい状況にあるのかなと思っております。

現状において、島袋小学校においては、まずは平常の授業の確保のための、授業充実のための教室の確保がまず最初に優先されるのかなと思っておりますので、現状では少し難しいところがあるのかと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

教育長の言うことはよく分かりましたけれども、やはり……

○議長（比嘉義彦）

すみません、マイクのほうを近づけてください。

○10番（喜屋武すま子議員）

すみません。

やはり学校に近いところというのが、やはりまた保護者から見ても安心安全な場所というのはやっぱり学校がありますので、できたら全国的にも事例が、校内に学童クラブをつくるという事例もありますので、決してスペースがないということにはならないかなと私は思っているんですけども、やはり何というのかな、もうちょっとやっぱり配慮して検討の余地はないかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

校内に学童クラブを設置することについて、どう教育委員会は考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

今、福祉課のほうと場所を敷地内で新たにか、

増築なのか、新築なのかまだ検討中なんですけれども、空いている敷地内のどこかに今つくろうと協議しています。ただ、ちょっとほかの学校で利用する場所があって、なかなか今ちょっと苦労しているんですが、その結果についてはもう少し検討したいなと今考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。

前向きにぜひ検討していただいて、実現するようにしていただければと思っております。

私からは以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

25ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料の仲順地区排水路用地分筆申請業務と、喜舎場・仲順橋実施設計業務、かのような場所をちょっと教えていただきたい。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、仲順排水路の分筆についてですけれども、これが県道からやや北側の位置になるんですが、場所がJA給油所の近くというところで、前面に目立つような目印がなくて、ちょっとアパートだとかその辺の間に入っているということになっております。

それともう一箇所の喜舎場・仲順橋については、そのJA給油所から中学校向けに入っていく道、元のシャディのあったところ、その近くということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質問させていただきます。

まず、歳入から。

歳入、12ページ、21款2項7目1節庁舎基金繰入金なんですけれども、ちょっと歳出のほうにこの繰入れした予算が見えないということで、庁舎基金であり特定財源なので、特定の支出があるべきではないかなと思っています。このないということはどういうことなのか。ちょっと8年間議員をやっていてそういったのは初めてなので、ちょっとお聞かせください。

それと、歳出のほう、15ページ、2款1項5目企画費、財源組替えやっています。そちらのほうの詳しい説明と理由、よろしく願います。

さらに19ページ、3款1項3目老人福祉費、18節の負担金、補助金、シルバー人材センター運営補助金となっていますが、交付要綱を見ると、2条で「補助金の額は予算の定める範囲内」とあります。ここで言う予算というのは、私の考えでは補助金決定通知書にある金額というふうに思いますが、この金額はもう既に当初予算で出されていると思うんですけれども、この支出に当たり、法的根拠、法規的根拠、ほかに何というのかな、これは要綱なんですけれども、規定とか規則とかそういった規定があって歳出しているのか、その辺。

また、私のこの予算というこの考え方がちょっと違うのかもしれないので、もし違うんですたらその理由とかそういったものもお聞かせください。

続いて、3款2項2目保育所費、13節の使用料、賃借料、保育所施設賃借料とありますけれども、今回ちょっと上げ幅のほうが大きいのかなというふうに思っています。賃借に当たって

は、やっぱり一般的な考え方とか、あとしっかりした専門家の方の助言をもってやっている、契約したと思うんですけれども、その辺のしっかり根拠となる資料もあるのかお聞かせください。

続いて、21ページ、4款1項5目子ども医療費、これも財源組替えですけれども、ここも当初予算で過大見積りということで説明ありましたけれども、なぜそういうふうになったのかお聞かせください。

続いて、28ページ、9款2項1目教育振興費財源組替え、これもですね。29ページにも財源組替えありますけれども、それと同じ理由で財源組替えということでありまして、2つ合わせて2,000万一般財源から出しています。少し大きいのではないかなというふうに思っていますので、詳しい説明を求めます。

最後に、29ページ、9款3項1目学校管理費、学校運営協議会報酬ありますけれども、島袋小学校では学校運営協議会スタートしていますけれども、中学校でもこの協議会スタートしたのか。また、小学校と比較して報酬のほうが少ないように思われますけれども、その理由、よろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質問にお答えします。

まず、12ページ、21款2項の7目庁舎建設繰入金ですけれども、今回、歳出がないということでしたが、歳出は令和3年度から繰入れ、4年度に繰入れしたものがあったものですから、それにこの一般財源として庁舎基金を全部取り崩すということでありまして。繰入れ、3年度の繰入れ、4年度の予算に載っていますので、それに充てるということでここに載せてあります。

次に、15ページ、2款1項5目の財源組替えですけれども、これについては一括交付金で、

歳入の、すみません、11ページ見たら分かると思いますけれども、18款2項7目の1節に沖繩振興、これ一括交付金ですけれども、今回、歳出でDOTEプログラム、米国の歳出予算がどうしても必要ということがありましたので、その分に予算充てて、うちのコミュニティバスについては減して、歳入で全体的に2億2,599万5,000円というのが実際の一括交付金の交付決定額です。歳出については、3月議会に22事業一括交付金あるものですから、まとめて歳入、歳出の調整をするということで今回この財源組替えになっております。

次に、同じ財源組替えなんですけれども、21ページ、4款1項5目の財源組替えなんですけれども、これ、子ども医療費ですけれども、これは当初予算6,300万ぐらいありましたけれども、そのうち財政の査定、予算が当初予算組めなかったものですから、財政の査定で約5,000万ぐらい歳出減しています。

これに伴って、本来だったら歳入も2分の1補助があるものですから、歳入も触るべきでしたけれども、歳入、すみません、触ってなくて、今回こういう財源組替え、調整して実際の額がある程度決まったものですから、ここに財源組替えした。本来だったら歳入を歳出を減したときに触るべきだったのが触っていないということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

私のほうからは、歳出です、19ページ、3款1項3目老人福祉費におけるシルバー人材センターの運営補助金についてからまずお答えさせていただきます。

まず、法的根拠のお話ございました。補助金につきましては法的根拠、特に地方公共団体か

ら民間とかそういった他の公共団体に交付する際の法的な根拠というものというものは明確に示されてはおりません。

目的といたしましては、地方公共団体、村が目的を達するためにその団体に対して役務を担ってほしいということでの歳出が今回の補助金であるというふうに考えております。

議員、御指摘のように、予算の定める範囲というところにおきましては、我々としても当初予算の中でできるだけ運営してほしいということでの前回の10月に行われました一般質問の中でも村の考えをお伝えしたところであるんですけれども、今回の経緯といたしましては、10月議会後にシルバー人材センターのほうから補助金追加の要請がございました。その内容を精査いたしまして、我々として、やはり当初見込んだ村からの受託事業がどうしても減っている関係もあって、このシルバーの運営に支障を来すということも訴えもございましたので、その中身を精査した上で、今回66万円の分については追加で補正したほうがよりいいだろうということの判断を受けての今回の交付となっております。

続きまして、20ページの3款2項2目保育所費の保育所敷地賃借料の補正についてでございます。この賃借料につきましては、村立喜舎場保育所の敷地の地主の方、お一人ではあるんですけれども、その方との賃貸契約を平成18年から20年間の契約を結んでおります。その契約内容といたしましては、その1つに3年ごとの見直しを行うというふうな規定がございまして、それが今年度当たっております。

その具体的な交渉内容とかその中身については少し差し控えたい部分もあるんではあるんですけれども、今回、この地主さん側から、これまで契約してから全く当初想定した算定方法では賃借料が動かない。だけれども固定資産税は年々上がっていく状況があって、これでは不公

平というか、著しいちょっと納得できない内容になっているということでのそういった協議の申立てございましたので、それを踏まえて約半年間余りいろいろ意見交換しながら、お互いが納得できるところでの今回の賃借料の見直しという形になっております。

具体的な方法というのはちょっとあれなんですけれども、特に算定方法を見直す方法として、固定資産税を参考にしながらやる方法というのがより簡便で見直しがしやすいんじゃないかという意見も踏まえて、今後についてはそのような方法で見直しを行っていかうというふうな合意に至っております。

私からは以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

質問、お答えします。

まず、教育費、9款小学校費、2目の教育振興費の財源組替えですが、これ当初、要保護に、要保護への補助のため3,000万予定していたんですが、それを申請の際に本来ならそれから2,400万引いて4分の3を掛けて算出するものが、その申請の際にこの4分の3というのがちょっと漏れてしまいまして、4分の3、ごめんなさい、2,400万引くのが漏れてしまいまして、その分で約2,000万ほどまず申請しておりました。ただ、後からそれを気づいて終わったんですが、その後、補助率が2分の1になり、今回の財源組替えという形で計上しております。

次ですが、中学校の学校運営委員会、これは2回を予定しております。スタートしていると聞いています。

小学校の分、ちょっと金額多いですが、島小が6回分、北小が2回分ということで計上していますので、ちょっと大きな差額が見えるかなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員の質問で、シルバー人材センターの御質問がございました。

法的根拠というのは、基本的には自治法の232条の2の2に出てきます。そしてそれを受けて市町村の要綱等、補助金交付要綱等を設置いたしまして交付しているわけで、根拠がないわけではございませんので。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、再質問します。

歳入のほうです。

12ページなんですけれども、これで大丈夫だという当局の考え方だったら取りあえず問題ないだろうということですね。

15ページのほうも大丈夫です。いいです。

19ページ、まずシルバー人材センター。私が言っているのは、村には要綱という、シルバー人材センター要綱というのがあるんですよ。やはりそれを基に出していかないといけないんじゃないかなという私の考えです。地方自治法では大きな部分で捉えてやっていますけれども、その中でしっかり我々村に対してどういうふうにするかというのが北中城村シルバー人材センター運営補助金要綱だと思うんです。だからそ

れを直してから出すべきなのか、しっかりそういった特定の団体に対して、要綱をつくっているからにはそれなりにしっかりやっていないといけないんじゃないかな、要綱どおりにやっていないといけないんじゃないかなという考えで、今回こういう説明しました。ぜひ、もし変えられる分があるんでしたらしっかり変えてから要綱を変えて、追加で出される部分があるんだったら出していただきたい。そういう形を取ってやるというのが本来の事務の在り方ではないかなというふうに思っていて質問しています。

この件に関しても、もし、何というのかな、当局のほうで、いや、大丈夫だよというふうにこの要綱を軽んじているかどうか分からないんですけども、いいと言うんだったら問題ないんですけども、その辺はしっかり考えをお聞かせください。

あと、20ページ、保育所施設賃借料なんですけれども、固定資産税を中心に基本的にやっているという話でしたけれども、一般的には、私が調べたところ、一般的には固定資産税、個人の契約の場合だったら2倍から3倍固定資産税で、商業目的、営利目的のやる場合はやはり3割から4割というふうなのが一般的な何というのかな、契約の基準の決め方だろうなというふうに思っているんですけども、それに合致してやったのか、それ以上、金額はいいんですけども、これはもう契約なので、もうやった以上はどうしようもないと思うので、その辺はどういうふうな考えでやったのかお聞かせください。

あと、財源組替えが、28ページ、29ページ、財源組替えで、結構今回3,000万近くの財源組替えで一般財源、何といいますかな、財政調整基金から出ていると思うんですけども、本来こういった形で大きな金額で財源組替えやってはいただきたくない。しっかり、当初予算でし

っかりできているのが当たり前だと思うんですけども、ここで私が問題にするのは2点、なぜそういった大きなところで財源組替えしないといけなかったのかというの問題点と、それに対する当局の改善点、どういうふうに行ったのか。

28ページ、教育振興費ですけれども、これも何というのかな、もともとあったのを使えなくなったという話で、じゃ、これはほかに補助メニューないのかというのも探したのかとか、そういったいろんな疑念が、疑念というか考えが出てくるというところであります。

もう、2点目でちょっと問題にするのが、私、ずっと村長と何というのかな、財政の問題でいろいろやり取り、一般質問の中でやってきます。村長もしっかりこの基金、財政調整基金ためながらしっかりやらんといけないという話になってきているんですけども、この途中で3,000万、4,000万の財調からの取崩しになると、初めの計画もあったもんじゃないんですよ。しっかり計画できていて、財源しっかりやりましょう、積立てもやってみましょうという話になると思うんですけども、この辺、この財源組替えやったところで、村当局としてどういった問題点があって、どういった改善をできるのか。

2点目に村長のこの計画、財政調整基金を今から積み立てていきますよという話でしたけれども、それが今どんどん崩れてきている話になってきているんですよ。どんどん崩れてきているから。その辺の村長の考え方、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

まず、シルバー人材センターのその補助金の在り方についてでございますけれども、議員、御指摘だと、その要綱どおりでいけば補助でき

ないというふうな御指摘ではございますけれども、村といたしましては、その要綱に基づいての判断、支給できるというふうな判断の下に交付するものでございます。そういう解釈をしておりますけれども、議員、御指摘の点につきましてはまた改めてこちらといたしましても再度精査をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、その補助団体の目的を達成するために我々補助をしていく。その事業が達成されないためには、この目的が達成されないということがあってはいけませんので、そのためには我々としてもできる範囲での、予算の範囲での補助というものをやっていく必要があるという認識の下に今回補正を行っております。御理解いただきたいと思っております。

続きまして、20ページの保育所敷地賃借料の算定の方法でございますけれども、議員御指摘のように幾つかの算定方法ございます。それに対して我々も長い時間、半年間をかけて相手側との交渉をさせていただきました。

なかなかその具体的な率とかそういったものは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても来年、4年後にまたその本契約の改定を見直そうということになっておりますので、その辺までの間は、この新しいやり方で一旦計算をしていこうということでの地主さんの合意ももらえましたので、それを踏まえた形でまたなお研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の、まず財源組替えについてお話ししたいと思います。

チェック体制なんですけれども、やはり当初予算組めなかったものですから、歳出を削るという行為があると、やっぱり歳入歳出予算なの

で一緒にやらないといけないというのがあるので、これは今後歳入歳出チェックしていきたいなと思っております。

今、言われている、28から29ページなんですけれども、これはもう我々もチェックは入れますけれども、補助の補助率がまず変更になった、4分の3から2分の1に変更になったというのと、引くべきものを引いていなかったという、これを担当課と財政でどうチェックできるかというのも含めて、今後、いろいろチェック機能を行ってきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

上間議員の28ページの財源組替えですが、これはもともと準要保護にかかる補助を当初は一般財源でずっと行ってきたと。ほかの補助メニューがなくてそれを続けてきていたんですが、平成29年頃から子ども・子育て関連の補助があるということで、それが充てられるということで一部財源を充ててきました。

この補助ですが、申請が窓口が福祉課になっていまして、いろいろ数値出して、申請までお願いしていたと。こちらでもうそれで終わって、歳入の部分、ちゃんとチェック入れていなかったのも、この改善点といいますと、こちらでもちゃんと歳入まで見られるような職員の体制、福祉課と協力してつくり上げていきたいなと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えいたします。

今回の財源組替え等の処置については、予算編成上大変まずいことをしたと思っております。

関係課につきましては、これについては現行、

そして現況、そして課題、対策、これを顛末書を書くように関係課には申し上げておりますので、これから私のほうにその報告がございます。その予算編成の査定の段階ではそれを気づきましたので、当初の段階では事項別明細書のほうに財源内訳としてはしっかりこれが予算書のほうに出てきます。ところがこれ、過充当というあれが出てくるんですけれども、事項別明細の範囲内でそれが済んできたものですから、なかなか財政としても、所管課としても気づかなかったという点がございます。ですから、これについては、ある意味では我々も軽率なことだったと思いますけれども、今後、このようなことがないようにしっかり、てんまつはしっかりさせて私のほうに報告することになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長、あと一点、財政調整基金の考え方について。

村長。

○村長（比嘉孝則）

財政調整基金等も含めて総括で、全体の基金の造成についてはこれ以上減らすことのないように今努めています。当然、今、全体としての財政基金のほうは約1億円余り前年度と比較して伸びております。またさらに少し若干伸びるところもありますけれども、財調についてはちょっと今回この財源組替えがございましたので若干減ります。しかし、全体としては今14から16億近いそれが出ているので、ゆっくり、本来ですと公共投資、基金のほうにずっと積み立てていきたい。あるいは一般財調のほうにも積み立てていきたいというものがございますので、それには気をつけていきたいと思います。とにかく基金をしっかり増やさなくては、今、これから出てくる公共投資のアーリーナの問題にしてもそうですし、いろんな保育所等についてもございます。民生の予算等で35%をもう超えてい

る状況ですから、大変な財政需要がございますので、しっかりと基金等については増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

大きな点、一番言いたいのは、そういった財政調整基金とか予算編成、我々は2年前から決算のほうで附帯意見としてしっかり予算編成しながらやっていただきたいというふうな話を2年前からやっています、議会として。そういった面も含めて、これからももちろん職員には大変負担はかかるとは思いますけれども、しっかり見える形でやっていただかないと困るところもありますので、次の決算、来年度の予算の中でもしっかりした予算編成ができるように取り組んでいっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

答弁はよろしいですか。

○9番（上間堅治議員）

はい、いいです。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありますか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

21ページですけれども、4款1項6目1節の報酬、公営墓地検討委員会についてですけれども、公営墓地が運用を開始されてからこの委員会がどのような話合いというか、頻度も含めてどういう感じで委員会がなされているか、ちょっとお聞かせ願えますかね。

ハード面のチェックもされているのかも聞きたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。
公営墓地の検討委員会は、これまで3回なされてきました。

1回目については、この令和4年度のこの墳墓地のそういう実施計画含めて、そして2回目については、今回88件の1回目の墳墓地に募集があって、1回目の計画では50件に対しての88件でしたので、この38件漏れた方のそういうの追加抽せん等を含めてそういう検討をしながらこれまで3回やってきました。

一応、毎年そういう中で50件をベースにそういう中で実施計画、事業をするということをやっていますので、今度またあと1回、令和5年度ですか、のまた計画、どの場所をそういうのとか、そういういろんな含めての計画を立てないといけないものですから、今回、そういう意味での補正となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

あのですね、この間、公営墓地ちょっと見に行ったんですけども、この検討委員会でこの施設をこの運用開始後施設面見たのかなという、ちょっとものがあるって、どこかというのが、管理事務所がありますよね。管理事務所から北に向かっての中央に走っている道路を見たら、縁石に囲まれている道ですけども、縁石もこう、縁石と縁石のつなぎ目が壊れている状況、ひびが入っている状況。また道路のアスファルトが薄いのか、くぼみもできてひびも入ってという状況が見られて、まだ運用開始してもう間もないのにこの状況がなぜ起こっているのかなという、把握されているのかなというのもちょっと思うところがあるんですよ。

で、いろいろ聞いたら、墓を造るときに10トンミキサーが入ってきて工事する。この中央道

路の幅が、私見たら2メートル20ちょっとしかない。調べたら、10トン用ミキサーの幅が2メートル49ぐらいあるんですよ。7トンから8トンのミキサーも2メートル30ぐらいをどうしても工事するに当たって、ミキサーの幅と合わないんですよ。

言えば、墓工事するとき、行政側なのか、シルバーが今見ているので、そこがミキサーを入れ、10トン、7トン、8トンとか、10トンは入れたら駄目だよという、言うことはできると思うんですけども、ただその前に検討委員会の中でこれ設計するとき、あの道路の幅が2メートル20というのはあまりにも幅が小さいんじゃないかなという。また、形を見たら、何かちょっと格好つけているのか分からんけれども、もう雄、雌みたいな感じのちょっといびつな道になっているので。これはちょっと利用しにくい、工事するに当たってですよ、そうじゃないかなと思っています。

もう一つは、墓が設置される箇所は今砂利が敷かれている状態がある。そこから草等が伸びてきているので、シルバーに聞いたら草刈り機を使って草刈りできないと言うんですよ。やろうと思ったらできるんですけども、いや、砂利から出ているから刃が駄目になるんですよ。また、石も飛んで。

だからこれも年間、今、課長がおっしゃっていた何十基、何十基という感じの計画的なものの中で進めるというのは分かるんですけども、ではその間にも草も伸びてくる。維持管理しようと思ったら、もうあれ手でしか抜いていないので。だからこの計画はいかがなものだったのかなと思うんですけども、どんなですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

喜屋武 功議員の再質問にお答えいたします。
まあ、私もこの道路のちょっとそういう、こ

の縁石部分の現場も確認はしております。ただ、その管理の中で、実際今、維持管理についてはそういうシルバー人材のほうにそういうさせているんですけれども、ただこれがいつ起こったのかちょっとやっぱり担当からはちょっと今把握はしておりません。

ただ、今後、やっぱりそういった申請が出た際、工事の際、その辺はもう最初の申請のときにちゃんともうこの幅とかそういったのも含めて、工事の際はこの業者のほうにも指導していきたいと考えております。

今、この草刈りの件とかいろんなものありますけれども、やはり今実際364基あって、そういう中本当に、もう本当に何か月かしたらずっと草が生える状況ですけれども、今、そして、シルバー人材センターのほうからも除草剤とか使っているのかということの話もありますけれども、ただ、この除草剤使った場合、またこの渡口川に流れて、またここら辺農家もいますので、その辺についてはちょっと精査しながら対応を考えていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

もう4回目です。

ほかに質疑ありますか。

ごめんなさい。すみません、勘違いしました。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

言えばあれだから、私が2点の感想を。

まずこの中央に走っている、北に走っている道の形をちょっと変えてもう真っすぐにして、幅も広くする。今の状態だと、乗用車で大体幅1メートル70ぐらいなので、あれ多分乗用車で走って間隔的にはいいぐらいのかなという、工事車両だと多分に厳しい。今、見ても、縁石にタイヤの擦り跡というんですかね、それがあったり、先ほど言った、縁石が崩れたりとか。今後、何十基、何十基と造られるにはもうあれはボロボロになりますよ、あの縁石は。墓を造

る箇所も維持管理の面でとても厳しいものがあるので、もう1回みんな剥いで、みんな芝生にしてとなれば維持管理がしやすい。あの状態では、だから何で検討委員会の中で何を話し合われたのかなというのがちょっと疑問に思ったので、今回、質疑上げているんですけれども。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから、そもそもなぜこういう設計になっているのかということで、大本はあまり奥まで車が入り込まないようにあえて制限をかけたいということで、少しねじれたような道路線形を持っていると。

今の幅員に対しても、これは墓の施工業者さんなどからも意見を聞いておまして、例えば手押し車であったり、軽トラック程度、作業に支障がない程度のもが入れるというのが前提であったというふうに聞いております。

現状として、10トンミキサーが入っているというのは、現状の道路に対して過大なものが入り込んでいるという理解になると思います。そのあたりについては施工に対して適正な指導をしていくと。きちんと施工業者さんと調整をして進めていくという必要があるだろうというふうに考えます。

その辺では、特に今、もともとあまり奥まで車が入り込んでごちゃごちゃしないようにというそもそものコンセプトがございますので、これ自体はこのままが望ましいというふうに考えております。

それと、砂利が敷かれているので草刈りがなかなか難しいというお話もあるんですけれども、例えばワイヤー式の草刈り機が使えないのかどうか、そのあたり対応の仕方も含めて必要に応じて今後改善の余地があるのか、そのあたりは検討していきたいというふうに考えます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねをします。

まず、ページ20ページ、3款2項2目13節の使用料、賃借料ですが、喜舎場保育所の先ほど来お話が出ています。

説明では、3年ごとの見直しの相談の上、そして地権者の要望、要請もあつてのことということで解釈をしております。

ただ、この件というのは、もしかしたらほかの公共施設の賃貸料にも影響の出る話だと私は思うんですけども、この保育所の借地は、これまでその相談の中に、検討の中に村が買い取るというそういう検討と相談もなされたのか、今後はそういう方向で検討されるおつもりもあるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、同じくページ20ページの2款2項4目の12節の委託料、これはもう先ほどから出ています島袋小学校の学童クラブですね。

待機児童が出ているということの第2弾のようなんですけれども、ちょっと少し内容があまり詰められていない中での設計業務に入っていくのかなという感じがするんですけども、これは公設、公営でなされるおつもりなのか、公設、民営なのか、どのような方向で考えていらっしゃるのか。また、そういう学童をもし公設、民営でやる場合にその当てがあるのか、そのような先々まで計画をされての設計に入るのか。若干ちょっと見切り発車的な感じも私はするんですけども、そこはいかがでしょうか。

それから、ページ27ページ、9款1項2目12節委託料ですね、GIGAスクールサポーターの配置業務。説明では、予定していた補助金が

認められず減額補正ということなんですけれども、予定していた補助メニューは何でしょうか。そして認められなかったその理由は何でしょうか。お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ページ、20ページ、3款2項2目保育所費の保育所敷地賃借料についての補正についてでございますけれども、議員御指摘のように、この土地だけではなくて、村で賃借している土地というのはほかにもございますので、そこへの影響という部分についても当然我々としても考慮しているところでございます。ただ、明確なその算定基準等を定めていない個別の案件ごとの対応となっているのが現状でございますので、今回につきましては、地主さんとのちょっと交渉の中での妥協点というところでこういう形で収まっているところでございます。

喜舎場保育所の敷地の買取りについてですけれども、検討はなかったかということからお答えいたしますと、もちろん検討はしております。ですが、財源のことであったり、また地主さんの意向であったり、そういったものを踏まえるとなかなか現実として今厳しい状況がございますので、現状として、今の賃借という形で方向性で今進んでいるところでございます。

同じく、続きまして、20ページの学童の概略設計の御質問でございますけれども、当初、我々といたしましても、村内の学童の定員自体、北小、島小合わせると、実は定員割れを起こしている学童さんもございますので、数としては足りているという認識ではございましたけれども、ただ小学校区内で見るとどうしても島小校区に偏りが大きいということで、今回の計画の見直しがあつて、やはり小学校区ごとにその整備を進めるべきだという意見をいただいたとこ

ろです。

当初、我々としては、児童館の建て替えも近々迫っておりまして、そこに併設という形を当初想定しておりました。ですが、その児童館での併設となりますと、1クラスがどうしても面積的に限度となってしまって、我々の見込みとしては、現時点では2クラス、1クラス約40名ぐらいと考えていただければいいかと思うんですけれども、2クラスは必要だろうというふうな考えを持っておりました。

ですが、この子ども子育て会議の中では、ほかの小学校の学童の利用率から考えると、島小についてはさらに伸びる可能性もありますよという御意見もいただきました。それについては、来年度実施いたします子ども子育て計画のニーズ調査、これは未就学児の保護者の方への全数調査、アンケートも行いますので、それを踏まえた形で、じゃ最終的に島袋小学校区内で幾つの、何クラスの学童を整備したらいいかというものについては、第3期の子ども・子育て計画の中で定めようということになっております。

今回の整備につきましては、こちらといたしましては、2クラス分のまず整備を優先していきたいというふうな考えでございます。

運営方式につきましては、公設、民営という形を考えておりまして、当然、じゃ運営する側は人が確保できるのかという問題も、課題も、先ほど御質問にもありましたけれども、ございますけれども、その辺につきましては村内の事業所のほうからも意見踏まえた上で、できる範囲の協力はしますということの御意見もいただいておりますので、そういった運営者側の御意見も踏まえた形で今回の計画となっておりますことをお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

27ページ、G I G Aスクールサポーター配置支援事業、こちら財源はG I G Aスクール運営支援センター整備事業ということで補助メニュー取っております。

こちらは当初広域で、例えば中城、西原とか数団体でG I G Aスクールをサポートしていこうという連携型の事業を想定しておりました。ただ、なかなか近隣市町村と一緒に寄ってやろうという声が上がらなくて、その中で本来はサポーターという部分も取り組みながら事業を推進する予定でした。この2分の1補助というのが、この連携型でやる場合に補助するよということがありまして、今回、このサポーターを連携でできない場合は補助が下りないと。その判断でもう少しまたこのG I G Aスクール様子見ながら、こちらのコンピューター指導員等いろいろ、また教員でもIT強い方いらっしゃいますので、その辺活用しながら教育委員会とまた協力して今やっている状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、再質問を行います。

喜舎場保育所の賃貸料はもう了解しました。今後もしいろいろあると思いますけれども、鋭意努力していただきたいと思います。

島小の学童の委託料なんですけれども、結局小学校の敷地内に学童があると、それはその子どもたちや保護者は大変喜ばしいことなんです。ただし、それは喜ばしいことだからその需要は高まりは出ますよね。1件配置して、もう待機児童が出ているからという話でまた2件目。今後またそういうことがまた出てこないのか、その辺のお考えはどうしているのか、先ほど来のお話である程度の見込みで取り組むという話ではあるんですけれども、どうなのか。

それから、その検討委員会で、最初に島袋小学校に併設する学童を併設する場合に、じゃ北小はどうするんだという話で、島小の設置をした後に北小を検討していきたいという話でしたけれども、北小では検討はされたんでしょうか。これをお尋ねします。

それから、G I G Aスクールについてなんですけれども、説明では、広域に取り組んで行う予定だったのが、広域に取り組むことができなくて減額補正になったということになんですが、じゃ、広域に取り組む予定だったのが、一緒に連携をしようとしていたこの市町村は同じようにこれ取下げしているんでしょうか。

私の情報では、単独で進めているはずなんですけれども、なぜ今に至って、この広域でやる予定が、北中城だけがそういうような取下げでこのサポーターが配置できないのか、それ説明願います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、島袋小区における学童の考え方でございますけれども、今回、公設、民営でまず2クラス分を整備したいというふうな考え、計画の下に今回の設計業務を予算組んでおります。

じゃ、さらに足りなくなるおそれもあるよというところについては、我々としても全てを公設、民営で行うということは非常に厳しいものがございますので、その辺のさらに不足が予想される場合には、民設、民営の部分についての協力もいただけるように、内々ではございますけれども、村内の事業所さんとお話はさせていただいているところでございます。

さらに、では北中城小区での公設、民営の在り方はどうなるのかという御質問でございますけれども、これについても我々といたしましても、本来であれば島小、北小、両方に公設、民

営を設置して、利用しやすい、利用料の低減を図っていくという計画はございました。ですが、実際その候補地となる小学校敷地内での確保というのがまずほぼ厳しい状況ございました。近隣も含めて土地の検討も行ったところでありまして、現時点では厳しいという認識でございます。

我々の考えといたしましては、仲順児童館のまた建て替えがいずれ参りますので、そこへの併設という部分についても含めて考えていきたいというふうな考えでございますけれども、そのときになってみないと使える補助金等が残っているのか、そういった状況も踏まえての判断に、最終的な判断になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

この連携整備事業、令和3年の補正予算で国のほうで決められまして、こういった連携して進めていく場合に補助が出るということであります。そのまとめ役がいなかったというか、この近隣で、ちょっと短期間なスパンなものですから、なかなか意識の、気持ちの、この一緒にやろうという形成ができなくて、それで今回諦めようということになっています。

ちょっと聞いてはいないんですが、ほかのところの市町村か分からないんですが、もしかしたら、じゃ、サポーターつけて、単独一般財源でもやろうという市町村はあるかとは思いますが。

ただ、先ほども申しましたけれども、コンピューター指導員等、あとうちの役場のほうでも運用規定等をつくりまして、このG I G Aスクールが少しまだ見えづらい部分もありまして、もうちょっと手探りにはなるんですが、自助努力で頑張っていこうという形で、今、そういっ

た計上となっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、学童について、北小は一応検討したけれども場所的なもので非常に厳しい現状があるという説明なんですけれども、児童福祉のその何というのかな、公平さという面では、やはり北小に通う保護者からすると、必ず島小に手厚く児童福祉がやられているような印象も否めないんですけれども。じゃ、現状、北中城小学校に学童設置が難しいというのであれば、現状、この北中城小学校の生徒が通う今の既存の学童に今以上の手厚い支援を私は検討をして、やはり公平性を保つというんですか、それにやっぱり島小に見合うような取組も、私は検討に値すると思いますけれどもいかがでしょうか。

それから、GIGAスクールについてなんですけれども、何というんですか、分かりやすく言えば、若干私はそのGIGAスクール、ICT教育に対して本村の学校のちょっと取組弱いのではないかなと印象を受けるんですね。

例えば、近隣の市町村では、コロナ禍の中でタブレットを實際リモート授業みたいなそういう取組もしているところがあるんですよ。本村はそういう取組はやりましたか。その辺の弱さ。他市町村は一般財源をつぎ込んででもこのGIGAスクールを、そしてICT教育を推奨している市町村もあるんですね。

大きく言えば、このGIGAスクール、ICT教育はもうこれから先、今の子どもたちがコンピューターに関わらない人生、そして生活というのはもうあり得ないですよ、不可能ですよ。そうであれば、もうここでこの子どもたちを将来に向けて人生の選択肢を広げる意味で力をもっと入れるべきだと思う。

今議会の初日に村長が行政報告ありました。

その中で、eスポーツの大会に参加もしている報告がありました。eスポーツとは何か、たかがテレビゲームですよ。しかし、テレビゲームなんですけれども、これはもうスポーツとして認証されているんですね。村もこれに対してバックアップをしているので、だからもう将来そういう、繰り返しますけれども、子どもたちがコンピューターに関わらない人生、生活というのはあり得ないと思うので、先生たちも多忙というのは重々承知はしておりますけれども、もっと私は力を入れるべきだと思いますけれども、その辺見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

学童の在り方についてはあるんですけれども、まず公設、民営のメリットといたしましては、やはり家賃がかからないとか、歩いて行ける距離に設置することによってその送迎にかかる費用を抑えることができる。それによって利用料を抑えることができる。それ以上に、学童の質という面でも、我々がしっかりと行政が関与する施設において、しっかりと学童の質を上げていくということも我々としては重きを置いているところでございます。

御指摘のように、じゃ、北中城小区でのその格差はどうなるのかという御質問でありますけれども、我々として取り組むべきところについては、まず、利用料を抑えるためにどうするかということにつきましては、賃借料、学童が家賃代であるとか、送迎にかかる費用を抑える補助金が現在ございます。ただ、その補助金を使って実際に利用料を納めていただくためには、しっかりと既存の学童の皆さんの会計処理であるとか、補助金の適切な使い方という部分がしっかりしないと、その適切な目的を達成するのが非常に厳しいという現状もございますので、

我々としては、今年度から村内の学童の事業者の方に対してコンサルティング的なサポートを開始しております、それによって結果的に利用料の格差が生まれにくいような、しっかり補助金を使った上で格差が生まれにくいような仕組みを今取り組んでいるところでございますので、議員御指摘のような部分についてもまた、我々としても鋭意努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ICT教育についてお答えします。

中学校は、タブレットを利用したオンライン授業というんですけれども、そこを去年の夏休みに中学校のほうで実験的にやっております。僕も現場で行って一緒に見てみました。

ただ、この辺については、教職員の力量というのもありまして、できる先生、できない先生いらっしやると。ICT教育、今、小中合わせて現場見て確認はしているんですが、先生たち、そのタブレットを使って子どもたちと、やっぱり子どもたちは覚えるのも速いですから、よくできていると今感じております。ただ、先ほども言いましたけれども、ちょっと先生たちに力量の差はあるかと思えます。

このGIGAスクール、やはりまだ導入して間もないと。もう少し時間がかかるのかなと。いろんな年代の先生がいらっしやいますので、その辺はまたいろいろ学校の公務研とかいろんな面で研修等も行っていると聞いております。こっちも、こちら側も、教育委員会もできるような形でサポートしていきたいと思っています。

あと、ちょっとほかの市町村の取組についても情報を収集して、できる分は取り入れて頑張っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、19ページ、3款1項3目老人福祉費、上間議員のほうからも質問ありましたが、シルバー人材センター運営補助金、そちらについては今回当初予算には含まれていなく、補正を入れるということですが、のびきならない理由があるかと思えます。この66万円の補正予算、特に大きく使われる、利用される部分、その内容についてももしお聞かせできればと思います。

続きまして、20ページ、3款2項4目児童館費の12節等々にかかるものです。

こちら名幸議員から質問がありましたが、当初、当局の答弁の中で、その施設を探していく中で民間のアパート等の活用も視野に入れているという答弁がございました。

児童館の開設にあっては厚労省のほうの設置基準等々があるかと思えます。児童1人に対しての何平米だとか、登下校の際の安全確保とか、そういった様々な課題があるかと思うんですが、果たしてそういう民間の施設、共同住宅借り上げてのことが可能なのか。また、よそにそういった事例があるのかどうかお聞かせしていただきたいと思えます。

そして、25ページ、7款2項1目委託料の村道除草作業委託料なんですけど、こちらについてもなぜ当初で大まかな見積りがいいのか。恐らく急に依頼が来るものの事業かと思われそうですが、そちらについても詳細な説明がいただけたらと思います。

そして最後、27ページ、9款1項2目、これも先ほど名幸議員のほうから質問がありましたが、GIGAスクールサポーターの件ですけれども、この委託料が今回全くなかったということでどういった被害が予想されるのか。

あと、当局の答弁のほうで自助努力という言葉が出てきましたけれども、学校の先生方はも

う今もうすごい業務量で悲鳴を上げていると思います。やはり新しい事業、新しい事業をしていくのであれば、学校の先生方がやっている、既に受け持っている事業は廃止とか、もうクラッシュ・アンド・ビルドというんですか、やはり先生方の負担になるのをなるべく控えながらというやり方もできないのかどうか、そういったことを質問したいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

御質問にお答えいたします。

19ページ、3款1項3目老人福祉費のシルバー人材センターの補助金の内訳でございますけれども、当初、シルバーのほうからこの10月、11月にその補助の要請がございまして、その内容といたしましては大きく5項目ぐらいに分けられます。

まず1つ目が、工具類、発電機類です。それとそういったものを収める倉庫。続きまして、あと事務用品、パソコンとか複合型プリンターであるとか、そういった事務用品と、あと車両、トラックの車両と、もう一つが安全・適正就業推進員という非常勤、約週1回程度の非常勤の職員の配置をとということでの大まかにその5項目ぐらいの内容で要請がございました。

その内容を精査いたしまして、まず特に車両等につきましては、現在は任意団体でございますので、いろいろ保険の関係であるとか、その所有権の問題がどうしても個人になってしまう、会長名義になってしまうという課題もありますので、そういった部分についてはまた法人化した際に整備したほうがいいんじゃないかという我々の考えを持っておりますので、その辺を伝えながら、できる範囲での中身として66万円に抑えております。

以上です。

あと、学童の設計について、ページ20ページの3款2項4目の児童館費の学童の御質問についてでございますけれども、特に島袋小区地区内で、では民設、民営の空き物件が我々が求める数が存在するかというの部分については、我々が調べた範囲においてはかなり厳しいというところがございます。そういったものを踏まえて、今回、公設、民営、できれば学校敷地内で箱をしっかり造った上でその運営をしていくという方向性が、数年かけてでもやるのが望ましいだろうという考えの下で今回計画を進めております。

私からは以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

G I G Aスクールサポーターですが、今のところこのサポーターを配置しなかったということで何か実害があるとか、被害があるとか、そういったことは感じておりません。

先ほども言いましたが、学校のほうでは結構うまく使っているなというのが実感です。

あと、学校の教職員の大変多忙であるということはよく承知しております。

本年度、まずその点解決するために公務支援システムを導入しました。

それと、あとは部活動の民間移行、それも今検討しています。

いろいろと、事業廃止とかいうのではなくて、事務改善というか、できるところから頑張っていこうという形を今取っています。

はい、以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから、25ページ、7款2項1目12節委託料の村道除草委託料。何で当初

予算で組めなかったのかということでございますけれども、まず、当初予算の範囲は、例年一般的な作業の除草、植栽升であったり、沿道の草刈りというものを計上しております。

今回、補正で計上させていただくものが、高木の枝、もうかなり高く成長していた木の枝が電線などにかかなり接近していき大きくなっていると。今後、そのままにしておきますと台風、強風だとかで倒れたりということで影響があって、通信への障害、あるいは倒木しますと周辺への危険が考えられるということで、今回、補正でその高枝を伐採したいということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。

村道の除草作業委託料については、高木の枝の伐採等と、年を経過して道路に影響を与えてきたものが急に増えてきたということで補正予算対応ということはすごい理解できました。ありがとうございました。

最初の19ページのシルバー人材センターの件ですが、工具類、またそれを収める倉庫、事務用品、そういったものについてはもともと当初のほうで組めたのかなというふうに思っています。

また、安全監視上、推進員の配置というのもまた必要かなと思っていますが、私の理解でそういう作業を行うに当たって、その推進員、そういった方は安全監視が目的かなと思っています。もし、私の理解が違っていればこの先ほど説明のありました推進員の配置というのはどういった業務をされるのか教えていただきたいと思っています。

あと、GIGAスクールの件ですが、事務の改善、向かっているということですので、これ

からも学校の教育現場、教師の先生方すごい疲弊しているんじゃないかなと思っています。学校の教員の皆さんの疲弊は子どもたちに伝わるといいますし、子どもたちの健全育成に影響が起こればいけないと思いますので、これからも学校の運営に関しては、ぜひ教師、また及び子ども、児童の生徒の健全育成のためにもみんなが笑顔で暮らせるようなそういう教育環境をつくっていただきたいと思っています。

では、あとさっき質問しました推進員のちょっと内容、詳細について教えていただきたいと思っています。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

シルバー人材センターのまず補助金についてでございますけれども、そういった工具類は当初で組めたんじゃないかというような御質問でございました。

シルバー人材センターにつきましては、今年度より事業を開始しております。当初、県の補助金が約100万程度入る見込みを持った予算を立てておりましたが、残念ながら県の財源確保ができないというところで、その補助金が今年度出せませんというお答えをいただきましたので、その辺については当初見込んだシルバー側の運営上厳しかった状況もございますので、その辺も鑑みながら今回の工具類とかそういった部分については補正という形で対応させていただきました。

御質問でございます。安全・適正就業推進委員についてでございますけれども、現在、村のシルバー人材センターにつきましては2人の職員を配置して対応しているところでございます。その職員が現場の見積りであるとか、あとそういった会員の調整であるとか、そういったものでかなり非常に負担がかかっている状況という

部分については我々としても把握しているところでございます。

今回の安全・適正就業推進員については、当然会員の安全を確保するためのそういった事故防止であるとか、あとそういった技術指導、そういった部分も含めて担っていただく方を約週1回程度非常勤で配置したいという依頼がございました。そういった目的ではございますけれども、現在、事務員だけではちょっと厳しい見積りの部分であるとか、現場の管理であるとか、そういった部分についても兼務という形で対応していく形の推進員という形になるかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。

そうですね、今、説明を受けたところ、この2名の推進員というのはおおむね営業のほうだったりとか、あと現場の安全管理も任されているのかなと思うんですが、非常勤ということでしたので、作業を行うシルバー人材の方々の安全確保のためにも、現場のしっかり監督を行って、安全に作業できる環境をつくっていただきたいと思います。

以上で私のほうからの質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第55号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第56号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第5号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第4. 議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第5号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第57号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時32分 散会

令和4年第10回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年12月13日 午前10時04分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年12月13日 午後1時50分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	欠
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和4年12月13日(火曜日)

1. 開議 午前10時04分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. ライカム自治会について
2	大 城 律 也	1. 高齢化社会試練に立つ地方行政 2. 老人クラブ連合会の意義と役割
3	平 安 山 和 美	1. 「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板について
4	川 上 龍 太	1. 「子どもの居場所作り」・「子ども食堂」の設置運営について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時04分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。
順次発言を許します。
比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。
通告に従いまして、一般質問を行います。
ライカム自治会についてです。
2010年7月31日に米軍基地アワセゴルフ場が返還され、2013年3月29日、沖縄防衛局により原状回復が完了し、地権者へ引渡しが行われた。その後、土地区画整理事業が実施され、2019年9月、北中城村の新しい字ライカムが誕生しました。2017年3月末現在、3世帯10名だった人口は、2022年10月末現在、354世帯876名、最新の11月末現在では357世帯883名と、日々増えています。

これからも北中城村字ライカムに住みたいという方が増え、将来の計画人口も2,800名が想定されています。住んでよかった、安心して住み続けられるまちづくりのためには、地域相互の交流、親睦が図れる地域活動の拠点、地域コミュニティの形成が大事だと思います。安全・安心に活動が行える公民館といったコミュニティ活動施設も必要になってきますが、まずはライカム地区の自治会発足が先決だと思います。ライカム自治会発足に向けたこれまでの村の対応をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。
自治会の設立は、地域住民の任意な取組が前提ではありますが、村ではアワセ土地区画整理組合、現在は清算人会と協働し、令和元年度に近隣における事例調査とライカム地区の住民を対象に勉強会を2回実施しているところで、新型コロナウイルスの影響により中断しております。

また、今年度からライカム公園の整備に向けて、ライカム地区住民等の参加によるワークショップを開催しており、その副次的効果として地域コミュニティの形成につながることを期待しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

聞き慣れなかったもので、副次的効果という言葉調べてみました。主な効果に付随して発生する効果、本来の目的として期待されたものではない二次的な影響などを意味する語。ほかにも、主な効果につれて発生するもの、または、もともとは期待していない、二次的な効果を言います。調べてみたら、期待していないようでちょっと心配しております。

先月、11月26日にイオンモール沖縄ライカム主催のライカム地区を一緒にお掃除しませんか、ライカムハートロードクリーンアップ作戦に私も息子と一緒に参加してきました。字ライカムという新しい地区において、ライカム地区で働く人、住んでいる人、関わる人たちとの触れ合いを通して良好なまちづくりを進めるために、イオンモール沖縄ライカムで働く専門店スタッフ、地域の皆様と一緒にライカム地区の清掃活動を行いますとの趣旨でした。そこにもライカム地区に住む住民の皆様も参加されていました。

その中で、ライカム公園整備について、ワークショップを開催していましたが、自治会結成

について、住民の意見は聞いていないのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず今回、公園のワークショップということで、そのメインとなるものはあくまでも公園の整備というところでございます。自治会活動を上げてしまいますと、逆にまたその公園ワークショップに参加しづらいという方もいらっしゃると思いますので、これはあくまでも趣旨としては公園整備を主体としております。

しかしながら、地域住民が何らかで寄り添う場、集まる場というものがなかなかないものと思っております。これをきっかけに住民間のコミュニティーが形成されるといいのかなということを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

そういう皆さんが集まるせっかくの機会なので、ぜひ調査も必要だと思います。

ライカム地区に次に新しい自治会は、平成17年発足の美崎自治会です。美崎地区は、渡口、熱田、和仁屋などの村内の地権者が多く、当初から顔の見える関係で、村があまり関わらなくても自治会発足まで進んだように思います。

しかし、ライカム地区は、村内や他市町村、村外などからの移住者で、まだまだ顔の見える関係が築かれていないと思います。ライカム地区には村民体育館があります。そこで顔合わせも兼ね、住民を集めて自治会育成交付金など、自治会長の手当等の説明を行えば、漠然としていたものが具体的にイメージでき、携わってもいいかなという方も出てくるかと思えます。

ここは、やはり自治会発足に向けた説明会等

を村が先頭に立って音頭を取ってあげるべきと思いますが、村長、いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉 悟議員の御質問にお答えします。

私たちが、まずライカムについては自治会の発足、大変気にしております。先ほど建設課長からの答弁もありました。まず、1次的には、私たちはその取っかかりをつくりたいと、彼らとの接点をつくりたいということが目的でした。まず、そしてイオンライカムさんとも一緒になって合同で清掃作業をやったり、あるいは公園のワークショップをやったりしています。そしてまたその以前として勉強会をやったり。

ただ、そこで自治会の報酬とか、そういった自治会長のそういったことは、なかなかそこには入れておりません。ただ、まずは私たちも彼らとの接点がございますので、まずはこれをやろうということが主でした。これからまた次の段階にステップアップして、また自治会の発足に向けて私たちも彼らと話し合いをしていきたいと思えます。

ただ、ワークショップの中で参加した方からこういう意見もございました。私たちがここに来たのは、ある意味では煩わしい自治会、コミュニティーとか、そういったことを煩わしく思っている人もいます。多様な考え方があられるわけです。そういった方もいらっしゃるんで、多分、自治会の中にも、どの自治会にもそういう方々はいらっしゃると思います。そういう中で、しかし、多様な考え方にどう対応するかもまた行政の大きな課題でもあるものですから、まずは私たちは彼らとの接点をつくりたいということで、こういう事業を展開いたしました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私の住む仲順自治会の会則の前文を紹介します。仲順は、先人の労苦の下に歴史を刻み、仲順の人々の英知に支えられて今日を迎えています。私たちは、この豊かな自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り育て、仲順に住むことが誇りに思える自治会を目指します。地域自治は、住民が平等の精神の下に、一人一人が自ら考え、行動することが基本です。私たちは協働して自治会を運営していく責務があることを自覚し、暮らしや活動を支え、よりよい地域づくりを継続していくため、仲順自治会の会則を定めると、会則の条文が始まっていきます。

北中城村で一番新しいライカム地区です。先ほども申し上げたクリーンアップに参加していたライカム地区の方、参加したということは、地域をきれいにしたい、よくしたいという思いがあるからだと思います。ぜひそういった方々を巻き込み、ライカム地区の先人になってもらう、歴史をつくって行ってほしいと思います。

令和4年度、村長の施政方針の中に地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化や担い手不足が加速するといった課題に加え、コロナ禍において社会的孤立がより深刻化、顕在化する中で、地域における絆や支え合いが重要。住民参画による協働のまちづくりを推進するには、地域との対話は必要不可欠とあります。

雑種地もまだまだたくさんある。そこに住宅が建ち、今後も人口が増えることは容易に想像でき、集約しづらくなる前に、早期に接点という説明会等をやって、ある程度の形を整えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今まで2回勉強会を開催しています。そのうちに、那覇のほうから自治会に関する講師をお招きして、自治会とはどういったものだよとい

う実際に勉強会を開催しています。ただ、1回目、2回目、実際参加されている方が本当に少なく、効果的なものはあまりなかったのかなと思います。

今、悟議員がおっしゃるように、何かしら機会をつくって、もう一度、そういった勉強会、地域のつながりだったり問題を改めて明確にしながら自治会の必要性は問うてもいいのかなと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員がおっしゃるとおりに仲順の自治会の会則の目的、非常に崇高なものがあると思います。ただ、現在と今のを比較しますと、ここに多様性という考え方、多様な思考があるわけで、自治会、例えば青年会、婦人会、老人クラブにしてもそうです。この後また大城律也議員が高齢者社会とか老人クラブとか、そういったあたりの質問が出てきます。この中でも地域を思う心、希薄化というのがこれはもう顕著でございます。

ですから、今、村の婦人会も2団体、仲順、喜舎場という、そういう組織が入っている。先日の老人クラブの会合でも、私行きましたが、老人クラブの会長さんから、非常に参加者が少なくなったと。そういったものがございまして、とにかく地域を思う心、地域意識の希薄化というのが、これは顕著でございまして、それはもう考え方の多様性、私は例えば自治会運営をかつては例えば青年会がエイサーで非常に盛り上がっています。ところが今の青年、いろんな考え方がございまして、エイサーだけじゃない。いろんな多様な趣味趣向があるわけですから、そこに走っていく。

だから、私たちがどう自治会に引き留めておくか、どういう新しい魅力ある老人クラブ、婦

人会、青年会をどうつくっていくかということもまた我々の課題でもありますので、そういった面からも、私たちの行政の手法としては出てくると思います。

今、私たちの手法は、ライカムについては、まずは彼らと接点を、一緒に話せる場を取りあえず、そういう話し合う機会をいっぱい作りたいという気概からああいう事業をしたわけです。勉強会も当然やっていますし、これからもっともっとこれは必要だと思いますけれども、何とかライカムに住んでいる方々の今、名簿等も、つくるのもまた個人情報とかいろいろ出てきますけれども、しっかりとゆっくり、草の根の運動で彼らと接点を築いていきたいなと思っています。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今現在でライカム地区の住民から村に対して、自治会発足、防犯灯やカーブミラー等、何らかの要請、要望等が出ていませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

住民個人個人からそういった要望は来ております。村としましては、例えば防犯灯の設置に当たりますと、どうしても維持管理をどうするんだというようなこと、あと場所の選定どうするのか、優先順位どうするのかというような課題があるので、まず自治会的な、そういった地域の総意で整理をする必要があるということで、今の時点ではお断りをさせていただいているという状況です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今、ライカム地区には防犯灯はないというこ

とでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

一部、道路照明、それは村道の大きな交差点などについては道路照明がございますけれども、集落の中といたしますか、住宅街の中の照明はございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

このクリーンアップに参加したとき、たまたま同じグループにライカム地区の方がいて、やはりもう中は暗いと、夜中危ない。カーブミラーもなくともう危険。そういった心配の声がありました。自治会ができないと防犯灯できないとなると、いつになるのかですね。だから、早めにやっぱり村は先頭に立ってやっていただきたいと思います。設置されていないとなると、安全・安心、住みよいまちづくり、SDGsにも掲げられている住み続けられるまちづくりには程遠い。やはり早めに発足に向けた動きが必要だと思います。

そして、先ほどから村長が、多様性で、また個人的に村に来たら、多分職員の負担がまた増えると思います。個人個人で来て。ほかの自治会は、自治会長を通して要請、要望を出したりしているんですけども、直接来られて、また職員の負担もあると思います。早めに自治会発足に向けたのが大事だと思います。

ちなみにカーブミラーは、維持管理が発生しません。沖縄署と連携して交通巡視を依頼し、カーブミラーからでも先に設置はできないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

維持管理、電気料金などはかかりませんけれども、実際どの場所に設置するのか。場合によっては、そのカーブミラーの反射が家庭内に入って、その住宅の中に映り込んだりするということが、嫌がられる方もいらっしゃると思います。そういったものをトータルできちんと住民間の意思疎通、総意として設置する場所の選定が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

やはり説明会が必要だと思うんですね。カーブミラーだったら設置してくれるのかと、安易な考えで提案はしたんですけれども。

ちなみに村外から北中城村に転入してきた場合、窓口等での自治会、公民館等の案内はありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

現在のところ、住民移動でそういったケースが来た場合の、公民館とかそういう自治会の情報等は、窓口では行っておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

転入してきた人は、右も左も分からず、どこに連絡していいか分からない方もいると思います。この機会にまた提案があります。自治会長会あたりに相談して、公民館等の案内があればいいかと思います。また、転入してきた方にちょっとした記念品をあげるというのはどうでしょう。私が先ほど言ったクリーンアップに参加してきたとき頂いたものなんですけれども、北中城村のキャラクターのタオル、クリアファイル、あと後ろには村内の飲食店、事業所等、また、開けたら地図も見えて、こういったのでも、

ちょっとしたのでいいと思うので、よろこそ北中城村へみたいなの、住民になった初日に住民サービス。村長、いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変いいアイデアだと思います。これはまた所管課と相談して、可能かどうか、予算上の都合もありますので、しっかり斟酌していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

もしかしたらこれがきっかけに納税意識アップにつながる可能性もあると思います。検討するならば、婚姻届や出生届にもお願いしたい。お二人が末永くお幸せに暮らしていくことを心から願い、祝意を表し、オリジナル婚姻届や記念品、また、新しい家族が誕生した喜びと感動を大切に、記録できるオリジナル出生届や記念品。その中には、子どもが関係する連絡先、病院とかですね、ふれあい子育てサロン、子育て支援センター等の連絡先があれば、少しでも不安解消ができる案内があると助かると思います。村長、いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今おっしゃったこと、大変いいアイデアだと思っておりますので、これは住民生活課、その他関係課と一緒に話し合っ、前向きに検討していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

北中城村自治会長会のポロシャツを御覧になったことありますよね、こういった。2019年9月、私が自治会長のとときにデザインして作った

ものです。ちょうど字ライカムが誕生した月です。2019年から自治会長会は15番目の自治会としてライカム自治会を待っています。15番目にもうライカム地区が入っているんですね。

今現在、村内14の自治会しかありません。一番新しい美崎自治会でも来年で18年、18年ぶりに新しい自治会発足に立ち会える光栄なことです。担当職員等には御苦勞をおかけすると思いますが、ぜひ誇りに思っ、担当のときに成し遂げるとの思いで取り組んでいただきたいと思います。

村長の選挙の内部資料があつて、比嘉孝則7つの政策、その中の4番目、まちづくり、公共事業の推進の中に、その中の一番上に、字ライカムの自治会結成支援が掲げられています。ぜひ1期目で達成していただきたい。あと2年ほどあります。村長、いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

残りの期間にしっかり、ライカム自治会の結成に向けて奮闘したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

やはり村民体育館辺りに1月ぐらいから周知して、3月あたりに説明会します。2か月ぐらいあれば周知できると思うんですよ、説明会等ですね。そうすれば任期内には達成できるんじゃないかなと思いますので、今回の質問を通して早めに立ち上げなくてはという認識を持てたいと思います。決して尻をたたいているのではなく、背中を押しているんです。背中を押されたと思い、前向きに頑張ってください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。よいお年をお迎えくださいませ。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

おはようございます。

悟議員に続いて一般質問をさせていただきます。

今こちらに、毎回我が村議会、こうしてお花が掲げられております。前回までは比嘉次雄さんがね、いつも自分で育てたお花をこうして届けてもらって、非常にありがたい。今回どちらから届けてもらったかよく分かりませんが、やはり気持ちがいいです。そういうところで一般質問をさせていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

まず、本日の質問事項ですが、1番目に高齢化社会試練に立つ地方行政、2番目に老人クラブ連合会の意義とその役割について質問をさせていただきます。

地域社会の人口構造変化に対応する行政基盤の強化。

現在、我が国、そして本村においても、高齢者割合が急速に進行している。来るべき高齢化社会においては、長い高齢期を個人がいかにな不安なく生き生きと過ごすか、行政、地域社会がどう対応するかということが大きな課題である。地方自治の存立の基底をなすものは、言うまでもなく地域社会、そして自治会活動であります。

1、高齢化社会試練に立つ地方行政。

(1) その地域社会が都市化に伴って生じた周辺地域に対する人口、大型商業施設等の集中による発展、過密な人口急増現象、さらに過疎現象などの端的に表現されるような人口構造変化を示している。このような村土利用の極端なアンバランスを是正し、村土全体にわたって均衡の取れた発展の中で、個性あり魅力ある豊かな地域社会の実現を図っていくことが今後の行政にとって最大の課題でなければならないと考えています。今後は、地域社会の政策に重点を

置き、活力ある地域社会を指向し、交通のネットワークを形成して高齢化社会の生活環境の整備を図って、快適、利便、健康、安全を目指すまちづくりに取り組むべきである。見解を伺います。

(2) 本村は、高齢者人口の割合が2割を超えて超高齢化社会を迎えている。集落単位で見ると高齢者人口の割合が30%を超える地区もあり、コミュニティーを存続していくことが難しい地区もある。将来的には隣近所等の支え合いの厳しい地域状況も否定できない。人口減少・高齢化社会に対応した地域の支え合う体制を構築する必要がある。

具体的には、通院、買物のためのオンデマンド交通の在り方、地域コミュニティーの維持、方法など、早急に検討する必要があると考えます。見解を伺います。

(3) 高齢化社会、それは長寿社会とも呼ばれる。個人にとっては、平均寿命が延びることである。長い高齢期をいかに不安なく生き生きと過ごすかである。健康の維持、生きがいつくりである。人と人とのつながりが希薄化する中、孤独・孤立の問題が顕在化している。誰にも頼れず、独りで悩みを抱える高齢者が増えている。独居の高齢者の見守りや相談に応じたりする村社会福祉協議会や民生委員、児童委員のその役割はますます重要である。見解を伺います。

(4) 本村の将来人口は推計で、これから約10年、20年間で高齢者人口の割合は増えるものの、15歳未満人口、15歳から64歳人口は減少傾向にあると予想されている。後期高齢者人口の増加である。将来の高齢化社会に生じるであろう問題の解決、軽減するための対策を講じていくことが重要である。本格的な高齢化社会への対応について見解を伺います。

(5) 高齢化社会において、高齢者が生き生きと過ごせる地域社会を維持する必要がある。高齢化社会の課題は、将来の自分自身、みんなの

問題であるという意識の醸成が重要と考える。幼稚園、学校等における教育の一環として、高齢者と児童生徒との交流を取り入れて、世代間の交流を推進する必要がある。

2、老人クラブ連合会の意義と役割。

(1) 老人クラブ組織活動の根拠は、昭和38年制定、老人福祉法にある。第13条で、地方公共団体は老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション、その他広く老人が自主的にかつ積極的に参加できる事業を実施するように努めなければならないとされ、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、適当な財政援助をするように努めなければならないとあります。

老人クラブは、多くの会員とリーダーの手で支えられ、継承されている。クラブ活動を通じて、地域の高齢者はお互いに健康増進や予防対策に関心を高めている。共にレクリエーションやスポーツを楽しむ中で、仲間づくりをして、孤立することなく、地域で支え合う基盤をつくり上げている。また、社会奉仕活動に積極的に参加、参画し、高齢者の持つ活力を生かした活動で、老人クラブは豊かな地域社会づくりに必要不可欠な存在として、その役割は大きくなっている。今後とも強力な活動支援が望まれます。見解を伺います。

(2) 生活支援体制整備事業で、各地区の老人クラブが主導する体操系サークル活動は運動機能の健康維持に最も重要です。人生の生きがいや楽しみ、それは多様なものです。その根底に共通して必要なのは、健康な身体でいられることにほかならない。健康な身体でいられること、自立度の低下や寝たきり、つまり要介護状態は健康寿命の最大の敵である。健康増進や予防対策への取組は、健康を保ち、生き生きとした生活ができ、さらに医療・介護の自己負担を押さえることで家計を豊かにするなど、個人レ

ベルでのメリットを生んでいる。行政にとっても、住民の健康増進によって保険給付費の削減が期待できる。元気な高齢者が増えることで財政基盤を豊かにするとともに、地域の活性化が期待できる。見解を伺います。

(3) 高齢化が進む中で、老人クラブの存在は、地域コミュニティーを維持する上で極めて重要である。元気な高齢者が虚弱高齢者を支える、現役時代に得たノウハウや知識をコミュニティーに還元する。豊富な人生経験に裏打ちされた言葉は重く貴重である。地域の知恵袋である。轡馬のように大地を踏みしめた豊富な人生経験を生かした老人クラブ活動の展開であります。地域の絆、暮らしの絆、命の絆で地域に愛着を持つ老人クラブ、超高齢化社会における地域課題を解決する老人クラブとして、果たすべき役割はさらに重要となると考えています。見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

高齢化社会試練に立つ地方行政ということで、(1) から (4) までをまずはまとめて、そして (5) に答弁をしたいと思えます。

超高齢社会への対応は、本村においても重要な課題であります。とりわけ生産年齢人口減少に加え、社会保障費の増大といった諸課題に対して、国をはじめ本村においても様々な取組みを行っております。

村内における地域間格差を解消し、村全体で住みよいまちづくりの実現は重点的に取り組む必要があると考えます。とりわけ交通ネットワーク整備につきましては、先月11月よりコミュニティーバスの路線を拡大し、実証実験を通し

て地域交通の在り方を検討してまいりました。また、高齢者等交通弱者が利用しやすいよう、さらなる交通手段の確保にも努めており、具体的には村の外出支援事業をはじめ村内民間法人によるデマンド方式による買物送迎支援の取組等がございます。

御質問にもありますように地域間での高齢化の差も顕著となっており、それに伴う地域課題も様々であります。それらの課題を解決する取組として、地域住民が主体となり高齢者を取り巻く地域課題の解決策を話し合う協議体活動の拡大に向けて取り組んでまいります。

今後のさらなる高齢化の進展は、行政や各種保険制度等による公助、共助による仕組みだけでは補うことができません。地域住民が自らの老後に備えた自助による取組や地域の互助による取組が今後ますます重要となってまいります。

そのためにも自治会をはじめ子ども会、婦人会、老人クラブや自主防災会など、地域組織の活性化や世代間交流の機会の創出など、自らの地域を支える意識の醸成と体制構築を加速させていく必要があります。さらには、地域でより支援が必要な方には民生委員による相談やつなぎの役割、社会福祉協議会による重層的な支援体制の構築を図り、福祉と教育との連携により子どもたちへの認知症サポーター養成等、さらなる高齢化に対応した人づくりにも力を入れてまいります。

(5) の高齢化社会においてにつきましては、コロナ禍以前までは、幼稚園や小学校低学年において敬老の日の前後に高齢者をお招きし、交流会を行ってまいりました。コロナや社会状況に応じ、高齢者との世代間の交流が計画されていくものと考えております。

それから、老人クラブ連合会の意義と役割等についての御質問については、先ほどの御質問でも答弁いたしました。今後のさらなる高齢化を迎える我が村においても、公助、共助だけ

ではなく、自助や互助による取組がますます重要となってまいります。各字老人クラブや老人クラブ連合会による活動や役割は重要なものであると認識しております。住民の方が健康で生き生きと社会参加されることにより、医療保険や介護保険などの社会保障費の抑制にもつながるものであります。そのためにも、今後も老人クラブの活動を継続して支援してまいります。

村においても、村老連を通じて各字老人クラブに社会奉仕活動として、中央公民館周辺の草刈り作業を月1回実施してもらっており、大変助かっております。また、高齢者の生涯学習機会として、幸齢者学級を実施しており、今年度は6月15日から11月16日までに計6回の講座に計170人の参加者がありました。生涯学習課としましても高齢者が長く元気でいられるよう、取組を工夫してまいりたいと思います。

3番目の御質問については、前項にて回答して、同じ回答だと思っておりますので、以上で答弁を終わります。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。

それじゃ再質問させていただきます。

1番目に、オンデマンド交通の導入、これを強く要請するものであります。高齢化の事故が多発しているんですね。本土のほうではもう80歳、90歳代の方が突っ込んだり、いろんな操作ミスもあるかと思えます。そして、免許証の返上ももう最近ではかなり進んできております。

特にそういう中で、萩道・大城等について、それから熱田も含めてそうなりますけれども、バスがないんですね、もう何十年も。そして高齢化は進んでいく。免許証は返上する。高齢者の年金の収入が大事なんです。この支出をどう抑えていくかという。病院までタクシーで行って帰ってくると、1回だけじゃないでしょう。

多分、月に何回も、もう行かなきゃならない方もいらっしゃると思いますよ。そういう中で、やはり行政はね、もう先手先手で、この足をどうするか。これはもう検討していかなければ、大変な状況になる。バスが来ない地域はあるんです。これをそのままにしておくわけにいかないだろうというふうに思っておりますので、これはもうね、早急にその対策、お願いしたいというふうに思っております。

それでは、まず、1番、2番を兼ねてになりますけれども、再質問をさせていただきます。

高齢化社会においては、高齢者に対して、すべきサービス、この量がもう増大するのは目に見えているわけですね、行政ももう大変でしょう、これからですね。その支出、高度化、多様化するため、高齢者を支える総合的な体制をつくるのが、この行政の私は大きな大きなもう責任であり、務めであるというふうに思っております。

この今までできている役場の組織体制、関係部門間の連携を円滑にするために、今後10年、20年先を見据えた場合は、組織の再編を検討する必要があります、そのように思っております。ぜひその辺も、高齢者に優しく、直接関わられるような、その体制づくり、これは必要じゃないかなというふうに思っております。村の考えをお伺いしたいなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、行財政診断のほうもやっております。ただ、それだけではなくて、今、社会的ニーズ等に即した行政体制というのは必要かなと思えます。そして、これまでずっと続いた、長く機構組織が、社会環境というのが変わっておりますので、それに対応した組織編成もあるかと思えますので、御指摘について、組織の再編については、今、検討中でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

私はね、もうこれ人だろうというふうに思って、今でも大変な難儀をしてもらっている。そして今度は高齢者が増えてね、もうその対応、大変な状況になるだろうと思います。そういう思いで、その辺もぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、3番、1の3について再質問いたします。

この少子高齢化が進む中、独り暮らし、独り暮らしがね、もうかなりのスピードで進んでおります。そしてね、なかなか地域にも顔を出さない方がいっぱいいらっしゃる。公民館活動で何とか見守りもしたいし、ゆんたくも話合いもしたいなと思うんですけれども、なかなかもう1人で出歩けない、こういう方々です。これ社協とか一生懸命、民生委員、児童委員が支援をしているわけでありまして。

そういう中で、少子高齢化が進む中で、独りで暮らす高齢者世帯も増加の一途をたどっているわけでありましてけれども、本人がですよ、1人しかいませんので、異変や転倒などの緊急時にですよ、ボタンを押すだけで通報されるようなシステム、これももう検討課題として取組を始めなければならないだろうというふうに思っています。24時間対応の緊急通報システム、この導入も検討する必要があると思っております。これ今後の課題であります、その辺のもし検討をいただけるなら、返事があればお聞きしたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、もう導入は済んでおります。24時間、委託業者のほうは

オンラインでもって、何らかの異変があれば救急車を要請するとか、場合によっては壁つきのボタンが厳しい方であれば、ペンダントタイプのそういう発信機等も配布したりもしておりますので、そういった形で現在対応しております。

もし押せない場合とかもございますので、そういった場合には、業者からある程度一定期間、連絡がない方とかそういう方に対しては、コールセンター側から御本人への通話をして状況を確認するとかっていうふうなサービスも行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。

そういう取組をされていると。一応安心は、ほっとしております。

しかし、実際これが活用された事例はありますかどうかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

毎月、業者のほうから報告が参ります。急ぎの案件につきましては、随時、こちらのほうに連絡が来たりするんですけれども、毎月救急車を搬送した実績であるとか、そういった報告は上がってきている状況にあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。

これは非常に今後も大事なシステムになってくるだろうというふうに思います。これが無料であれば一番いいんですね。行政が無料で取り付けてあげますよ。今言ったようにペンダント

方式ですか、これが無料であるのが一番いい。個人負担もひよっとしたらあるのかなという気がしておりますので、これもまた今後の課題として取組をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、老人クラブ関係の問題で、まとめて再質問させていただきます。

令和3年度、生活支援体制整備事業というのがありますね、この冊子です。これは多分、役場のほうから出されていると、社会福祉協議会で、大城さん、こういうのも取組ありますよという冊子を頂いてきました。こういう冊子を作成する、これは非常にありがたい。各字ですね、先ほど悟議員のほうからも、14自治会がありますということで、その自治会の毎週ですよ、いろんな方がボランティアで、中心になるのは大体、高齢者対象ですけども。いろんなサークル活動を展開しておりますね。この閉じ籠もりを何とかしたい。そういう思いで各字の1週間の活動、これ全字ですよ。素晴らしいですよ、これ。これをそうして担当している方々、みんなボランティアです。非常にありがたい。

高齢者を公民館に迎えて、話合いをして、そして元気でねというようなコミュニケーションを図りながら活動を展開しているわけですよ。毎週、もう日曜日以外はほとんどです。これ本当に素晴らしい取組なんですね。また、この計画書の中にもいろんな支え合いのものが載っております。ぜひこれを各課長の皆さん方も、これはやはり御覧になって。そして私が思うのは、時々公民館に寄る。幹部の皆さん、公民館に、ここで急にですが、それぞれの公民館に寄ったことがあるかどうかちょっとお聞きいたします。

○議長（比嘉義彦）

全課長の皆さんに答弁もらいますか。

○8番（大城律也議員）

もうそういうことで、議長。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

行政と地域の一体感を図るため、立ち寄ってもらう。私は半分は公民館行ったことないんじゃないかな、地域の行事に参加したことないんじゃないかなという気がする。僕もあまり現役の行政の方、お会いしたことない、公民館の活動で。できたら、やはり地域に立ち寄る。村長三役、できるだけこういう活動をしているときに、ちょっぴりでもいいですから、寄って、日程表を見て、今日はあっちへ行ってみようかな。忙しいことは重々承知しております。これは地域と行政のコミュニケーションを図る大事な一つの組織活動だと思っておりますので、ぜひ忙しい中でも時間を割いて寄っていただければなというふうに思っておりますので、これが健康長寿につながる基本だろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。

最後になりますが、本村のこの人口減少、高齢化社会の克服に向けた本村の10年先、20年先の、さっき話しておりました年少人口、さっきも村長のお話がありましたね。生産年齢人口とか、私は年齢で表現をさせていただきましたけれども。こういう方々をどのようにして増やしていくかというのが高齢化の解消につながる、こういうふうに思っております。

そこで、さっき言いました、この克服に向けた行政の基本的な創生プランの作成がもしありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えします。

どういう人口を増やすとかそういったあたりで、生産年齢人口を増やしていくかということはあるんですけども、ただ、私たちとしては、行政としては、やるべきこと、こういった

ことにつながるというのが、まず子どもを安心・安全で産み育てる環境をつくり上げること。そのために子育て支援というのをかなり多くの予算を投じて今進めているわけで、北中城村が3期連続15年間も女性が長寿ナンバーワンということは、ある意味ではもう長寿だけではないわけです。ある意味では、健康だから長寿なんだという意味合いも捉えられると思います。そういった意味で、高齢者に対する支援、そして子育て環境に対する支援も、我々はそこを非常に大事だと思っていますので、高齢者に対する支援と子育て支援は大変不可欠な支援体制を構築する必要があると思いますので、これは我々は福祉課、あるいは健康保険課ではやっていますけれども、子育て支援等については確かに多くの予算。そして非常に力を注いでいる事業でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。

行政としては、やはり今日どうするか、あした、あさってはというような、その感覚になると思いますよ。私が言っているのは、10年先、20年先のお話です。もう僕の考えとしてはですね。その対策はどうなっているのとお聞きしたいわけですよ。現状のままだったら、手当、手当、手当ばっかしで、それで終わっていくような感じがするわけですよ。分母をどうするかということですよ。

いろいろ調べてみました。この中で、中城村及び北中城村も中部広域に移行を要望しております。これは何か。開発できる面積を少し増やそう、今20%であれば、これを30、40ぐらいにしていこうかと。そこに宅地化も含めて確保していく、そういう取組。東海岸、あるいはその他、この耕作放棄地、もういっぱいですよ。これ何か。高齢化です。

そういう中で視点を変わると、やはり僕は中城村と早く連携をして、一刻も早く中部広域に移る。この審議会にですね、申請されているわけですよ。それで、その中で、アワセ地区の開発に続いて、隣接するロウワープラザ住宅地区の開発、沖縄市と協力して進めていく必要がある。急傾斜地、軍用地、農振区域等が村土の多くを占めている。開発可能な土地が少ない。そのために住宅地の確保、企業誘致を促進しなければならない。要請書にあるわけですよ。これは北中城村です。中城村とともに那覇広域から中部広域への移行を強く要望します、そう出ているわけですよ。今後の土地利用については、急傾斜地となる緑地部の保全、これも大事ですね。やみくもに業者が買い占めるわけにはいきませんので、その確定作業、急がなければならないだろうと思います。

北中城村、中部広域に隣接しているわけですから、早めに村から提案されたもの、土地の考え方については、この審議委員もその対応に、実現に手法を確認しながら検討していくという答えがいただけるわけですよ。

その今の取組をどうするか。単独では厳しい。中城村と一緒に、早急にですね、私は中部広域に変更すべきだろうというふうに思っています。それから高齢化対策、そして少子化対策にもつながる。これは大事な大事なことだろうと思います。ぜひ検討をいただきたい。関係者の意見を聞いて質問を終わりたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現在、中城村との共同まちづくり、作業を進めているところではございますけれども、その中で、まず、なぜ中部広域なのかという問題があります。私どもが両村の共同まちづくりで何

を目指していくのか。それに必要な手段として中部がいいのか、そのほかの手段がないのか。そういった整理も今、関係機関との調製の中で問われているところでございます。

まずは両村で方向、同じように目指すべきもの、その整理がまず必要であろうということで、今現在、両村のほうでその整理、検討のほうを進めているという状況です。

当然、先ほどから議員もおっしゃっており、住宅地の確保、例えば二男、三男が家を建てたいけれども、土地はあっても使えないというような課題がよく意見として伺っております。そういったところで緩和ができないのだろうか。村として望ましい開発というのがどのようなスタイルでできるのかというものを模索しているという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは前回もね、建設課長からこういう回答をいただいております。

最後に、本当に最後ですが、要するにこの人口減少、高齢化社会の克服ですから。これはもう一番の重要課題だと思いますよ、10年、20年先ですね。子どもたちが一人前になるのに20年かかるわけですから。そういう取組はやはりね、もう今のこの時点で将来こうしますという説明をできるように、この基本的な創生プラン、中城村と連携してね、もうこの対策室みたいなものを両村です。職員を派遣して取組を始めていただければと。これにももう申請されているわけですから。何のためにといいまして、1つは住宅地の確保と言っているわけですから。これはぜひ検討してやっていただきたいなど。これ生かしてくださいよ、早速ですね。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

はいたい。通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板について。

1995年9月4日午後8時頃、海兵隊員2名とアメリカ海軍軍人1名の計3名が女子小学生12歳を拉致した。小学生は粘着テープで顔を覆われ、手足を縛られた上で車に押し込まれた。その後、近くの海岸に連れていかれ、集団強姦され、負傷した。日米地位協定の取決めによって、実行犯である3人が引き渡されなかった。

このような米兵の特権的な取扱いによって、事件の捜査に支障を来していたことから、沖縄県議会をはじめ県内の自治体において、アメリカ軍への抗議決議が相次いで採択された。同年10月21日には、事件に抗議する県民総決起大会が行われ、8万5,000人もの県民が参加した。

社会に衝撃を与えたこの事件で、いち早く怒りの声を上げたのも世界女性会議第4回北京会議、1995年9月4日から15日に県内から参加した女性たちだった。

沖縄では、米軍の上陸直後から軍隊による性暴力に女性たちが苦しんできた。復帰後も基地があるために事件の発生は続いている。もし私や私の子どもが被害者だったらとの危機感が運動の大きなうねりとなった。県民の命や尊厳を脅かす人権問題として捉える転機となった。

そこで、次の点について伺います。

1、日米地位協定について、村長の見解を伺

います。

2、令和3年9月定例議会において、平和を守る村民の会等と連携をし、看板設置の方法、内容につきましては検討してまいりたいと思っていますと答弁がありました。どのように検討されたか詳細をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の日米地位協定についてですけれども、日米地位協定は、今から62年以上前の古い思想、考え方で、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっており、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用の在り方、環境汚染など様々な問題点が指摘される中、運用改善と補足協定での対応が重ねられ、現在まで一度も改定されたことのない不平等な協定であり、抜本的な改定が必要だと考えます。

2番目につきましては、看板設置については、令和4年度に平和を守る北中城村民の会の事業として実施することといたしました。また、設置方法と設置時期についてですが、第二庁舎に県道から見えるように懸垂幕を、5月15日の沖縄が本土復帰した日、6月23日の慰霊の日を挟み2週間程度設置し、改めて日米地位協定について考える機会を与える内容とすることを検討いたしました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

日米地位協定は、国内法が及ばない不平等な協定だと私も思います。

看板設置については、令和4年度、平和を守る村民の会の事業として実施したとのことですが

よね。2019年に撤去、破棄されたが、今年、2022年度にリニューアルをして設置していただき、ありがとうございます。

これから幾つか質問をさせていただきます。

平和を守る村民の会とはどういった会ですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村民の会につきましては、当初は村と行政が一緒になって平和運動をやろうという、それで村民、それぞれ会員1人から100円の会費で運営しておりました。歴代の村長の皆さんが非常に積極的ございまして、北中城のシンボリックな活動かなと思っております。

これまで村民の会の事業といたしましては、平和の像、あるいはまたステッカー作成とか、あるいは平和の絵画募集とか、そういったあたりをやって、さらに平和交流事業と、そしてまた広島県、あるいは長崎県への児童生徒の派遣等を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

平和を守る北中城村民の会というのは、もう約40年の歴史があるということを知ることになりました。結構それも全県的にはもううちの村のみが残っているという、すごくやっぱり平和に対する思いが強い村なんだなということを改めて感じました。

そこで、今回もこの日米地位協定の問題についても取り上げていくということでされていったということは、一貫した平和行政をしっかりとやっているんだなということを思いました。ありがとうございます。

そこで、懸垂幕に掲げたスローガンですが、文言を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

文言ですが、当初掲げられた看板と一緒に、政府は日米地位協定を抜本的に見直せという文言で掲示しておりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございました。

5月15日、沖縄が本土復帰した日、6月23日、慰霊の日を挟み、2週間程度設置したとのことですが、なぜその日を選んだのか、思いをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

例年、平和を守る村民の会では、6月23日、慰霊の日に南部のほうの記念式典のほうに参加しています。なかなか最近はコロナ禍の中、出席がままならないものですから、まずその日を含めて、改めて沖縄の置かれた立場を意識してほしいという思いでこの日にした次第です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

やはり沖縄の心、平和の心をしっかり継承されて、この日を制定されたんだということを改めて確認できたのはよかったなと思いました。

ほかにも何か検討されたことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

6月23日及び5月15日も、いわゆる復帰の日とされています。併せて同じようにそういったことを考える機会として、2日ですね、検討し

てまいりました。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございます。

設置をすることで、改めて日米協定について考える機会としたとのことですが、私は懸垂幕が掲示されていることを知りませんでした。設置期間中に掲示された懸垂幕を御覧になれる村民は限られています。ほかの方法でも周知することを検討されたでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

看板については、ほかの方法、懸垂幕、もしくは常設というふうなことは考えましたが、常設に関しましては、新しい庁舎ができて、設置場所がなかなか見当たらない。裏から風が当たるような状況になるものですから、相当強固な作りじゃないとたないというのがあります。

もう一つ、第二庁舎の入り口へ身障者用の駐車場の場所にも検討したんですが、そこは中に入ってこないと見れないという状況で、一番目立つような状況が懸垂幕を第二庁舎の上から下に向けて垂らすのが効果的かなと思って、そういった設置方法を選びました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね、この平和を考えるに当たって、やはり日米地位協定の問題というのは脇に置いておくわけにはいかない問題だというふうに私は思うんです。せっかくその思いをしっかり受け止めて新しく懸垂幕等を設置されて、場所もいろいろ考えながら設置されている当局の努力はすごくよく分かりました。

ただ、分からない、なかなか役場に来る機会

というのはふだんないので、そういった人たちにも周知できる方法があればもっとよくなったなって思ったんですよ。

この間、ちょっと遡って、広報紙を見ましたけれども、そういったことは一言も触れられていなかったもので、その辺、少し触れることで、改めて考える機会を広く村民に与えることになったんじゃないかなというふうに思いはありましたので、あえてこの質問をさせていただきました。

次の質問にいきます。

私が子育て中にやっと寝かしつけた子がヘリコプターの爆音で泣き叫んだり、また、二、三歳の頃、遊びに夢中になっているときに飛行機の爆音に驚き、お母さん、怖いようと泣いて抱きついたことが何度もありました。その当時の私は、子どもを抱きしめる以外、何もできませんでした。

住民の方から、騒音被害など基地関連などの苦情や相談などはありますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

電話等で飛行機の騒音等については苦情等ございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

騒音被害の何か事件というか、そういうものは特にないですかね。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、資料等ですね、この騒音に関する質問が来ると思っていなかったものですから、

資料等持っていませんけれども、基本的に苦情はあるんですけども、うるさい、眠れないという苦情があつて、その都度、防衛局のほうにそういう電話がありましたとかという報告をしております。

また、村長が出向くときの要請の中に、こういう飛行機の騒音、前にもちょっと答弁しましたけれども、騒音に対する要請等も含めて、行っているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

こういった問題の窓口というのは企画課ですか。どこの窓口でそういう苦情とか相談というのを受付されているんですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

企画振興課の企画係のほうで、基地関係の跡地利用等含めて持っていますから、そこのほうで受付しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

私はそういった窓口を知らなかったものから、ちょっと質問させていただきました。

本村上空は、普天間基地への飛行ルートで、学校上空も米軍機が飛び交っており、住民及び児童生徒は常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされています。現在、第3次普天間爆音訴訟が行われていますが、安谷屋の一部を除く地域と荻道の一部が対象地域になっていますが、当局はそのことを把握されていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

普天間基地ならず、嘉手納基地の爆音訴訟についても一部入っているということは承知しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

普天間飛行場というのは、もうかなり村の上空を通っているということで、もろに被害がある地域ということで、今、安谷屋と荻道の地域が指定されてはいるんですが、その地域に対する村当局としての援助なり何か考え等みたいなのはありますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

安谷屋、石平地区は、この米軍基地の関連でテレビのアンテナ関係、受信がなかなか厳しい地域になっていて、国の補助を使ってですけども、アンテナ受信の共同アンテナを造って、そういうことはやっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

こういったインフラ関係はかなり進んでいるかと思うんですが、やはり先ほども私の子育ての経験からお話しさせていただいたんですが、子どもが爆音におびえるといったところでの情緒不安定になる。今、核家族化の中で、母親と一緒にすることで、さらに母親もそういったストレスとかがかかってくる。子育てをどうしたらいいのか分からない。これはほかのものにも、一般的にも言えると思うんですが。ただ、そ

ういった基地の被害というのはそれ相当なものがあるというふうに思うので、ぜひその辺も網羅した形で、何ができるのかということも村当局のほうでいま一度考えていただきたいというふうに思います。

裁判所は、普天間基地に所属するヘリの騒音に特有の低周波音被害が通常の騒音被害と比べて心身に対する騒音被害が一層深刻化するということを認めています。また、米軍機の墜落への恐怖は、単なる不安ではない、現実的なものとして認め、不安感や恐怖感は生命、または身体に対する危険への不安感であると裁判所も認めておりますので、本当に国際大学とかにも落ちていますし、昔の宮森小学校、普天間第二小学校への事件、事故というのもありますので、北中の上空も、2つの小学校、中学校ありますので、ぜひ子どもたちの生命を守る立場からこの辺もしっかり考えていただきたいというふうに思います。

米軍絡みで、本村における事件、事故の一部ですが、紹介いたします。

平成5年に大城で救難用具が落下、平成7年に喜舎場の住宅屋上に重さ1キロのヘルメットが落下、平成23年1月10日に男性軍属の運転する車両が対向車線に進入し、瑞慶覧出身の19歳の男性が正面衝突による死亡事故が起きたが、3月には公務中ということで不起訴になったことで、6月に不平等な日米地位協定を許さない抗議集会を開催し、事故で息子を亡くした母親は、たとえ公務中であろうが、日本で起こした犯罪は日本で裁けないのはおかしいと差別的な地位協定に対する怒りを訴えました。その後、11月には自動車運転過失致死罪で起訴されました。

平成7年7月から令和4年1月までに米軍絡みの事件、事故において、北中城村議会で抗議決議した件数は33件ありました。本村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から、事件、

事故が起きるたびに議会として日米地位協定を抜本的に見直すよう米国及び国に対して抗議決議、あるいは意見書を提出してきました。

村民の生命と財産を守る立場は行政も同じだと思います。村長の見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平安山議員からの御指摘のあったことについて真摯に受け止めます。私たちも、北中城は3番目に平和非核宣言をしたところ、そして国際紛争の解決策として、二度と戦争を起こさないという、そういう誓いをいたしました。そういう中でこういう事件が起きています。いろんな米軍が起因する事故等が起こっています。それについては今後とも私たち行政も、また議会も一緒になって、その抗議行動をやってまいりたい。そしてまた啓発等についてもしっかりとやっていきたいなと思います。

今回もまた沖国大の前泊先生と一緒に、講演等を計画しておりましたが、コロナのほうでちょっと開催ができなかったこともありますんで、前泊先生はそういった見識の高いものがございますので、また有識者の方々とも相談して、いろんな活動を展開してまいりたいと思います。

いずれにしても今、平安山さんが御指摘された、まだ啓発的に周知が徹底されていないんじゃないかというところもあるものですから、そういった面も含めて、啓発等も含めて徹底してやっていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

村長、ありがとうございます。

12月13日、5年前の今日、普天間第二小学校の運動場に普天間飛行場所属の大型輸送ヘリから重さ7.7キロの窓が落下した日です。当時4

年生で現在中学3年生になった子どもたちへのインタビューが沖縄タイムスの記事に出ております。その中でちょっと紹介いたします。

事故から2か月間は運動場は使用中止だった。運動場が解禁になっても、約10か月間は米軍機が飛ぶと監視員の指示で屋内に避難する日々。野球少年だったイマムラさんは、俺たちの休み時間を返せと叫んだ。今通っている普天間中学校は、普天間第二小学校と違って米軍機事故を想定した年1回の避難訓練はない。運動場でフェンス越しに迷彩服の米兵を見ることもない。タケシマさんは、基地が隣にある学校って当たり前じゃなかったんだと、5年たった今も、クニヨシさんは、どうして普天間第二小学校の私たちだけ我慢しないといけなかったんだらう。同じ空の下なのにと。

この子どもたちの問いに誰が答えてくれるのでしょうか。常に基地と隣り合わせの生活を当たり前と思わず、安心した日常生活が送れるようにしていくことが大切だと思います。

日米地位協定は、不平等な協定であり、抜本的な改定が必要だと私も切に願います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、通告に従い、私の一般質問を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、「子どもの居場所作り」・「子ども食堂」の設置運営について伺います。

2015年末には、厚生労働省が日本の相対的貧困率を子どもの7人に1人が貧困状態にあると発表し、社会的にも注目されました。

このような社会情勢のさなか、沖縄県内においては、行政の委託や補助のほか、民間主体の取組など様々な形態で、いわゆる子ども居場所

や子ども食堂の設置運営が広がっています。

近隣市町村では、沖縄市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、中城村で設置運営され、公民館や児童館を活用している自治体もあります。その中で、我が村では全体的に定着されておらず、一部の団体等で少しずつ取り組んでいるのが現状であります。

取組の一つとして、村社会福祉協議会では、民生委員児童委員協議会とタイアップし、無料で弁当を配布する子ども元気サポートを7月から社協、児童館を活用して取り組んでいます。毎回実施をしているアンケートの結果、誰でも利用できる子ども食堂の設置について、89%の世帯が「必要」と回答されました。地域の子どもたち、そして保護者への支援の拡大や負担軽減を踏まえ、子どもの居場所や子ども食堂は必要であると考えます。

福祉課が進めています子ども・子育て支援事業計画にあるニーズに対応した体制の整備、子育て支援ネットワークの構築、集い、交流による子育て支援の充実という目標にも該当する内容と思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。

「子どもの居場所作り」・「子ども食堂」の設置運営についてでございます。

本村における子どもの貧困対策事業につきましては、国・県の補助や民間からの寄附等を活用して実施しております。村では、児童館を中心に居場所づくり事業や食事の提供等を実施しております。また、村で実施する以外にも、村社協と民生委員児童委員協議会における弁当の配布や安谷屋公民館における子ども食堂の情報把握しております。

子どもの居場所や子ども食堂の実施に当たっては、子どもの貧困解消のため、いかに支援を

必要とする子どもが利用できかつ効果的な事業が求められております。それらを踏まえ今後の事業を展開してまいります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私から再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、村では児童館を中心に居場所づくり事業や食事の提供等を実施しているとありました。その内容をできれば具体的にお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村のほうでは、村長の答弁にもありましており、国・県の補助を活用いたしまして、まず居場所として、2つある児童館を居場所として、その補助金を活用した職員を配置であったり、あと、食事の提供につきましては、毎月誰でも利用できるような形での、例えばおにぎりを提供したり、軽食を提供したりというようなプログラムを実施しております。特に夏休み等の長期休暇のときには、どうしても学校の給食がないということで、それで、そういうお子さんたちに対して、オープンではなくクローズな環境、特に児童館が閉館します12時から1時の間に、そのお子さんたちへの食事の提供とかということでの実施をこれまでしてまいりました。

その実施については、あくまで対象のお子さんがある場合において実施するという状況でございますので、世間一般にやっていますよというようなアピールをしている事業ではございませんので、その辺については、そういった状況で実施しておりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ただいま答弁にありました補助メニューを活用しながら進めているという内容で、再質問をします。

児童館のほうで、クローズなやり方で進めているとありました。他市町村の事例を見ますと、オープンなやり方で進めている事業もありますが、こういった内容については、メニューがそういったものなのか。それとも、村の考えでそういうふうにくローズとしてやっているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えします。

各子ども食堂に関して言いますと、いろんな考えの下で設置されている子ども食堂がございます。それを否定するものではございませんけれども、我々としては、ある貧困世帯だけが利用できる施設となると、なかなか利用しづらいとか、あるいはまた偏見を生んでしまう可能性もあるであろうと。であるならば、誰もが利用できる児童館でもって、まず平日とか普通の週末における食事の提供をしつつ、そういった子どもたちが居場所として利用できる、そこで把握した子どもたちを、例えば長期休暇とかそういった個別のニーズに応じて食事を提供できる体制をとというような形での体制を取ってまいりました。

ですので、これが何も正解というわけではないと思っております。いろんな形があると思っておりますので、その辺についてはまた、村長の答弁にもありましたけれども、今後の事業の展開のほうにも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ありがとうございます。

私が聞いた児童館での取組についてであります。現在、民生委員、児童委員が主となって取り組んでいて、先ほどおっしゃったようにおにぎり作りをしたり、子どもたちとコミュニケーションを取りながら過ごし、子どもたちの困り感とか興味のあること、今の思い、課題等の会話をしていると伺っております。児童館もそうですが、私の質問で紹介しました社協で行われている子ども元気サポートの取組でも、民生委員、児童委員が毎月動いてくれています。

ちょっとここで取組を紹介したいと思います。こちら、今年9月24日土曜日に沖縄タイムスに掲載された社協でのこの子ども元気サポートの取組であります。写真に写っている方々も民生委員、児童委員でございます。

この中で大々的にアンケートの結果、子ども食堂は89%の方が「必要」と、住民のアンケートで回答を得ております。

その他アンケートを少し御紹介させていただきます。

次回のお弁当配布、こういった子ども元気サポート事業を希望しますかという回答に「希望します」が91%、先ほど申しましたように北中城村内に子ども食堂があれば利用したいですかの問いには「利用したい」が89%、それから、細かいアンケート回答を紹介しますと、住民の方から、「すごく感謝しています。定期的、毎月やって助かっています」、「とてもいい取組で、親も助かるし、子どもたちもおいしいと楽しみにしているの、ぜひ継続して行ってほしいです」、「1か月に1回、お弁当の配布をしてももらっていますが、仕事をしている中でとても助かっています」という回答を得られました。

このような住民の声を踏まえまして、村長はどう思われますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これだけのアンケートでの高い要望がございますので、何とか、しかし応えたいという気持ちがございます。

ただ、今、現行のやっている中でも相当の頻度で食事の提供等をやっております。それ以上またさらにやると、また新たな国庫補助金等、あるいは自主財源等、それを導入することになりますので、それは財政等とも相談しながら検討していきたいと思っております。

ただ、89%の数字というのは非常に重いものがあると思っています。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

先ほどの取組で、児童館の取組、それから社協での子ども元気サポートの取組、民生委員さんが主に動いております。しかし、本来、民生委員さんの業務は別にごさしまして、訪問などを行いながら住民の生活状態を必要に応じて把握し、相談や助言等を行い、福祉サービスを適切に利用できるような情報の提供、援助を行うことであり、民生委員さんの本来の業務とは少し別の形で、ボランティアという形で動いております。

本村の現状は、このような民生委員さんの業務外での努力や思いで実施できている状況であります。また、弁当配布の際の資金は、村内法人からの寄附、そして先ほどの答弁にもありました安谷屋公民館での自治会清掃後の子どもへの食事提供も区民の寄附や思いから実施できている現状であります。

この現状を踏まえ、村当局、村長はどうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、児童館での食事の提供についてでありますけれども、あくまで児童館の職員においても実施しております。その中で、民生委員の活動の一環として、なかなか子どもたちと触れ合う機会が地域で少ないと。そういうお互いの事業の、こちらとしても来ていただいてサポートしていただける、マンパワーとしての力をお貸しいただく点については、協力いただいて、本当にこちらも感謝しているところでありますけれども、あくまで主として、我々として動いているのは、児童館事業として、子どもの居場所事業としてやっている現状でございます。プラスアルファ民生委員の自主活動として、民生委員が定期的ではないにしろ、児童館を活用した食事の提供を行っている機会というものもあるのも現状でございます。

子ども食堂についてなんですけれども、まず、我々行政が使う子ども食堂というのは、貧困対策による子どもの食堂ということを一般的に我々使っているんですけれども、世間には、子どもの貧困だけではなくて、孤立した世帯であるとか、そういったコミュニティーの形成のために子ども食堂を活用している場面もあるかと思っております。そういった意味では、いろんな形の子ども食堂があつてしかるべきだと考えております。

我々が取り組む子ども食堂というのは、あくまで貧困対策事業に特化した形での提供になりますので、問題は貧困を解消することが大切でありますので、子ども食堂はあくまで、どちらかという対処療法的な取組ではあるんですね。なので、村長の答弁にもありましたように、いかに効率的に、本当にピンポイントで貧困世帯に対する支援ができるか。その根本的な世帯の課題なんかを洗い出して、何が課題で、貧困から脱するためにはどうしたらいいかというものについては、もう個別の支援という形になろうかと思っておりますので、その辺を踏まえた上で、我々

としては今、取り組んでいるというところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そこについては、行政がやっている対策、事業、そしてまた民間がやっている事業、私は両方あっていいと思います。大変、これはしかし、私たちが地域の福祉力とよく言います。地域の福祉力を高めるためには、そういうまた方々はまたそれじゃいけないというところがあるので、むしろ民間がやったほうがさらに地域の福祉力を高めていく。ただ行政が一方向的にやってしまうと、また地域の福祉力は弱まるというところがありますので、そういう醸成の仕方もあると、方法としてはあると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私から少し他市町村の現状についてもちょっとお話しさせていただきたいと思います。

沖縄市高原にある子ども食堂には、北中城村在住の保護者約20名が毎週弁当を取りに来ています。私も実際にそこに調査に行きましたが、毎週学校終わりに食事を食べながら、保護者がお迎えに来るのを待ち、その間、学習や宿題をやっている姿を見て、子どもだけではなく、保護者にとってもありがたい取組だと感じました。

沖縄市のその子ども食堂は、行政に指導や助言をもらいながら、補助金を活用して実施しているとのことでした。

本村住民のニーズがあるにもかかわらず、他市町村より少し遅れているのが現状だと思います。また現在、村内法人が寄附だけでなく場所の提供もしてくれるという話、村内の飲食店から食材を提供してもよいという話がある中、主

導で設置、運営する団体がいない状況であります。このようなニーズや協力の声がある中、各団体や民間が来るのをただ待つだけでなく、まずできれば村当局が主となって動き、運営可能な団体を探すことも必要であると考えますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

御指摘のように、あれば利用するというところは確かにありますし、何より利用してもらうことが大切だとは考えております。

じゃ我が村に本当にそれが適しているかどうかという視点については、我々としても常日頃から、子ども食堂含めた貧困対策事業を検討している中で、現時点でそういう取組が実施できるのか、その辺についてはまだ現段階で具体的な計画に至るようなプランというものは立てていない状況でございます。

先ほど来ありますように、食堂を運営する側の人間、食材、そういった費用もかかりますし、予算もかかります。それに対する国・県の補助等はあるんですけれども、じゃ果たして本当に効果的に、どこに置けば効果があるのか、ただ弁当を配るだけではなくて、我々としてはしっかりと必要な方に届くことであるとか、その世帯に対する個別の支援につながるようなこと、そういったところを重視しておりますので、現時点では至っていないという状況でありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ただいまの答弁でありました場所について、どこに適しているのかという話では、私の考えでは、学校近く、子どもたちが放課後通いやす

い、そして保護者も迎えに行きながら、行きやすいという場所が適しているのではないかと思います。

また、他市町村の例を見ますと、公民館を活用しながら自治会が主となって動いている、そういった事例もございます。先ほどもありました貧困緊急対策事業で補助金や、現在は全国の民間企業が行っている助成金も多々出てきています。このような資金や運営についても、情報等、行政から、村当局から各自治会、村内の企業、団体に周知することを行っていただきたいと思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのような啓発、周知等については、村としての機会があれば、周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

例えば具体的にどのような周知方法があると思いますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

周知方法につきましては、先ほど来、活動している社協であるとか民生委員に対しても村の情報を提供することによって、その方々に相談があった、そういった団体があれば紹介していただくというような方法が取れるかと思えます。やみくもに広報紙とかそういった部分でやったとしても、本当にその情報を必要としている方たちに届くかという、どちらかという関係団体とか行政のほうからの相談があれば情報提供しますというふうな対応になろうかと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

情報提供という話でありましたが、多分、貧困に目を向けると、個人情報の問題であったり、世帯間、家族の問題という情報が出てくると思うんですけども、多分その辺は、民間に情報を提供するのには難しいと思うんです。そういった中で、社協さんとか民生委員、そういったところに情報提供は可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

民生委員に関しましては、厚生労働大臣から委嘱を受けた正式な非常勤の公務員でございますので、そういった個別の情報提供は可能だと考えております。ただ、社協についても、事業等、委託等をやっていることもございますので、その範囲内での情報提供というのは可能でもありますし、実際にそういった連携もこれまでも行っている状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私が1つ思うのは、こういった個人情報、貧困に関する情報というのは、社協さん、民生委員さんには流すことはできるという話でありましたが、こういった形で弁当配布、子ども食堂をやっていくとなると、やはり周りの目というか、世間体というか、利用したくても利用しづらいという影響にもつながると思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

おっしゃるとおりだと思います。我々も当初

危惧しておりましたけれども、貧困対策事業を表立ってやってしまうと、本来の利用すべきお子さんに届かない可能性もありますので、ある程度、我々としても児童館というオブラートに包んだ形で、限定せずに広くお子さんたちへの支援という形を現在取っているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

最後に、私のほうから提案があります。

まず、子ども食堂については、地域の人たち、居場所をつくる社会活動であります。また、子どもだけでなく、保護者の負担軽減にもつながる活動だと思えます。

先ほどもありました貧困に直面している子どもたちはもちろん、地域の子どもたち、保護者たち、地域の住民に開かれてやっている県内市町村も多く見られます。広く開いていることによって、子どもや保護者が来やすくなり、子どもたちの見えにくい問題の早期発見にもつながります。

私の質問、まとめて3点、提案させていただきます。

1、運営可能な団体や人材を探しながら、同時に各自治会にも協力をお願いし、特に学校近くの公民館の活用も考えていく。

2、補助金、助成金の活用方法や設置運営についても、これまで以上に周知をしていただき、指導助言をしていく。

3、どうしても村内団体や人材が見つからない場合は、まずは村当局が主導し、村内の各種団体と連携を取りながら進め、その後は委託をしていく。

この3点を提案したいと思います。村長の考えを伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、1、2番については即できると考えます。ただ、3番については、まず村当局というのがございましたので、我々の体制にもまた限界等ございますので、しっかり我々の体制に振り返ってまた検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

シングルや両親共働きの家庭だけではなく、日本社会全体が多忙な毎日の中、仕事終わりに食材を買い、夕食を作ることを手助けするだけでも、とても負担軽減につながると思います。もちろん村当局の皆さんや福祉課におかれましても、たくさんの業務があり、大変忙しいことは重々承知しております。

ただ、何度も言うように、子どもの居場所づくり、子ども食堂においてはたくさんのニーズがあり、村内に設置してほしいという住民の声があります。もちろん私も引き続き情報を調査しながら、皆さんと一緒に動いていきたいと考えております。どうやったらできるのか、どの方法ならできるのか、どうやったら住民のためになるのかという視点を持って、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時50分 散会

令和4年第10回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年12月14日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年12月14日 午後3時01分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安次嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和4年12月14日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	比 嘉 義 弘	1. 村道ヒルトン22号線の問題 2. 教育環境等について 3. 松喰い虫の件
6	比 嘉 正 志	1. 一時保育（一時預かり保育）の利用状況について 2. 村民体育館の利用状況について
7	喜 屋 武 功	1. ライン公式アカウントによる行政サービスの推進について 2. 新型コロナに関わる課題問題（ワクチン後遺症・副反応、マスク）について 3. 下水道接続率と普及率を上げる取組みについて 4. 北中城村シルバー人材センターへの支援策について
8	屋 良 朝 春	1. スポーツ環境の整備について 2. 渡口みどり公園の利用について 3. 渡口川の河川敷の整備について 4. 熱田漁港の道路整備について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

おはようございます。

通告に従い、今回は項目別に3点質問を行いたいと思います。

これから順次質問を進めてまいります。

まず1点目は、村道ヒルトン22号線に関わる問題です。

さて、前政権は、観光立村を目指すとして発言し、観光協会も設立しました。ただ、箱物も大事ですが、若干気になるのは環境も大事で、夜間の道路の状態等も問題かなと思っています。

村道ヒルトン22号線で極端に暗い場所があります。今はコロナ禍のために歩く人は少ないですが、来年あたりはコロナ禍の収束が見え始めると外国や本土のお客様がよく利用する通りであります。その場所は、仲順と喜舎場の間にある義本王、ナス御嶽のお墓の辺りです。その辺りは、北中城村で最もハブの出没が多いところなんです。最近近くには観光客もよく利用するかっぱうもでき、そしてレストラン等もできています。夜歩くお客さんにとっては危険な場所でもあります。そこで質問ですが、①そこにお客様の安全のためにも街灯が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

②防犯にも街灯は役立つと思いますが、特に夏場は若者が散策します。安全のためにもぜひ実現していただきたいと思っています。

③ついでに北中城村で最もハブを見かける場所でもあるので、草刈りも頻繁にはしてほしいかと思っています。

④EMホテルやかっぱうもあり、ぜひ繁昌していただきたいので、安全な地域にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

2、教育環境等について。

2点目は、教育環境等問題を問いたと思います。

①つまり最近では全国的に教員不足等についてメディアに取り上げられますが、沖縄県は大丈夫だろうかと考えていましたが、最近の新聞に沖縄県も同様な現象が起こっていると、その記事が載っておりました。正直、教員の職業は、私は聖職と考えていましたので、今のその現象にはショックを覚えました。教員に対する仕事に魅力を感じなくなったのか、それとも多忙を極める傾向にあるのかそのようになったのか、分かる範囲で説明していただきたいと思っています。

②北中城村は御承知のとおり、教育立村と親しく言われてきたが、その影響は我が村にはありませんか。

③かつて北中城村の学校に転勤したいと言われる先生方が多かったが、今も変わりはありませんか。

④教育委員会に対する予算は十分でしょうか。

⑤北中城村の北中城小学校、島袋小学校、そして北中城中学校の合唱や吹奏楽部は非常にレベルが高いと評価されていたが、現在もそのレベルは変わりませんか。

⑥かつて検定試験等の予算が減らされたことがあります。現在はどうか。

⑦今でも北中城村は教育に力を入れていると考えていますが、最近ある先生から、北中城村には経済の発展に大部力を入れているように見えるが、その辺の考えというか、バランスというか、教育長から見た我が村の方向はどう見えますか。

3、松喰い虫の件。

伊平屋村を訪問したときに感じたのは、また松くい虫がはやり出したのではないかと。相当に松の枯葉が目立つようになっている。案の定、新聞に5,000本ぐらい松くい虫にやられていると載っていた。

①いずれ北中城村にも影響が出てくると考えられるが、その対策はどうなっているか問いたい。

②松くい虫の対策は、結構予算を必要とするが、大丈夫か。

③松くい虫の件は以前も質問を行ったが、県との連携はどうなっているか。

④北中城村と那覇市だけが松くい虫の件については非常に関心があると、かつて答弁ではあったが、その状況は今も変わらないのか。

⑤県の一括交付金の使い方に松くい虫の予算は計上されているか。

⑥松くい虫が流行っている風景は、観光には不具合であるがということで、よろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、村道1号線の問題についてですけれども、まず①と②の質問についてはまとめて回答いたします。

街灯、防犯灯の整備については、自治会からの要望を踏まえて優先度を考慮しつつ実施しているところです。

当該箇所に関する街灯、防犯灯の整備について、これまで自治会から要望はなく、住民の需要度や優先度は低いものと考えます。また、整備後の維持管理、日常点検、電気料金の負担などの課題もございます。

③について、ハブ等についてですけれども、

村道の除草については、適宜、状況に応じて実施してまいります。

なお、当該箇所は沿道民地からの越境による影響が大きいと思われ、当該土地の管理者に適正な管理を求めてまいります。

2番目の教育環境については、教育委員会から答弁させていただきます。

3番目の松くい虫の件。

①既に県内全市町村で影響が出ているものと考えております。北中城村におきましても平成27年度より、松くい虫防除のための薬剤注入作業を行っております。

②松くい虫対策の予算についてですけれども、補助金等を活用して、予算の範囲内ではあります。対応をしております。

③今年度におきましては、令和4年度沖縄型森林環境保全事業による補助金の交付申請の調整を沖縄県と行っているところであります。

④近年は、離島を含めて県内全域で被害が拡大しているとのことであり、前回の質問の際にも答弁したとおり、県全体で対策を講じる必要があると考えており、あくまでも予算の範囲内ではあります。可能な限り対策を継続していく考えでおります。

⑤、③でも述べたとおり、県と協議し、協力するとともに、周辺市町村とも情報を共有して進めております。

⑥村が対応すべき松は、北中城村松くい虫の防除に関する条例、平成14年10月1日条例第22号にあるとおり、公共用地、道路、公園等に生えているものであり、それ以外の多数は私有地にあることが確認されておりますため、あくまでも私有地に生えている松については個人の財産であり、所有者の責にて対応していただかねばなりませんので、予防方法や対策についてさらに御理解と御協力が浸透するように広報などの利用も定期的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉義弘議員の質問事項の2番目、教育環境についてお答えいたします。

①の教員不足等の原因についてでございますが、教員の仕事に魅力がなくなったということではなく、ここ数年のコロナ禍や休職者の増加が影響していると考えております。

2点目の本村について影響についてでございますが、現在教職員の配置に不足はございません。

③の本村への転勤希望者が多いということについてでございますが、現在も変わらず、本村の学校への転勤希望者が多いと聞いております。

4点目の教育委員会への予算についてでございますが、本村においては、子どもたちの教育支援のために学習支援員や特別支援教育支援員、相談員など、近隣市町村と比較してもかなり多くの人数が配置され、教育支援が十分なされております。

5点目の本村の小中学校の合唱や吹奏楽部についてでございますが、現在も県大会や九州大会において金賞や銀賞を獲得するなど、実力を十分備えていると考えております。

6点目の検定試験料の予算についてでございますが、他市町村と同様に毎年度の財源に応じて調整され、漢字検定、数学検定、英語検定の3つの検定料について、半額補助を行っております。

7点目に、本村は現在、北中城村第四次総合計画に基づき、様々な分野で施策を行っております。教育の分野においては、第3章にあります人と文化を育み時代を担う“人づくり”を軸に教育行政を行っているところでございます。村全体の施策を進める上で、バランスを欠いているという認識はございません。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

第1点目の村道ヒルトン22号線の問題ですが、実はこの件については、前政権時代も1回質問しました。そのときには、同じような答弁がありました。いわゆる自治会から要望は出ていませんので、お答えできませんということでした。

しかし、その間、いろいろと考えてみますと、北中城村は前政権から観光立村と、非常に力を入れてきました。観光協会ができ、そしてスタッフもたくさんそろった。そして、予算も、大分大きい予算もついた。それで、近くのホテルや、あるいは食堂というか、食べ物屋さんもできて、非常に明るくなると同時に、外に出歩く人たちも増えてきたと。

正直いいましてね、この場所はもともと仲順です。しかし、中心から外れています。多分、ほとんどいわゆる夜とか、区民が利用するということはないと思います。喜舎場も近いですから、喜舎場もよく利用すると思いがちですが、実際は歩いている人は見たことないです。

そこで、やはり心配しているのも私だけじゃなくて、そのホテルの皆さん方も、何かあると困るという話を私は耳にしています。そういった意味から、地域から要望がないから、やはり検討せざるを得ないと。もしくはこの順序からいうと、実現ができないんじゃないかなという答えにも聞こえます。そういった意味から、再考を促したいんですが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、一般的な道路の照明という観点からお話をしますと、大きな交差点、交通量があつて、見通しが悪くて、そこでの事故が予想されると

ころ、あるいは歩行者が多くて、例えば歩道があるような、それぐらいの規模に対して、歩行者の交通を促すための照明というものが、これは国の基準でそのような判断基準がございまして、村としてもそれに従った考え方を今持っているというところがございます。

そうした中で、では、ここの区間、実際、歩行者がどれぐらいいらっしゃるのかというと、集落とは少し離れていまして、一般的な住民の利用というのは少ないだろうと。あと、議員がおっしゃっているように、ちょっと観光客が周辺に散策するときに使われているかなというところはあるんですけども、現状としてはさほど交通量が多くないということで、道路事業としての整備は今のところ考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

お答えは、法的にはそうなるかもしれませんが、やはりそれを無視しろとは言えませんけれども、少し幅を広く考えていただいて、今、村が目指している観光立村というところからすると、そこは大事じゃないかなと。

課長、夜そこを通ったことありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

あくまでもプライベートな時間ではありますが、議員の質問でもありますように、かつぼうであるとか、その付近を伺ったことはございます。通ったことはございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

お疲れさまです。

コロナ禍に入る前に、相当観光客、つまりど

っちかという中国人が多かったかのような気がします、また本土からも。そして諸外国から、香港やタイや台湾、非常に僕は予想以上に、もうある意味じゃ、これは発展していくんだなと思ったし、コロナ禍に入って途端に、もうきれいに、ゼロに近いような人たちになりましたけれども。やはりコロナ禍が収束した時点では、また同じようなことがあると思います。

皆さん方にもお見せしたいと思いますけれども、これは僕が撮った写真、あと、その近くの住民が撮った写真もあります。ハブがやはり、特にですね、喜舎場、仲順も、北中城村ではハブの多いところだそうです。だから、ハブ捕り名人からすると、喜舎場は非常にいい地域に見えるそうです。名幸利積議員、そうですね。喜舎場はない。

いや、かつて利積議員がですね、喜舎場と、仲順と言ったか分かりませんが、喜舎場は非常にハブ捕りには好都合な場所だと。もうこれ逆に笑ってしまいますけれども、大変です。以前、大学の友達を、本土の友達を辺戸岬に連れていったんですよ。真昼間ですが、これぐらいのハブが寝ていたんですよ。友達にちょっと動くなよと言って、石でぶついたら、それ動いたんですよ。その本土の友達は動けなくなってね、もう逃げたから大丈夫って行って。そのぐらい僕はハブに対する恐怖心がお客さんにはあると思っています。

そういった意味からすると、ぜひ検討いただいて、何とか実現をしてもらいたい。僕も観光立村に協力したいし、私自身もですね、もう40年、観光業界で仕事、飯を食べていたので、常々お願いしたいと思いますが、どうですか、課長。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

昨日の質問についても、比嘉 悟議員からライカム地区の防犯灯についての御質問がございました。今、自治会がない所で、自治会からの要望はいつまでたってもできないということがございましたので、そういったことについては、まず大所高所から、いろんな視点から考えたい。使用頻度、あるいは費用対効果、必要性等を考えて、これまでの設置規定を検討させてください。今、観光に非常に重きを置いた御質問でしたので、観光の面でも、EMホテルから、今、インターネットを通じて近くのかっぱう、あるいはカフェ等にかなりのお客さんが流れているようなものが私も聞いておりますので、そういった面からしても、観光の面からしても、それができるのではないかということもありますので、まずは私たちも調査いたしまして、使用頻度、そして必要性、費用対効果等を含めてトータル的に考えて対応したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。答弁が前進したような気がいたします。

それから、2点目の沿道の除草については、しっかりきれいにできていましたね。大丈夫だと思います。これは我が自治体はどっちかということ、その除草については、草刈りについては、非常に他市町村よりもうまくいっているんじゃないかと思いますが、念のために向こうの道路も見ながら、また伸びたときにはハブさんが出る可能性もあるんで、気をつけたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

次にいきたいと思います。

教育環境等についてということで、皆様方も

御承知のとおり、もう新聞等で、全国的に教員不足と。ちょっと深刻になるぐらい教員不足ということで、これはメディアから度々報道されていきました。しかし、少なくとも、全国であっても、沖縄県では対岸の火として私は見ていました。

ところが、最近、我が沖縄県も教員不足になっている、なりつつあるんじゃないかと聞いているということを知って、大変驚きました。私は、間違っても沖縄県は、我々は教員は聖職と見ていますので、絶対定員割れするとか、そういったことはないと思っていましたけれども、沖縄県でもそのような話が出ておりますので、その辺でちょっとお聞きしたいんですが、今、答弁で聞いていますと、コロナ禍の影響で沖縄県も不足がちと言っていますけれども、このコロナ禍が収束すれば元に戻るでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

コロナ禍が戻ればすぐという解決はどうかということは、将来の話でございますので、ただ、先ほどの教育長の答弁がありました、教員になりたい、教員に魅力がないということがございませぬので、我々としても元に戻ってしっかり教員が補充されていくことを願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、コロナ禍が主な要因と言われておりますけれども、ほかにもその要因がありますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

コロナ禍に加えまして、求職者の増加という

のも一つ原因として上げられるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

それでは、2つ目ですね。以前から我々も誇りにしていましたが、教員の皆さん方が北中城村の学校、小学校、中学校に転勤を希望するという、我々実質、目では見ていませんけれども、そういう評判でしたけれども、今もそのことは変わりありませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

現在も昔から相変わらず、非常に人気が高いというふうに私は聞いております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

転勤を希望する先生方が多いということは、それなりの条件があると思うんですが、そのあたり御説明いただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたが、他市町村、近隣市町村、中頭地区の中でも、この学校に配置されている村配置の支援員であったり、それから相談員であったりというのはかなりの数配置されております。つまり先生方からすれば、人的なサポーターがたくさんいるということで、自分の仕事に専念できるというふうな感覚の先生方が多数いるということで、人気が高いということでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

次ですね、直接、先生から耳にしたことがあるんですが、北中城村はライカム地区を開発してどんどん伸ばしていると。しかし、逆に先生方は鈍感とは言いませんけれども、先生から教育には従来どおり力を入れてくれるんでしょうかという心配があったんです。その一つに、楽器の、あとでまた質問が出ますけれども、今、部員が中学校多いですよ、レベルも高いし非常にということで。たくさん中学校に集まる。その集まる中で、楽器が故障したり、古くなったりするんで、その修理代で結構かかると。分かりますか。それを何とかしてくれという御父兄からあって、そのときにはもうけりについてというか、いい解決だったとは思っていますが、だから、自己負担になったかもしれません。

そういった意味からすると、僕はさっきも危惧した面と少し関連するかなと思ったんです。その印象はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

御質問にお答えします。

確かに吹奏楽部の楽器の修理費というのは結構な額がかかります、それは承知しております。ただ、先ほどから、主事のほうからもありましたように、人的投資ですね、いろんなものにお金がかかってきまして、そこにはバランスよく、なるべくできるようにということで教育委員会は考えておりますので、御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

次に移りますけれども、小学校、中学校の合唱や吹奏楽部というのは非常にレベルが高いですよね。私は高校、小学校のPTA活動を長くやりましたけれども、そこでちょっと気になったのは、例えばスポーツ関係、バスケットとか野球とか、この熱心な監督、先生がいらっしゃるところは、だから、またその人が移ったら、その学校が強くなるかありますけれども、この音楽とかそういった文学というか、その面は先生が転勤になっても維持される。されているんですよね。実際、北中城村はずっとレベルが高いんで感心していますけれども、そういった不安等はありませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

県の教職員が指導に当たっていると、先生方が県の職員でございますので。その県の職員の異動に関しましては我々ちょっと権限がございません。ただし、希望は、お願いしたりとかです。そういうことはお願いして、中頭地区全体的なバランスで人事配置されますので、そのようにお願いを常にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その希望はある意味じゃ通っているということですよ。ほかの学校から嫌味とかありませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

これまでは何とかそういうふうに関力のある先

生、あるいは、来て学校全体でチームとして関わっていただいて、成果を残していただいたということも含めまして、こちらの希望にある程度沿った形の配置にはなっているかなと思います。ほかから嫌味とかってというのはあまり聞いたことは今のところはございません。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

先生方が、またいい先生方がいらっしゃる、悪い先生はいないと思いますけれども。そういったレベルの高い先生方が、情熱のある先生方が北中に。それには手を挙げる、転勤したいという先生方がいらっしゃるということも、いい傾向になると思いますが、次にいきたいと思えますけれども、ちょっとこれも過去に気になった点ですけれども、検定試験等にも力を入れていますよね。過去に、その検定試験のための補助が、額が減ったんですよ。そのときの当局の答弁は、ちょっとそのときに疑問を感じましたけれども、合格者が少なくなったから減らしましたという答弁をしていました。その逆じゃないかなと思ったんですよ。その考えはどうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

その当時の答弁、私もちょっと知らないんですが、現在はそういうことではございません。やはり団体として、学校団体としてしっかり受けて、その半額補助を今させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

安心しました。ぜひそういったことも含めて予算に十分配慮していただきたいと思います。

次にいきたいと思います。

松くい虫の件、これも何回か議論したことがあります。今、北部辺りが非常に松くい虫が蔓延しつつある。これいずれ時間を待たずに我が地域にも来るのではないかという心配があります。そのための対策はもうふだんからやっていると思いますけれども、特に力を入れているということはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

御質問にお答えします。

特に力を入れているというわけではなくて、常時、農道パトロール等も行っておりますので、これで現在、公有地に生えています松の状況とか、また、通りながらも確認できる私有地にある松の状況とかも含めて、うちの職員がパトロール中に見回っているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

努力されていることは知っております。ただ、努力しても、その松くい虫の広がりなかなか止まらない。そして、予算もかかる。人手もかかる。結構困った問題だと思っております。

その松くい虫が気になったのは、例のイオンの東側に四、五本、もう夏にもかかわらず、紅葉しているんですよ。だから、沖縄はもう常時、年中緑というふうに本土の観光客の皆さんがそう思っておりますが、僕、一度質問されて、沖縄は、松は夏にも紅葉するんですねと。ちょっと皮肉たっぷりに言われました。いや、そうではないです、これも松くい虫の件でと。これ逆

に言うと、観光にも、間違えばね、影響するんでということ。以前、僕は一括交付金の件で、前課長にもお話をしましたけれども、いわゆるその頃、一括交付金を使い切れないということで590億、返納しているんです、国に。何でそれを使わなかったかという聞いていたら、当時の課長が、いわゆる松くい虫に非常に関心のある自治体は北中城村と那覇だけと。だから、ちょっとその意見が弱いということで、この一括交付金の予算を取れなかったという話もありましたけれども。

今、予算的な課長、どうですか。今の事業の中で十分ですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在、今回の補正予算（第5号）にも計上しておりますけれども、実際、平成27年度より補助金等を利用して松くい虫対策に取りかかっております。当時使っていた薬剤はずっと継続して使っているんですけれども、大体これの効果が7年間は保証するというので、薬剤メーカーからカタログデータとして頂いておりますので、今年度より、またその7年間でちょうど切れて8年目になりますので、当時対応した松に対して、また薬剤を注入していこうというふうに考えておりますけれども、現在計上した費用につきましては、大体、平成27年度分に薬剤を注入した本数に対してちょうど足る金額を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

あともう1点、気になるのは、いわゆる私有地の松は関係ありませんというか、介入できませんということで。前の質問の中で、実は安谷屋に立派な松があつて、それを購入した主は、

特に自分たちが植えた松でもないんで、これを何とかしてくれんかということの質問があって、私は対策、やはり私有地の松は駄目だと。喜舎場にもですね、松くい虫が、その家の松は非常に立派な松で、羨ましかったんです。ところが、これも松くい虫にやられて、金額が何と70万から80万、これを処理するのに。これ民間では、いわゆるお金のある方はいいかもしれんけれども、やはりこの多額の金がかかるということで、ちょっと驚いたんですけれども。

しかし、そこを地主だけに任せてしまうと、またそこから松くい虫が飛び火しないかという心配がないわけではありません。そういった意味で、どこかで何か、僕は村の今の財政が非常に厳しいということは知っていますので、強くは申し上げられませんけれども、ちょっと頭の中に置いていただけないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えいたします。

県が令和2年度に方針を出しております。民間有地について、非常にこれは民間有地に、例えばヤンバルの北部のほうでは国有林とかそういうことはありますけれども、今非常に重点的に取り組んでいるところが北部と中北部、中部の北側からまたヤンバルに、北部にかけての地域。そして、中南部のほうについての課題としては民間有地にあるということ。公共施設とかそういったところもありますけれども、どちらかというとな民間有地が多いということで、なかなか自治体がそこに手をつけられないという状

況があると。

そういう中部の状況がございますので、これについては私も県のほうに、何とか特定財源がさらに充当できないものかどうか、県のほうと協議して、要請等、お願い等もしてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私が言った理論は分かりますよね、単純で。だから、ただ、今これ財政が非常に、意外とかかるんで、大変だろうと思いますけれども、ぜひ県の一括交付金に理屈をつけて要請するのも手じゃないかなと思いますんで、よろしく願います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、通告に従いまして、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は2件の質問を行います。

まず1件目は、一時保育（一時預かり保育）の利用状況についてです。

保育の問題について語る上で、待機児童の問題は避けられない課題の一つですが、本村においても例外ではないと思います。待機児童とは、保育が必要な状態なのにも関わらず保育園に入所できない子どもの総称です。乳幼児期に、ふさわしい教育環境のもとで安心して過ごしてもらうことが人格形成に必要な不可欠であります。現状では、まだまだ子育て環境が十分に整って

いるとは言えません。需要に対して保育園の供給が追いつかず、保育園に入りたいのに入れない待機児童がいる現実があります。

子育て支援は、社会基盤づくりのために重要な支援であり、村長も今年度の施政方針の中で、保育人材の確保に努め、待機児童解消に取り組んでまいりますと訴えております。子どもの健全な発達や子育て環境の整備を訴えるために、以下の質問をいたします。

1、村内の待機児童数は何名でしょうか。

2、預かり保育と一時保育（以下、一時預かり保育）の違いを分かりやすく説明してもらえますか。

3、一時預かり保育の利用状況実績は。また、過去の実績と照らしてニーズは増えているのか。

4、一時預かり保育を利用時に、預ける際の理由の明記は必須でしょうか。

5、一時預かり保育で受入れを断った事例がありますか。また、断った事案があれば、そのときの断った理由は。

6、一時預かり保育の理由の一つに、緊急的保育がありますが、その利用状況は。また、断った事案があれば、そのときの断った理由は。

以上の6点で、1件目の質問です。

2件目の質問は、村民体育館の利用状況についてです。

平成30年11月5日にオープンした北中城村民体育館ですが、利用開始から4年目にして早くも床の張り替え工事を行ったと聞きました。また、利用者からは、膝や足首などの故障を危惧する声も聞かれ、過去の定例議会でも同課題を取り上げ、議員が当局に対して説明を求めています。今後、安全・安心で利用しやすい村民体育館を目指して、以下の質問をいたします。

1、一般的に体育館の床の耐用年数は何年ですか。

2、体育館の利用状況について、種目ごとに

把握されていますか。

3、今回の床の張り替え工事に至った主な原因はなんですか。

4、北中城村民体育館の床は他の体育館に比べて特殊な張り方なんですか。また、同床に決定した経緯は。

以上、2件の質問です。よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

1番目の一時保育（一時預かり保育）の利用状況についてですけれども、まず、①の村内の認可保育所への待機児童数についてですけれども、10月1日現在で、「25名」と書いてありますけれども、「26名」に訂正していただけていませんでしょうか。26名でございます。

②預かり保育と一時預かり保育の違いについてということです。子ども・子育て支援制度における施設型給付を受ける保育・教育施設が行う一時預かり事業、保育と、施設型給付を受けない幼稚園が私学助成等を活用して実施する事業がいわゆる預かり保育となります。

3番目に、一時預かり保育の利用状況等についてですけれども、一時預かり保育につきましては、村内の認可保育施設では、喜舎場保育所にて実施しております。利用実績につきましては、平成30年度が30名、令和元年度が45名、令和2年度が29名となっております。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、8月から9月2週目までと2月以降は受入れを中止しております。令和3年度以降につきましては、新型コロナの影響と保育士が確保できないため事業が行えない状況が続いております。

④の一時預かり保育の利用時に預ける際の理

由等についてですけれども、一時預かり保育を利用する際の理由の明記につきましては、利用申請書へ明記する必要がございます。

⑤一時預かり保育をお断りした事例については、事前に問合せいただいた段階で利用をお断りした事例がございます。具体的には、村外からの利用や通常の入所の際に必要な予防接種を未接種である等がございました。

6番目に、一時預かり保育の理由の一つに緊急的保育がありますが、その利用状況等についてですけれども、緊急保育につきましては、保護者の傷病や入院等により緊急的に一時預かり保育を行うものであります。これまでにお断りした事例といたしましては、新型コロナウイルス流行下の緊急事態宣言が発令されたため、お断りした事例がございます。

2番目の村民体育館の利用状況については、教育委員会のほうから回答させていただきます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉正志議員の質問事項の2点目、村民体育館の利用状況についてお答えいたします。

まず1点目の床の耐用年数についてでございますが、床に関しては、床そのものの耐用年数は定められておらず、表面のコーティングの耐用年数が約10年程度となっており、コーティングや研磨を実施することで使用期間を延長することができます。一方で、床を含め施設の法定耐用年数は47年となっております。

2点目の体育館の利用状況につきましては、予約システムを導入しました2021年以降については、種目別で把握しております。

3点目の床の張り替え工事の主な原因についてでございますが、地中の湿気が床シートの下コンクリートスラブの継ぎ目部分に集中し、コンクリートスラブに最大5ミリ程度の膨張が生じたためであると説明を受けております。

④の床の張り方や選定理由についてでございますが、県内においてもこの床材を選定した体育館は複数ございます。特殊というわけではありません。同床材を選定した経緯については、板材に比べ柔らかく、転倒などによるけがのリスクが低減できることと、価格が安く汚れがつきにくいなど維持管理に優れており、また、各競技におけるボールの反発力などの基準をクリアしていることなどが選定の理由となっております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、これより再質問に移りたいと思います。

特定の保育施設を希望するなどの理由で、待機に入らない児童のことを隠れ待機児童、または保留児童と呼ぶそうですが、先ほど①のほうで回答していただいた26名の中に隠れ待機児童は含まれていますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほどの待機児童数につきましては、県の算定基準に基づいて算定しておりますので、議員がおっしゃったいわゆる隠れ待機児童等については含まれておりません。

以上です。

○4番（比嘉正志議員）

もう一度確認します。含まれているんですね。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

含まれておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、先ほど村長から答弁のありました26名の中には含まれていないということですね。分かりました。

先ほどの②で、預かり保育と一時保育の違いを答えてもらいましたが、回答は、新保育制度が施行されたことによる給付金の取扱いについての回答になっているようでした。私の聞きかかったことは、園児を預かる違いについて確認したかったのですが、私の認識では、預かり保育とは、既に園に在籍している園児を保育時間外に預かること。そして一時保育とは、いわゆる待機児童のようにどの園にも在籍していない園児を一時的に預かることと認識しておりますが、私の解釈は誤っていますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

一時預かり保育事業でございますけれども、議員の御質問にありますような形ですと、例えば村立の幼稚園の場合には、この新子ども・子育て支援制度の給付を受ける施設でございますので、例えば授業というか、教育が終わった後の午後の預りについては一時預かり事業という名目の中の幼稚園型というものになりますので、法的な位置づけとしては、一時預かり事業というような、一時預かり保育というような扱いとなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、先ほど回答のありました待機児童のような方、どの園にも属していない方、その園児が保育園を一時的にお願いして利用する、そういった方は一時預かり保育という解釈でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

そのような形で認識していただければと思います。一時預かり保育事業の中でも、先ほどお伝えしましたが、幼稚園型というものがございましたけれども、議員がおっしゃっているのは一般型というような形での預り保育という形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、私の今回、特に質問のウエートを占めるのは、一般型の一時預かり保育のことだと認識しました。

では、先ほど本村の待機児童の中に隠れ待機児童、または保留児童の方が含まれていないということでしたが、その隠れ待機児童の人数については把握できますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

正式な待機児童という形での扱いをしておりませんので、現在、手元の資料を持ち合わせておりませんので、また必要であれば提供させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

では、本村の待機児童の中には、26名、さらにプラスアルファ隠れた園児が待機していると思われま。待機児童の子たちは、通常は各家庭等で子どもの面倒を見ているが、どうしても子どもを預けて出かけた場合に、先ほど報告

のあった待機児童は受入れ先がないということは、大変不自由なことだと容易に推察できますが、そのような場合に受入れ体制は、一時預かり保育の体制というのは整っているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど議員ありましたように、今回の質問については一般型の預かり保育事業についてということでのお答えをさせていただきます。

現在、村内において、先ほど村長から答弁ありましたように、実施しておりますのは、公立の喜舎場保育所のみでございました。その喜舎場保育所で実施ができておりませんので、現在、村での一時預かり保育事業は実施できていないということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、どの園にも在籍していない園児、待機児童については、今、預け先がないという非常に深刻な状況かなと思っております。

ちょっと質問を変えまして、当初、質問で問いました④、④で質問した回答で、利用申請書に理由の明記がありますが、育児による心身のリフレッシュや趣味などを行うリフレッシュ保育、そういったのを希望する場合に回数の制限はありますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

特に回数の制限等は定めておりませんが、受け入れられる児童の数には限りがございますので、例えば緊急保育であるとか、優先すべき方がいれば、その方を優先する際に、リフ

レッシュの利用の方をお断りする場合はあるというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。

では、⑤で一時預かり保育で断った事例の理由の中で、村外からの利用という回答でしたが、例えばお母さんが妊婦で、村外、県外等から実家のある北中城村へ里帰り出産のために来ている際にも一時預かり保育が利用できないのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

一時保育事業の実施に当たりましては、実施要綱等で詳細を定めておりますけれども、そのような、住所を必ず北中城村に置いているという要件はございませんので、当然、里帰り出産等で村内にお越しいただいている方につきましては、一時預かり保育事業の対象になろうかというふうな認識をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほど一時預かり保育をお断りした事例について、具体的には村外からの利用や通常の入所の際に必要な予防接種を未接種等であったということがありますが、村外からの利用を断った理由というのは何でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

先ほどの質問の際に、里帰り出産ということであれば、村内の例えば御実家に帰省している

とか、そういう状況であれば利用は可能だというふうに考えておりますけれども、この村外からのお断りした理由としては、例えば近隣の市町村にお住まいなんだけれども、村内の一時保育が使えるかというような場合にお断りさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

例えば一時預かり保育というのは、その園児にとっては、知らない建物の中に、知らない人たちの中に預けられるというすごい不安な状況になっているかと思えます。恐らく村外から預けたい場合に、お友達がいるから、いとこがいるから、そういった理由で預けたい方もいるかと思うんですが、子どもの健全な育成に関して、例えばそういったところを考慮していただくような柔軟な対応というのは厳しいんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現状、一時預かり保育事業を行っておりますのは、現在休止しておりますけれども、喜舎場保育所のみということになっておりますので、一時預かり保育事業をそもそも受け入れられるキャパが少ないのが村内の現状でございます。そういった状況の中で、優先すべきはまず村内にいらっしゃるお子さんをお預かりするというのを我々としては優先しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

現在、受入れのキャパが少ないという理由で

したが、お母さん方の安全・安心のためにも、そういうキャパ、あと保育士の数もしっかり充実した形で、いつでも預かれるような形が本来望ましいかなと思っております。

⑥で質問しました緊急保育の理由で、断った事例があったということですが、そういうのつびきならない理由、そのときのお母さんの心痛はいかばかりかと思いました。大変不安だったと思います。しかしながら、世界的に大流行した新型コロナに伴う理由を説明されたら、お母さんもやむを得ないと引き下がったかもしれませんが、それでも我が村においては、誰一人取り残すことなく対応できるすべを事前にあらゆる想定を行い、準備ができたならよかったなと思います。

さて、③でいただいた回答の中で、令和3年度から保育士が確保できないため事業が行えない状況が続いているとの回答でしたが、今現在は令和4年度、12月になり、もう折り返しも過ぎております。現時点でも保育士不足により一時預かり保育が行えない状況なんですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現時点においても、再開のめどは立っておりません。保育士が確保できないために再開のめどは立っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

現時点でも保育士を確保できないということで、行えない状況というのは理解いたしました。

児童福祉法第24条第1項に、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病、その他の事由により、その看護すべき乳児、幼児、その他の

児童について、保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならないとあります。要約すると、保育を必要とする場合において、保育しなければならないということです。

市町村には保育の実施義務があります。それについてはどうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現時点においては、一時預かり保育を再開できる状況にないというところにつきましては、議員の御指摘のような義務を果たせていない状況にあるというふうな認識をしております。

我々といたしましても、保育士を確保して、喜舎場保育所の一時預かり保育を早急に再開できればという思いは持っておりますと同時に、ほかの認可園さんにおいても、現在、待機児童がある程度解消しつつございますので、一時預かり保育事業についての実施についても、ほかの認可園さんに今後求めていくものであります。

では、じゃ現状、緊急預かりが必要なお子さんはどうしたらいいのかというふうな御質問になるかと思えますけれども、それにつきましては、現在、ファミリー・サポート・センター事業という、預かりをしていただく方を派遣する事業であったり、村が直営で実施しております養育支援事業という形で、預け先がない親御さんたちに対しては、村の事業としてその支援員を派遣してお子さんを預かったりというような形でカバーしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

村内の各事業所の皆さんは、ルールに基づいて保育士を確保し、しっかり頑張っていると思います。民間事業所は、もう今精いっぱい状況だと思います。

しかしながら、保育士の確保が厳しいという現状も、私も理解できます。全国的に保育士不足です。各都道府県及び各市町村等で保育士の奪い合いを行っている状況が見受けられます。本村においても対岸の火事ではなく、現状よりさらに厳しい状況に追い込まれるかもしれません。我が北中城村は、先駆けて保育士確保について大胆な手だてを講じる必要はありませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育士確保については、村内の認可園さんの御希望を聞きながら、補助事業であるとか、そういったものを活用しております。各市町村においても同様な補助事業を活用しながら、議員のおっしゃるような奪い合いというようなことが起こりかねない状況というのがあります。

ですが、今後定着させていくということが非常に重要だと我々は考えておりますので、採用された方が辞めない、働きやすい、保育の質を上げていくというところを、我々はそこにシフトして、村内の保育所で働きたいという方を増やしていくというふうに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

本村においては、保育士が辞めていかないよというふうに取り組んでいきたいということでしたが、過去、近年3年間ぐらいでよろし

いんですか、本村の保育士が辞めていった事例とか、そういったのはありますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村内の状況という部分につきましては、全てを詳細に把握しているわけではございませんので、あくまで喜舎場保育所の事例ということでお伝えいたしますと、例えば県外への就職を希望されて退職された方であるとか、そういった形で辞められた会計年度任用職員がおります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

もうやはり民間の中ではヘッドハンティングが行われている状況だと思うんですよ。さらに厳しい状況が待ち受けているんじゃないかなと思います。

そこで提案したいのが、ここはもう北中城村が本気で動き出さないといけないかなと思っております。私の提案ですが、公的機関である喜舎場保育所のほうに大胆な手だてを講じて保育士を確保して、村内の認可園、認可外、そういった保育園に一時預かり保育が適用できるように、例えば喜舎場保育所の保育士さんを村内の保育園に派遣して、そこで一時預かり保育を利用してもらう、園児を、その利便性のいい施設に預けてもらう。それによってお母さんも安心してお仕事なり、就職面接なり、そういった時間の活用ができると思います。

一時預かり保育をなぜ喜舎場保育所だけで受けたら駄目なのかということは、先ほど申し上げたとおり、やはり親戚の子がいるとか、お友達がいるとか、そういった近所の保育施設、そういったところに一時預かり保育が適用できたら、その子も知らない子の中に預けられると

いうわけではなくて、幾らかの安堵感はあるのかなと思っております。

言うなれば、村内の各認可園、認可外園に喜舎場保育所の保育士の先生が出張のような形で、村内の保育施設をカバーしていければ、村内全体を通じて子どもを育てる環境が整っていますよというアピールもできますし、ただ、派遣される保育士の方にはすごい負担になりますので、そこはマンパワーをもって、より十分に保育士を確保していただいて、いつでも受入れ体制が整える北中城村をつくっていただきたいと思いますが、そういった保育士派遣型で村内の認可園、認可外園をカバーしていくという一時預かり保育の新しいスタイルは可能でしょう。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在実施しております預かり保育事業につきましては、あくまで子ども・子育て支援法に基づく中での運用をしておりますので、法令であるとか省令であるとか、そういった基準に照らし合わせて、派遣で行う事業がその基準に当てはまる事業として認められるかという点については、なおちょっと精査が必要かと思えます。

議員御指摘のように、預かれないお子さんに関して、場所がなければ、保育士を派遣して、認可園だけではなく、例えばほかの公民館であるとか、そういったふうな預りができるかという独自の事業については、またなお検討する必要、余地があると思えますので、そういったものも含めて、御提案を含めて検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、村内の認可園、認可外園は、もう十分、各事業所の責務は果たしていると思われま。彼らは彼らのルールの中で、しっかり保育士を確保してやっていると思われま。ここはもう北中城村がしっかり先頭に立って動いて、村内の各事業所、そういったところをカバーして、子育てに優しい北中城村をしっかりつくり上げていっていただきたいと思いま。

子どもを大切にしない社会に未来はないと思っておりますので、子育てがしやすい環境日本一を目指して、北中城村を前面に出して、新しい手だてで、斬新な発想で取り組んでいただきたいと思いま。

では、ここで2件目の質問に移らせていただきます。

この床に関しては、耐用年数47年ということですが、今回このコンクリートスラブのつなぎの部分に集中しという説明でしたが、あまりにもちょっと早過ぎませんか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

問いの③番のほうで、コンクリートスラブの継ぎ目に湿気が集中して膨張したということでありまして、早いかどうかというのは、私的に思えば早いのかなとは思いま。ただし、それが物理的なもので、ずっと後になって起きるかどうかというのちょっと分からない状態ですので、この技術的なことはちょっと分からないという状況です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

専門的なことになるので、どういった理由でそういう湿気が集中して補修が必要になったの分かりませんが、先ほどの④のほうで質問した、県内においてもこの床材を選定した体育館

は複数ありということでしたが、その会場のほうは見に行ったんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

まだ行っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

この本村の体育館については、建築の前から床も、いわゆるこの直張りの床については、懸念されていたのかなと思っておりますが、そういった場合に事前に見に行っていないというのはいかがなものかなと思うんですが。じゃ例えば見に行っていないということですが、この床材を決定する前に、その評判というか、そういった調査などは行った経緯はあるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

すみません、私がお答えした見に行っていないというのは、この状況になって、ほかのところを見に行っていないということで、事前にとということであればちょっとまたお答えを変えたいと思いま。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、ちょっと勘違いでしたね。

では、県内でもこの床材を選定した体育館があるということですので、例えば体育館建設の前に、そういった体育館の状況を見に行ったことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

その件につきましては、私からちょっとお話

しさせていただきたいと思います、当時、担当課におりましたので。

当時の床選定の場合に、通常の学校の体育館みたいな床と、当時はこの直張りの体育施設について、実際、採択前に視察を行っております。実際、行った場所につきましては、東京及び仙台ですね。こういったところで、もう実際施工されているところに、当時、私はちょっと同行できなかったんですけども、担当係長とメーカー、あと設計事務所も含めて数か所回ってきて、この施設の妥当性があるのかどうかを確認してきております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、事前に視察を行ったということですが、今、平成30年11月5日にオープンして、これまでバスケットやバレーなど、跳躍を伴うような種目については評判が悪いような感じのうわさが大分あります。前回、建築前に東京、仙台に視察に行った際に、そういった利用者からの声など、そういったのは聞いていなかったんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

当然、採択するに当たりましては、施設の管理者等にもお尋ねした上で、実際その場所はプロバスケットボールチームが利用されているところでもありますし、バレーボールチームが使われているところでもございましたので、そういったチーム関係者の方からの意見は十分聞いた上で判断したというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、今回②で質問した回答で、予約システムを導入した2021年以降については、種目別で把握しておりますということですが、例えば1位から3位まで、上位3位までこういった種目が入っているんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

村民体育館の利用で上位1位から3位まで、まず1位がバスケットボール、2位がバドミントン、3位が卓球競技となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私が調査した限りでは、バレーの選手あたりからは評判が悪いような感じなんですけど、体育館の施設の方に、そういった体調の不良を訴えるような話とか、そういった声はありますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

実際、利用者、利用した方からの不調を訴えるということは、まだ聞いたことがありません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

どうも私の周りで聞こえる声と施設の管理者といますか、施設の職員の情報では乖離があるなというふうな感じがします。

今回の耐用年数があまりにも早い中での床の張り替えとか、そういったのがこの体育館の直張りあたりも影響しているのかなと実は考えております。この床シート下のコンクリートスラブのつなぎ目部分から湿気がということですが、

やはりそれも直張りがコンクリート部分に近いことによって起きている故障、そういった状況なのかなと思っております。

皆さんが今回、体育館建設に当たって、業者さんと一緒に東京、仙台に視察に行ったということですが、やはり業者は多分いいことしか言わないと思うんですよ、使用基準は満たしているよとか、ほかにもこういったふうにしっかり利用されていますよというような回答はあるかと思えます。

今回、私がちょっと気になったのは、これは2020年11月に発行された議会だよりです。このときに比嘉義弘議員が、村体育館についての質問を行っております。障害者専用トイレが1つしかないということもありました。あと、この直張りの件も指摘しておりました。それについての答弁が、重箱の隅をつつくような取上げ方のような気がする。使用基準は満たしているので、ぜひ理解してもらいたいというような答弁を行っております。

我々いろんな案件、質問を持ってくる上で、やはり調査していく上では、どうしても重箱の隅をつつくような、細かく調べて村当局の皆さんに質問しているところでもあります。そういう細かいところを調べているので、重箱の隅発言というのは、やはりちょっと我々議員にとってはすごい失礼な言い方ではないかなとかなに思うわけですね。神は細部に宿ると言います。細かいところに重要な部分が隠されておりますので、こういった発言は控えていただきたいし、反省していただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員がおっしゃったように私たちも誠意を持って皆さんに回答するのが私たちの務めだと思います。皆さんもまた誠意を持っていろんな調

査をして、我々に質問しているものですから、我々もまたそれに応えるような誠意を持って対応したいと思えます。今後はそのようにしたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、本村体育館の床については、今回4年目にして、一部分ですが、床の張り替えがあったと。これからも続くようですと、やはり構造上、または地形上、湿気がたまりやすいとか、そういった何らかの問題があるかと思えます。この一般的な体育館というんですかね、直張りじゃない、通常の体育館のような床の張り方に戻すという考えはあるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

現在のところはありません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

しかし、これからも床の張り替えが頻繁にあるとか、メンテナンスに金がかかるということであれば、やはり通常の体育館の床の張り方に戻して、近隣の例えば吉の浦体育館とか、そういったところで床のメンテナンス、ワックスがけとか、そういったのは聞いたことがあるんですが、張り替えというのはあまり聞いたことがないんですよ。やはり村民が利用しやすいように、安全・安心に利用できるような体育館をつくっていただきたいなと思えます。

この業者さんと県外に視察に行かれたということですが、やはり何か物を造るときには、専門業者の言うことをうのみにせず、当たり前を疑って、これからいろいろなものをつくってい

くとか、いろいろなシステムを構築していくには、まずは当たり前を疑うという姿勢から、いろいろ事を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 1 時 4 4 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

通告に従いまして、4点の一般質問を行います。

まず初めに質問1ですが、ライン公式アカウントによる行政サービスの推進について。

今現在、日本におけるスマートフォンの所有率ですが、2010年には4.4%だったものが2022年時点で94%に達しており、また、LINEの利用率においても、10代から70代までの幅広い年代で利用されております。10代、50代で90%、60代で76.4%、70代で69%が利用しているとの調査結果が出ております。

そういう利用状況から見ても、スマートフォンやLINEを通しての情報のやり取りは、今や当たり前の姿になっております。

実際、全国の地方自治体の約7割にも上る約1,200の自治体でLINE公式アカウントが開設され、行政情報の発信や行政手続、相談受付、公共施設の予約受付など、LINE上での行政サービスが幅広く提供されています。県内においては、那覇市、浦添市、与那原町、嘉手納町、恩納村が既に稼働、運用している状況であります。

そこで、我が村においても、去った10月24日に村情報プラットフォーム構築実証実験がスタ

ートしているということで、時代のニーズに合ったすばらしい政策、行政サービスが展開されると大いに期待しているところであります。

そこで、北中城村がLINE公式アカウントを利用してどのようなサービスを展開していくかお伺いします。子育て世代の方々からは、LINE公式アカウントによる学童や保育園等の情報発信、募集案内や願書等の情報の発信などを希望する声が多数、今上がっているところで

す。次に、質問2問目、新型コロナに関わる課題問題（ワクチン後遺症・副反応、マスク）についてでございます。

我が村においては、令和3年の5月から新型コロナワクチンの第1回接種が始まり、5回目接種までの接種者件数は累計3万8,000件に上るとのことですが、ワクチン接種後の副反応、後遺症について、行政側へどのような相談等があるのか伺います。

また、ウイズコロナ社会において、マスク着用が日常化、必然化している中で、特に発達段階の子供たちのマスク着用の危険性が次々指摘されております。当局の認識と学校現場での対応についてお伺いします。

3点目でございますが、下水道接続率と普及率を上げる取組についてでございます。

北中城村公共下水道事業経営戦略（平成31年版）によると、平成28年度の下水道接続率59%、人口普及率61.1%と低い水準となっており、未普及地域の解消が課題で、新規整備が必要な状況にありますと記されております。現況の接続状況と下水道整備状況、今後の下水道整備計画、そして接続率、普及率向上に向けた取組について伺います。

4点目でございますが、北中城村のシルバー人材センターへの支援策についてでございます。

シルバー人材センターは、単に60歳以上の方々の雇用の場と見られがちですが、それだけ

ではなく、居場所づくりや健康づくり、新たな交流の場、そして生活支援という重要な役割を果たしている組織でもあります。これまで家族を支え、地域を支え頑張ってきた諸先輩の方々に生きがいを与える組織であると考え、シルバー人材センターへの積極的な支援が村政発展へと大きくつながると私は考えております。

北中城村シルバー人材センターは、立ち上がったばかりでもあり、多くの課題、問題を抱えている状況ではありますが、当局の支援体制についてお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、ライン公式アカウントによる行政サービスについてですが、現在、総務課、企画開発課、健康保険課、福祉課、教育総務課、住民生活課の6課で推進体制が構築され、事業所と個別に実装する機能について検討している段階です。予定している機能といたしましては、各種情報のセグメント配信、ごみ出しサポート機能、小中学校、幼稚園の欠席連絡、防災情報発信機能等となっています。

続きまして、2番目の新型コロナに関わる課題問題等についての御質問でございます。

ワクチン接種後の副反応の延べ相談件数は、令和3年度が約30人で、これは「68件」と書いてありますけれども、「65件」に訂正をお願いいたします。65件。令和4年度が11月末現在、11人で18件となっており、相談内容で多いのは、発熱が15件、気分不良が7件、悪寒が6件となっております。

そして、学校におけるマスク着用については、国や沖縄県教育委員会からの通知に従って、児童生徒の心情等に適切な処置を行った上で、マスクを外す場面を設定し、マスク着用が不要

な場面においては積極的に外すよう促しております。

3番目の下水道接続率と普及率を上げる取組についてですが、令和3年度末の下水道接続率は71.7%、人口普及率は、これ「63.6%」と書いてありますけれども、「63.3%」に訂正をお願いいたします。人口普及率63.3%となっております。

現在、島袋地域を重点的に整備を進めておりますが、沖縄振興公共投資交付金の配分が要額に対して少額であるため、整備率が向上していない状況であります。

今後の下水道整備については、次年度以降、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用して、島袋地域と並行して屋宜原地域の整備促進を図り、また、令和8年度以降、石平地域の整備着手を目標に普及率向上に努めてまいります。

また、下水道普及地域の接続率向上の取組として、接続に係る費用の一部を補助し、普及促進員による個別訪問や資料のポスティングを行って接続率向上に取り組んでおります。

4番目に、シルバー人材センターについてですが、村シルバー人材センターにつきましては、高齢者の雇用だけではなく、生きがい、健康づくりや社会参加という側面からも大いにその活用が期待されます。

本年度の事業開始から半年を過ぎ、運営も順調に進んできている一方で、課題となっている事項もございます。村では、財政面だけではなく運営上の課題に対する助言や会員向け勉強会等の実施など、支援を行っております。とりわけ、次年度からは現在の任意団体から法人化に向けた支援についても取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ライン公式アカウントによる行政サービスの

推進からでございますが、とてもこのサービスが展開していくと、これまで以上なワンランク上の行政サービスが可能じゃないかなというふうにとっても期待しているところがありまして、先ほど質問でも言ったように、他の市町村が、今6か所ですかね、進めている中で、那覇市のほうがとてもスマートフォンで見たときに、見やすさもあり、サービス展開もすごい、やはり県都那覇だなという感じの取組をしているんですね。北中城村は北中城村らしさの中で、行政サービスを展開しながら、那覇市の取組を一つの例にするのもいいんじゃないかと思っています。

私も実は、研究のために那覇市の公式LINEを登録して、よく見たりするんですけども、とても見やすさもあって、暮らし・生活、子育て、防災の3つの柱に分けて、その3つの柱の中に、例えば暮らし分野であれば10項目ある。子育て分野でも8項目、防災分野でも8項目。ポチッと押したら、一つ一つまたサービスに対して細かくより出てくるんで、これはとてもすごいという、ちょっと一つ一つ説明すると時間に限りがあるんで。

その中でもとても興味深いのが子育て分野の保育園、こども園の項目についてなんですけれども、保育所の空き状況であるとか、入所申込みがオンラインで申請できるんですね。そういったものを取り入れる、もうシステム上できるんで、那覇市さんの。それも北中城でぜひやってほしいという、そういう要望もありましたので、ちょうどタイミングよくそういうのがあったので、これ提案していきたいなと思っています。

またちょっと幾つか提案していきたいんですけども、学校ごとにLINEアカウントを開設できないかと思っているんです。なぜかというと、学校長から配られる公文であるとか、クラスから配られるクラスだよりとか案内文があ

りますよね。島袋小学校は、私、朝、交通安全とか週に何回かしているんで、アメリカ人の子どもが多いんですよ。両親がアメリカ人で、学校の教頭先生と話をしたら、学校だよりとか案内文は両親が外国籍の方にはどんな案内文を出していますか、翻訳して出しているんですかと言ったら、いや、ALTがいるけれども、そこまではちょっと厳しいという話をしています。でも、やはり外国籍の親御さんたちも、学校でどんな行事があるとか、細かくちょっと知りたいじゃないですか。それをこのLINEのシステムと技術があれば、英語翻訳して出していく。

どちらかという、私の子どもたちも、これ案内文持ってくるんですけども、出し忘れたりとか、出すのが遅れたりというものもあって、LINE公式アカウントを使うと即座に来るんで、紛失もしない、ペーパーレス化にもつながるって考えると、とてもいいんじゃないかなと思っています。

また3点目ですけども、通学バスとかコミュニティバスの位置情報も、この公式アカウントで、LINEで確認できて。もちろんこれバスにGPSはつけるんですけども。例えば親御さんたちが、そろそろ帰ってくる時間かなと。通学バスのところをポチッと押すと、今どこら辺にバスがいる。じゃ何時ぐらいに帰ってくるねとか。コミュニティバスにおいてもGPSで位置確認できるんで、やはり私が何時に乗りたいたいけれども、今どこら辺走っているんだらうというのも一つできる。とてもとても優秀な機能。あとはもう内容をどう展開していくかとなったときに腕の見せどころじゃないかなって、村長、思っています。

4つ目に英語での防災情報の配信。今、どちらかという防災マイクでもって案内はしているんですけども、一時期、私が前、議員だったときも英語でもするべきだよと言って、英語でもやっていました。ただ、いつの間にか英語

での防災マイクはちょっと消えてしまっているんですけども。

那覇市のを参考にすると、那覇市さんは15か国語で配信するというんですね。そういうのもちょっと参考にしながら、我が村もちょっと何か国の国籍の方がいるかちょっと調べていないんですけども、まず英語中心にそれを展開できないかなと思っています。

それについていかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議員御指摘の保育所の入所であったり学校LINE、コミバスの位置情報、あとは英語での防災情報の発信だったり、多言語なんですけれども、実は今回の契約の中では、言語としては日本語のみが基本になっています。那覇市さんも令和3年度から実証実験を開始して、恐らく令和4年度本格稼働、その中で、多言語の必要性が、先ほど15か国語とおっしゃっていましたが、その必要性が出て、多言語に対応しようというふうな取組をこの会社とやり取りして、来年の1月の半ばぐらいから多分、本格稼働されるはずですよ。

少しその話を会社とさせていただいたんですが、それは交渉次第。当初の協定の中にはちょっと含まれていないので、これは今後の話ですよという話です。

保育所の入所、学校LINE、コミバスの位置情報、コミバスの位置情報はちょっとまだ分からないんですけども、この保育所の入所とか学校LINEに関しては、各それぞれの課も今、協議会の中に入っています。その中で実装される、今、保育所の入所だったりというのを各課が要望すれば、実装可能だと思いますので、それは各課で何を実装していけばいいか、何が本来のサービスにつながるかというのを決めていただいて、必要に応じて実装させていけるん

じゃないかなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

例えば多言語といっても、何十か国とか七、八か国ではなくて、もちろん北中の実情に応じた、もちろん英語を中心でいいと思うんですね。先ほど言った島袋小学校の状況を見たときに、もう明らかに両親が外国籍の方という状況を見たら、やはり防災も含めて、特にまた美崎地域とか、外国の方とかもおられるので、中国も含めてもいいんですかね。そういうものを今ある技術で、ツールでというのはとても必要じゃないかなと思っています。

ですんで、より他の市町村のものも研究しながら、また、多くの議員の方のアイデアももらいながら、このLINE公式アカウントをしっかりとものに仕上げているとすれば、すごい期待はできると思っています。

私もちょっと調べたんですけども、ごめんなさい、答弁の中にセグメント配信とあるんですね。これは、言わば、私が調べた中では、全部の情報の中でこれとこれとこれは必要だけれども、ほかは必要ないというものを選んで、それがピンポイントで来るような機能ということでもよろしかったですかね。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その考えで間違いありません。一般的にセグメント配信と言われるやつは、一斉配信に対するセグメントの配信。皆に必要な情報、そうじゃない情報も一斉に配信してしまうと、どうしてもメールの開封率が下がります。その人の求めている志向を選別しながら、この方に合った情報をお届けするのがセグメント配信と言われて、今使っている言葉でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そういうことなんですね。ちょっと言葉が難しかったんで、いろいろ調べても、これは当たっているのかな、この解釈でと思っていたんで。いずれにしてもとても期待しているサービスなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

コロナに関わる課題についてですけれども、相談件数の数字を見て、実は驚いているところです。村内での相談件数のこの答弁書にあった数が、多いとか少ないとかという判断はとても私の中ではできないところがあって、1人でも副反応で村民の方が苦しんでいる人がいると考えると、行政はしっかり対応して、この副反応の事実を見ていかなければならないんじゃないかなと思っています。

事実、ワクチン接種が始まって5回目も済んできている中で、皆さんも御存じのようにいろんな公開情報が今出ている状況です。ワクチン接種というのは自己責任ではあるんですけども、家族を守るためとか、社内、会社、自分を守るためという形でワクチンを接種して、しかし、ややもすると、政府が言わば大きな声で、推進、推奨、マスコミもとてもあおるような形で進んできたのがワクチン接種じゃないかなと思っています。

しかし、それとある意味比例してというか、接種する人が多くなればなるほど、副反応の事例というのでも出てきているのは確かです。ただ、大手メディアではあまり報道はされていなくて、結構ユーチューブ上では、名古屋のテレビ局であるとか、ちょっとしたニュース番組で取り上げてきているのも事実で、名古屋市が事例なんですけれども、2022年の3月に看護師が対応する新型コロナ接種後の副反応相談窓口というの

が全国に先駆けて開設しています。2か月間で相談件数が944件、そのうちの60%が関節の痛み、しびれ、34%が倦怠感、めまい、13%が皮膚の炎症、9%が息切れ、たん、6%が心臓・消化器系の不良だというんですが、また厚生労働省のほうも、ワクチン副反応分科会というのがあって、そこの2022年10月21日現在のデータによると、ワクチン接種後の死亡疑いというのがあって、ファイザー社が1,659名、モデルナ社製が183名、アストラゼネカ社製が1名、ノババックス社製が1名、いけば合計約1,800超えているんですね。

だから、そういう意味では、私が何が言いたいかというのは、そういう事実も今出てきている。北中城も言わば接種が済む中で、これはもう対岸の火事ではないなというちょっと危機感を持っております。そういう意味で、全世帯の1回目、2回目の接種率が我が村では約70%ぐらいあるので、そこから来る副反応等に対する相談というのを今後慎重に取り組むべきではないかと思っています。

特に子どもたちの接種に関してはより慎重な対応、慎重な対応となったときに、一つの例では、泉大津市というのがあって、そこの市長はとても先進的な動きを取っているんですね、ワクチン接種に関して、子どもたちのそういう、いけば今、世の中の風潮的にはまだまだ強いワクチン接種の推進的な考えがあるんで、そういう動きが、勇気ある行動になると思うんですけども、我が村としても、もっと客観的にどうか、冷静に見る必要があるんじゃないかなと思っています。

そこで、副反応にも様々な種類と期間があって、内容等にもよるんですが、相談窓口の対応としてどのような対応をしてきたのか。例えば生徒が副反応によって長期に学校を休んでいる事例とか事案がないか、心配するんですけども、そのようなことはどんなですかね。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

副反応に際しまして、コロナ対策室のほうに常勤で保健師2人配置をしております、この方たちが接種後の副反応についての相談を受けています。これは接種のもちろん予診票を送るときにもそうですが、会場で接種を受けた後のチラシにも、この相談窓口のことも書いてありまして、お気軽に御相談してくださいということで、電話対応等しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えします。

副反応による長期の欠席ということですが、各学校長判断になりますが、これも国や県の指針に基づいて、しっかり対応させていただいて、欠席扱いしないとか、そういう個別の対応を取っているところでございます。現時点でこれだけ長いこと休んでいますよという相談は学校から特にありませんので、しっかりとした対応として扱っているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

さっき言った名古屋の事例ですけれども、向こうは相談窓口に関しては、副反応で2週間以上体調不良がある人を想定したものになっていて、我が村ではどんなですか、長期にわたる体調不良的な副反応という事例もありますかね。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

担当している保健師によりますと、長い方で

二、三日後とかに連絡がある場合がありますが、そんな長い時間がたった副反応についての相談は今のところ受け付けたことはないと聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。

この質問の答弁書の中に、マスクについて、学校現場で子どもたちの心情等へ考慮して適切な処置を行っているであるとか、着用が不要な場面では外すよう促しているというふうにあるんですが、心情等への考慮、適切な処置とかというのを具体的に教えてほしい点と、例えば着用が不要な場面でのときに、子どもたち取るように促して、先生はどうしていますかね。それを聞いてもいいですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

心情等にて適切な処置ということでございますが、子どもたち、やはり年齢の幅といたしますか、それがありますので、低学年になればなるほど、やはり気持ち悪いとか、そういうことにも寄り添ってということで、心情等という表現をなされております。それから体質的な問題もありますし、それからやはり息苦しいからとかです、それでやだとか、臭いからとか、いろんな面ですね。このちょっと気持ちに寄り添うという意味での心情等という言葉を使わせていただいております。

それから、あと1つは、先生ですね。教師のほうも、例えば外で体育の授業に関しては外してやったりとか、合唱の場面で指揮を執るときにも外してやるとか、やはり子どもたちと一緒に。ただ、室内であればできるだけ子どもたち

へ感染を、飛沫を飛ばさないようにということで、子どもたちよりは少しマスクの着用は多いというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

先ほど来ちょっと、島小で交通安全指導をしているという話をしているんですけども、私が指導しているときに、たまにマスクしないで来る子どもとかがいて、私から声をかけるというよりも、子どもから、えどうしよう、マスクしてない、怒られるかなみたいな。え何で、大丈夫よ、保健室でもらったらいいよとかって声かけるんですよ。だからいえば、その言葉から推測するに、やはりしていないと学校で、クラスでという、この見えない圧というのがあるのかなっていう。もちろんこの子の個人差もあるんですけども。

ただ、折しも今議会で北中城在住の方がマスクの着脱に対する柔軟な対応をということで陳情書を出しています。流れ的にも、文部科学省から、本人の意に反した着脱に対する対応をもっと緩和しなさいとか、文部科学大臣でさえも、黙食はもう、マスクしないでもう普通にしゃべっていいだろうという見解も出しているんですね。

だから、そういう意味で、私的にはもうこのコロナも、もう潮目が変わってきている。そういう潮目が変わった中で、北中城村が、特に村長ですよ。私たちはもっと柔軟に対応していきますよ、子どもたちもマスクを取っていいだろう、もう伸び伸びと過ごさせようよという何かしらアナウンスメントというのは必要じゃないかなと思うんですけども、それに対してどう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

実は私もちょっとある病院の先生と御相談させてもらったんですけども、ただ、先生の言い分についてもまた、非常に慎重を期すような回答がございました。私もまた、今、新聞で毎日出ている週間の集計がございませぬ。まず前回が約十何%、そしてその前が34%、その前がまた14%、非常に高い伸び率で感染者が増えているわけです。そういった環境ですから、なかなか今おっしゃったような、私はそういう英断ができないところもありますんで、今のところ先生のアドバイスに従ってやっているような状況がございませぬ。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

確かにそうなんですよね。公的な村長という立場の中で示さないといけないんで、慎重であればあるほど、問題はないような感じはあるんですけども、ただ実際ですね、国ではもう2類から5類に下げる議論であるとか、相当変異することで弱毒化しているんで、もういえば風邪ですよ。病院へ行っても処方箋も何もない、1週間様子見てという感じで、ただ自然消滅していくんですよ。だから、出始めの頃はまだ確かに恐れもあって、これはコロナになったらというものもあったんですけども、だから、そういう意味では、さっき私が言った潮目というのは、それをある意味、判断して、もっと柔軟に北中城村は、いえばマスクすることで、子どもたちの成長段階の大切なものを奪っているというのも実際あるので、学校の先生しかり、上に立つ行政の方々がもっと柔軟だよというものも示す必要があると思っています。これはもう質問で終わるんですけども。

次にですね、すみません、次の質問しましゅうね。

下水道接続率の件で、平成31年度版の資料の

数字を比較すると、接続率が明らかに向上している。水道課の努力が数字に表れているのかなと思っています。しかし、人口普及率は微増で、例えばその背景というのが沖縄振興予算が毎年減っていく、そういう厳しい状況。それが我が村の下水道整備の事業にも大きく影響している。だから、例えば、その実態、もしかしたらちょっと通告外になるのかもしれないんですけども、2014年の仲井眞県政のときには、沖縄振興予算が3,501億円、これをピークに翁長県政、玉城県政になって、着実に減っていつている。この8年で817億減っているんですよ。その減っている現実の中で、県の調査で、県内の41市町村のうち22市町村が振興予算の減額で公共工事の進捗が停滞しているというふうにごコメントしている。これは新聞報道にあった記事ですけども。

だから、例えば、そういう翁長県政、玉城県政の影響、単純にですよ。振興予算が減って、村の事業にも影響しているという実態を、これは議会も含めて、これは知る必要があると思いますね。孝則村長はデニー知事を応援しているんで、会う機会をぜひつくって、北中の事業が滞っているぞと、どうにかしろよみたいな感じで、これ強く言ったほうがいいと思うんですよ。だから、例えば、下水道整備事業の今、話ではあるんですけども、それを理由に環境、衛生的な取組が滞っている事実もありますんで、それ村長、どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、下水道だけではなくて、その他の公共事業についてもかなり遅れごみ、国や県の助成を必要とする事業がまだ後に控えておまして、近々関係課と、副知事あたりからまずアポイントを取って、部長も含めた話ができたらなご。今、関係課には、要請書等について起案するよ

うにと申し上げております。下水道については、今考えていなかったんですけども、下水道についても当然にする必要があると思いますので、ぜひ県のほうには訴えていきたいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ちょっと脱線したところもあるんですけども、村内において、本線が入っていない地域がどこかというのと、接続率の向上に向けた取組として、私はこの接続補助、工事補助額を上げるのも一つ選択肢じゃないかなと思ひているんですよ。それについていかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

質問にお答えします。

下水道の未普及地域ですけども、現在、まだ下水道自体が全く整備されていない地域としまして、石平、安谷屋、荻道、大城となります。瑞慶覧等については一部、大平ですかね、国道330から北谷向けに境界辺りまで、そこら辺は整備がされています。屋宜原についても、一部整備はやっていますが、平成30年頃から一旦中断している形になっております。

それと、すみません、接続補助についてなんですけれども、今、接続補助については、合併浄化槽の改造については5万円、単独浄化槽では10万円の補助をしております。この費用を上げることになりますと、現在接続された方々へのちょっと不公平さということも考えられますので、こちらとしましては、令和6年度に下水道事業経営戦略の見直しを予定しておりますので、その内容等も踏まえた上で検討していきたいなというように考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

確かに今、実際、5万、10万で工事してきた方々からしたら、補助率をぱっと上げると不平不満が出る可能性があるというのは、結構、他の市町村へ問合せをしたときにも、そういう理由がありました。ただ、一つ、読谷村さんが例なんですけれども、去年から合併浄化槽への補助額を5万円から20万、単独浄化槽への補助額を10万から25万に上げているんですよ。年間、大体接続工事件数が十四、五件だったのが今もう四十数件、約50件ぐらい、4倍ぐらいに伸びているんですよ。だから、そういう意味での整備促進にもなる。

課長がおっしゃっていた不平不満があるかということも聞いたら、ないそうですね、ないそうです。また、補助額をこんな財政が厳しいときというのもあるけれども、ペイするんで、要するに払ってくれるじゃないですか。だから、それも上げることも必要ではないかと思っています。それで、それもひとつ前向きに検討してほしいと思います。

宜野湾市はまたちょっと基準が違うんですけれども、宜野湾市は、課税世帯で工事額の75%を補助、上限20万、非課税世帯で工事額の85%補助で上限30万、結構いいレベルで補助しているんで、これもそういう流れにあったというか、北中の実情に応じた形で進めていってほしいと思っています。答弁はいいです。

すみません、もう時間がちょっと迫ってきて、シルバー人材センターなんですけれども、私も名護で5年、シルバーにいて、シルバーの存在価値というのをもう重々知っているつもりではあるんです。居場所づくりとか健康づくりというふうに話したんですけれども、やはり私がとても感じるのは、もう生活支援なんですよ。もう年金では厳しい、だから一日でも多く働きたい、動きたいという方々がいる。ただ、今の現状、シルバー人材センターの会員数が65名ってなったときに、でも、他の市町村聞いたら、今

軒並み伸び悩んでいる、横ばい状態。これなぜかということ、背景的に定年が延長されたということもあり、会員獲得が厳しいところもある。

だけれども、村はそこを問題視するのではなくて、もっともっと盛り上げるというんですかね。それが必要じゃないかなと思っています。

人口が約4万人の読谷と比べたら、読谷は95名の会員がいて、言わば入会率は0.8%なんですよ、人口比例したら。北中は1.3%で、そんなに悪くない。同じ同等レベルが名護市、宜野湾市、中城村のシルバーも1.3%ぐらいなんで、頑張っているとも言える状況じゃないかなと思っています。

そこで、1番は公共が寄り添ってシルバーと一緒に動いていく。いけば、村長も政策に掲げていますから、この公約という責任の名において一生懸命取り組んで動くってなったときに何が問題かというのは、仕事を与えてもマッチングするか、人がいるかという。でも、それ以上に装備品がないと、機械がないと厳しいんですよ。それへの補助はぜひとも積極的にお願いしたいなと思っています。

答弁の中に、運営上の課題に対する助言や会員向けの勉強会等の支援、法人化に向けた支援とあるんですけれども、これ具体的にどういうことをやっていますかね。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

答弁書にございます課題に対する助言等につきましては、まず、組織を運営するためにいろんな例規とか、そういった整備がございますので、そういった部分であるとか予算取りであるとか、あと、一番は財政面での県の補助金をどう取るかとか、そういった部分であるとか、本当に立ち上げの際から、特に企画振興課長を中心に、私も併せてシルバーに寄り添って支援し

ているというふうな状況でございます。

会員向け勉強会と言いますのは、夏場ございましたけれども、村の保健師のほうが会員向けに熱中症であるとか、そういった水分補給の大切さみたいなところを研修というか、学習会を持たせていただきました。

法人化に向けた支援といたしましては、現在は任意団体という扱いでございますので、一般社団法人化に向けた取組を今後進めていく必要があるということで、次年度以降、そういった部分についての支援を考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひ積極的にという考えを持っています。

また、すみません、今日、読谷ばかりなんですけれども、読谷を例にしたら、結構装備品、機械類が十分にあって、1トン車1台、2トン車1台、軽トラック4台、公用車何台とか、公共の仕事も年間1,500万くらい入ってきている。北谷に限っては約1億ぐらいの公共の仕事があって、西原も8,000万ぐらいの公共の仕事をお願いしている。

やはり仕事、何かシルバーにないかという、その点は内部、シルバーの事務局と十分協議してほしいんですけども、読谷が特定防衛施設交付金を利用しているんですよ。これも北中でも、基地所在市町村なんです、使えると思っております。さらに、村長も60歳を超えていますよね。シルバーに会員に該当になっているので、教育長も含めて。この何、宣伝マンとして、会員になってシルバーを応援するんだという気持ちをぜひ進めてほしいんですけども、それはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村長を退職したらしっかり真剣に考えたいと思います。

そして、立ち上げの段階だったので、そんなに一気に補助を増やして、一気に独立とかそういった、ある意味では、私たちは自助努力も少し求めたいというところがございますので、ある意味では、補助育成団体ですから。補助金を使って育っていくと。ゆっくりゆっくりですけども、しっかりした醸成をして、我々のほうでは、今、福祉課長からもあったように寄り添って支援していくという形はしっかり持っていきたいと思っております。

今回は補助として補正予算も60万近く、それはありましたけれども、これから今、特防等の特定財源の話もありましたので、そういうところを勘案して支援していきたいと思っております。

いずれにしても、また今、これから伸びていく人材センターだと思いますので、また関係課とも一緒になって支援していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

あと14秒なんです、提案で終わるんですけども、村長を卒業しなくても会員はなれますので、私も応援しますから。ぜひシルバーのほう、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、通告に従い、私から4つの一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、スポーツ環境の整備について。

村内の小中高学校の屋外部活の活動については、指導者が会議、私用などで遅れる場合は日が暮れて活動時間が短縮される状況になっています。小学校の屋外部活動に関しても片づけのときには暗くなり、保護者が発電機を持参して明かりを照らしているとの報告があります。

子どもたちの競技力向上の推進について、次のとおり質問します。

小中高の屋外部活動（運動場）にナイター設備など可能か。

2、村内にある自転車競技場について、街灯設備は可能か。

次いきます。

2、渡口みどり公園の利用について。

渡口みどり公園の利用について、新たな有効活用できないのか伺います。

1、どれくらいの人が利用しているか。

2、利用目的は何か。

3、公園の全体の維持費はどれくらいか。

次いきます。

渡口河川敷の整備について。

側壁の雑草が伸びていて、豪雨になると川の水压が上がり、側壁の雑草を使って蛇が敷地内に侵入したという報告があります。また、329号線から入る北中城高校の通学路にも雑草が伸び、危険性を感じています。また、329号線からコザ向けに沖縄ガーデンを左折し200メートルのところに橋があります。その橋の外壁にひびが見られます。橋の点検、河川敷の整備について伺います。

1、雑草の駆除はできるのか。

2、橋の点検は行っているのか。

次いきます。

熱田漁港の道路整備について。

329号線から熱田団地、漁港に向けて真ん中の白線、側道の白線が消えております。住民、釣り人、しおさい公園は、イベントなどで多く

の人が利用しています11月から村内のバスも走り始めたので、安全面確認について伺います。

白線の整備をすることが可能か。

質問席で行います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、屋良議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目にスポーツ環境の整備についてでございます。

小中学校におけるナイター設備は、一般的に社会人等の目的外使用として設置されているのが現状であります。また、高校の施設については、県の管轄となっておりますので、村で設置するものではございません。

続きまして、2つ目の自転車競技場の御質問ですが、沖縄県総合運動公園内にある自転車競技場のことと思いますが、こちらも沖縄県の管轄施設となっておりますので、同様に村で設置するものではないと考えます。

2番目に、渡口みどり公園の利用についてでございます。

まず、利用者数及び利用目的について、村で把握している利用としては、渡口自主防災組織による避難訓練の本部として利用されているほか、直近5か年の実績は以下に示すとおりであります。

また、個人利用については、基本的に自由使用であるため、利用目的や利用人数は把握しておりませんが、近隣住民の散策や休憩に利用されているものと理解しております。

平成30年度、個人利用によるグラウンドゴルフ約20名、令和元年度、小学校遠足約141人、昆虫観察会約30人、年3回、令和2年度、高校学年レク大会約280人、高校津波防災訓練約920人、学童クラブ遠足約50人、令和3年度、個人団体による児童の遊び約10名、令和4年度、ドローン講習会約5人、月5回程度。

3番目の公園全体の維持費についてですけれども、渡口みどり公園の維持費については、他の公園との複合による委託業務があり、明確な算出はできませんが、概ね400万円、除草業務約360万円、清掃業務約25万円、その他修繕等となっております。

3番目に渡口川の河川敷の整備について。

渡口川（普通河川）のうち、国道329号から上流の住宅地前面については、渡口第2雨水幹線水路として下水道事業で行っております。また、渡口荻道2号橋、国道から左折200メートルの付近より下流の渡口橋までの区間は沖縄市との境界に位置し、河川北側の護岸は沖縄市の管理となります。

雑草の駆除について。

村道北中城高校127号線の区間については、来年度、村道の安全確保のため道路擁壁の改修工事を予定しており、当面は通行に支障が生じないように除草に努めてまいります。また、渡口第2雨水幹線水路区間については、水路の流下能力への影響も視野に、堆積土砂の除去も合わせて実施する必要があるため、費用が高額となるため、来年度の予算措置について検討してまいります。

2、橋の点検について。

橋梁の点検について、直近では令和3年度に実施（国の基準にのっとり5年に1回）しておりますが、その結果、ひび割れ等の変状は見られるものの、道路橋としての機能への影響は認められないとして、改修の補助事業の対象にはならない状態であります。

そして4番目の熱田漁港の道路整備についてですけれども、1、白線の整備することは可能かということですが、当該道路は、沖縄県の臨港道路となっており、村では事務移管により日常的な管理は行っているものの、道路構造物自体は沖縄県の管理となっております。村としては、令和元年度から区画線の修繕につい

て県に要望しておりますが、実現に至っていない状況であり、引き続き要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

スポーツ環境の整備についてですが、現在、現場に行きまして、中学校にあるのは確認しました。当局は、小学校にナイター設備があるのを確認していますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

北中城小学校は運動場に街灯設備はありません。島袋小学校は運動場のほう、街灯設備、設置しております。

中学校も運動場ですね、街灯設備を設置しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ナイター設備の点検などは行われていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

点検しております。中学校ですね、今6基立っているんですが、3基がつかない状態にあります。

あと、島小は7基立っているんですが、そのうち1基が照明が使えない状況で、あと、1基ごとにライトが6個ついているんですが、幾つかつかない部分があったりする状況を確認しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、北小の運動場で活動している部活動は御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

部活動というか、スポーツクラブというものが活動しているのは知っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

どのようなスポーツ活動をしているか分かりますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今、僕が確認している中では、野球、あとサッカー、そして陸上クラブが活動していると聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

私、現場に行きまして、17時45分の北中小学校の運動場です。18時10分、もう真っ暗で何も見えない状態です。野球部に関しては、親がライトを当てて子どもたちにボールを打たせています。サッカー一部に関してですけれども、サッカー教室に関しては、個人親が負担をしてライトを持ってきて、これは個人負担で電気を照らしています。ということは御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

この発電機を持ってきてライトを照らしてい

るとか、ちょっと暗い中、片づけしているというお話を聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

私からの提案ですが、NTNの会社でグリーンパワーステーションというのがあります。この事業は、内閣府から地方創生臨時交付金が出ています。それは御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今おっしゃられたNTNという件については、今初めて聞きました。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、ぜひとも北中城小学校、あと暗い地域に、この地方創生臨時交付金は100%補助が出るみたいです、国から。このグリーンステーションという商品なんです、このグリーンステーション商品は電気工事が要らない、午前中にもありましたが、電気と工事費用がかかるということで、これはもう電気工事が要らない。風力、太陽光で賄っています。非常時に対しては、下のほうにコンセントがあり、100ボルトの蓄電があります。これを村に設置の提案をしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今、説明を受けましたが、ちょっと中身、こちらでも全く把握しておりませんので、後で情報をいただいて、中身を見て、それから検討したいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

あと、サッカー教室、野球教室のときに、これ真っ暗で見えませんか。これが車のライトなんですけれども、北中城小学校のここのピンクの線で引いてあるんですけれども、ここに保護者たちが待機している状態です。こういう真っ暗だと、もし急に子どもが出てきたときに事故になりかねないと思うので、ぜひともこのグリーンパワーステーションの設置をお願いしたいと思います。

糸満市がもう既につけているんですけれども、こういうふうにも明るいですよ、もう。1つつけるだけでこんなに明るいで、これももう道なんですけれども、明るいで、ぜひとも当局に設置を要請いたします。

あと、この商品なんですけど、Wi-Fiをつけてカメラもつけるので、通学路、いろんな面で安全性を確保するために必要だと僕は思っています。

次、ぜひともこのグリーンステーションを村内、比嘉 悟議員からも、比嘉義弘議員からもありました、ぜひとも100%補助なので、ぜひ活用していただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

次、みどり公園について伺います。

答弁で他の公園との複合とあるが、複合により委託業務で明確な算出ができないとありますが、複合の公園は何か所ありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

改めてちょっと詳細に内容を紹介したいと思いますけれども、まず、この費用のうち除草業務費用、これはおおむねこのみどり公園で直接使用されている分の除草費用です。

それと清掃業務25万、これがほかの公園、全

体で12か所の公園で清掃業務として発注しております、その1公園分という形で算出した金額がおよそ25万円に相当する。要はみどり公園に相当する金額として25万円分となります。

そのほかに毎年、例えばトイレのパイプの修繕だとか、そういったのが発生してきますので、そういった分も含めますとおおむね年間400万円ぐらいの維持費がかかっているという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

現場に行きまして、とても草が刈れていまして、とてもきれいな状態ですが、しかし、もったいないと思います。側壁の草が全然刈れていないんですが、上まで上がったんですけれども、芝生がめちゃくちゃきれいです。しかし、側壁の道の横とかのこういう草刈りの除去の指導は行っていますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

基本的には利用する面ということで主に対応しているところございまして、先ほど議員がおっしゃられた箇所、具体的なところをまた今度精査させていただいて、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひともよろしくお願ひいたします。

新たに有効活用方法を提案したいのですが、当局はみどり公園について、有効活用できるお考えはありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

最近の公園事情と申しますか、全国的には、プレイパークとかというやり方で、子どもたちが自由な発想で活動するというような使い方もございます。いろんな形で活用いただければいいのではないかと考えておりますけれども、ただ、火を使ったりとか危険なものということに対しては制限がかかるという可能性はございますけれども、できるだけ地域の方、自由に使えるような提案をいただけたらと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

提案ですが、スポーツ施設、BMX場、スケボーなどの設置はいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

以前からちょっと別な公園とかでもあるんですけども、スケボー場が欲しいとかという希望はございます。ただし、それを管理するという問題、どなたがきちんと管理いただけるのかと。やはりその施設を置きますと、いろいろ利用者が増えてまいります。ほかのところ、これはまた全国的な事例からすると、スケボー場などを整備しますと騒音の問題、治安の問題ということで、地域でかなり課題があるということがあって、どうしてもその管理者、適切な利用というものを確約できる状況でないと難しいなということがあって、今の段階では整備の予定をしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、今後、北中城をアピールするためにぜひともみどり公園のほうを有効活用してもらいたいと思います。

次に渡口川河川敷について伺います。

通学路に関して、雑草などを早急をお願いしたいのですが、いつ頃可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回、特に繁茂している場所というのが国道から入って変電所の前ぐらいの部分かなというふうに理解しておりますけれども、今、ほかの地域、例えば除草について要望が幾つかありますので、そのあたりと作業の段取りをつけまして、できるだけ早い段階ではやっていきたいというふうに考えております。

そのため、年末、もしくは場合によっては年明けになるかもしれませんが、できるだけ早い段階で対応を予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひとも通学路ですので、早急に駆除してもらいたいと思います。

あと、渡口橋のほうなんです、橋の点検はいつ頃されましたか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回御質問にある橋梁というのが、これは前段の回答で述べています渡口荻道2号橋というものに位置すると思います。国道から入って最初の橋梁になるかなと思いますけれども、これについては令和3年度に橋梁点検を一斉に行っ

て、これはほかの村内の村管理道路、全部で19橋ほどございますけれども、それと併せて実施をしたところでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

橋の点検、現場に行きまして確認しましたが、このように下のほうが鉄のほうが見えています。これは問題ないと言えますか。多分、柵の下の鉄だと思いますが。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

我々の調査結果でも、現場のほうでコンクリートに劣化、ひび割れとか、一部、ちょっと焦げたような形のものもございます。ただし、この橋梁点検でどういったものが補修の対象になるのかということ、橋梁として安全性に影響があるのかどうかという問題になってきます。この調査に際しては、専門の技術資格を有した方が実際に現場で見て評価をいただくということになるんですけれども、その結果として、健全度1ということ、要は安全性に問題がないというレベルになっているという状況でございまして、直接、今すぐに補修が必要だというところの判断に至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

海に近いところなので、塩害などの被害があるので、定期的な点検もこれからもよろしくお願いいたします。

次にですが、上流のほうの側壁の草なんですけど、この草を駆除してもらいたいんですが、可能ですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

質問にお答えします。

渡口川の上流側の雑草ですけども、これについては結構距離もありまして、新年度予算で予算措置をして対応していきたいというように考えております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

民家が5軒ぐらいあります。民家までの間の駆除もできませんか、早めに。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

現在、この除草に係る維持管理費としては予算が、対応する予算を持っていませんので、新年度、予算措置して早急に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、早急に対応をよろしく願いいたします。

続きまして、熱田漁港の道路整備について伺います。

いつから白線が切れているか分かりますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

実際に切れ始めたのがいつかというところはもう明確ではございませんけれども、私どもが県のほうに要望してきたのが令和元年度から行っているということで、そういう意味では4年ぐらいにはなるのかなと。それ以前から薄くなってきていたという事情があったものと理解し

ております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

令和元年度から県に要望していると答弁がありますが、4年間で何回要望していますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

県との調整、意見交換というのが毎年ございまして、担当者間で県の土木事務所のほうと意見交換させていただいて、その都度要望させていただいていると。県のほうでも、予算措置を行って対応していきたいというふうな話は聞いているんですけども、そういう予算配分がうまくできていないのかなというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ではまた写真なんですけど、これ熱田漁港から329に行く道です。もう白線が見えないですよ。続きまして、熱田漁港からしおさい市場、しおさい公苑に行く道なんですけど、全く見えません。白線が見えないので、結局、線が見えないので、釣り人とか熱田漁港から329に行く側と団地に入ってくる場所、交差になっているので、本当は直線が優先ですよ。ここの直線が優先なのに、ここから真っすぐスピードを出していく利用者もいるので、ぜひとも早めに対応していただきたいと思いますが、この4年間に対して、村長に伺います。北中祭りなどイベントも多数ある中、しおさい公苑、多くの方がその道を利用しています。村長はそのことに対して、県に要請はしていないんですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

屋良議員の御質問にお答えします。

恥ずかしながら、私も今、質問があつて気づいたようなところがございます。ただ、別の件で今、含めて県の幹部のほうにお会いして要請するというのがございますので、それも含めて、土建部のほうも含めて要請を行いたいと思います。これから私としては、そういう要請活動がかなり増えていくんじゃないかなという気はいたします。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひとも早急によりしくお願いいたします。村内バスも走り始めていますし、団地住民、しおさい公苑ではイベントなど多くの方がその道路を利用しています。引き続き事故が起きる前に県にしつこく要望を要請するようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時01分 散会

令和4年第10回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年12月15日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年12月15日 午前11時56分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 春 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安次嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和4年12月15日(木曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	上 間 堅 治	1. スクールバスについて 2. シルバー人材センター
10	喜屋武すま子	1. 子どもの安全保育について 2. 宇ライカム自治会結成の取組と建設計画について 3. 出前講座の実施について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

改めておはようございます。

それでは、通告に従い私のほうから2点ほど質問いたします。

まずは、スクールバスについてです。

9月の予算特別委員会でのスクールバス検討委員会に対する答弁で、まず距離が遠い地域の美崎地区、瑞慶覧地区の低学年に限定してスタートしようということだったと思うが、村長の提言は運営方法もしっかり整えた形で提言されたのか伺います。

続いて、シルバー人材センターについてです。

まだ正式に立ち上げて日もたたないこの時期、質問はどうかというふうに思っていたのですが、私が疑問に思っていたこと、危惧していたことがありましたが、疑問に思っていたことは3月の議会で行いました。

9月の一般質問で、やはり危惧していたことが起こっています。立ち上げの際に希望者が90人近くいる。これから説明会等が行われるので100人以上になるというような話もありました。そういうふうな記憶もしています。

しかし、蓋を開けてみると会員数は約60名、このような人数でどの程度の仕事がこなせるか、今後、存続できるか危惧しています。

現在、シルバー人材センターに対し、村からの要請請負事業、民間からの受けた契約は何件

で、どのような内容かお答えください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、私から上間議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、スクールバスについてですけれども、スクールバス運行については、北中城村バス検討委員会において計5回の審議を経て、令和4年11月10日付で答申を受けております。

内容に関しましては、1つ目に、通学バスの運行の実施、2つ目に、その実施については村の財政状況を鑑み、有償化の検討等、事業の継続性を考慮した運行方法を検討し、段階的に取り組んでいただきたいとのことであります。

2番目のシルバー人材センターにつきましてですけれども、村シルバー人材センターにつきましては、今年5月より本格稼働をしております。

御質問の受注実績につきましては、10月末現在での報告を受けております。公共事業が11件、民間事業が67件、合計78件となっております。

主な受注内容につきましては、除草清掃業務を中心とした運搬・清掃・包装等が53件となっており、他詳細については添付の表を御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、スクールバスのほうから再質問いたします。

答弁の内容は、はっきりと分からないんですけれども、すみません、答申の内容ですね、答弁のほうから読み取ると、通学バスは運行したほうがいい、その中で財政状況を考えて検討してくださいというような内容で、何か私として

は、役場のほうが積極的にそのような答弁をしてくださいみたいな形で作られた答弁じゃないかなというふうに思っています。

もっと村長はやると言っているんですから、もっと強いメッセージがあってもよさそうですね、具体的な要望がなかったのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

事務局のほうから、村のほうからという形の委員会ではなくて、やっぱり村長が委員会に諮問して、その考え方を一助にするような形となっているものと考えています。

委員会ですらいろいろ質問、検討されたものは、やっぱり低学年のバス運行とか、距離の問題とか、金額の問題、有償か無償かですね、そういったもの、いろいろ全体的に網羅して検討されております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、予算特別委員会のほうで課長から私が質問して、答弁があった、先ほども言ったように低学年、遠いところを、その辺をしっかりと、ここからやっていくということで答申のほうにも入っているのか、その辺はどういった形になっているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

答申のほうでも、今村長の答弁にあったほぼそういった内容が入っています。低学年とか、そういったものが答申に含まれていたものではなくて、バスの運行をしてほしい、その財政面、

答弁にあったとおりのことが答申で出ていると。

あと、その検討された内容について、別紙でうちの会議録から積み上げて、村長のほうに渡してあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私は委員会のほうで質問して、ようやくスタートできるのかな、先ほどからもあったように低学年、遠い地区からしっかりと答申に入れていくという話をしていたんで、しっかりそういった話もできてくるかなと思っていたんで、ちょっとまたここで質問の質が違ってくるような形になってきています。

そうですね、じゃ、どういう、もう本当に決まっていないのか、これから本当にどうするかというのが見えてこないですよ、答申の中でも。これはどういうふうな考えで事務方、担当課としてはやっていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、諮問機関というのは、村長の考えの一助になるそういった委員会ですので、いろんな意見があって、それを別紙で答申とは別に検討された事項をまとめています。それを村長は見て、方向性を固めていく助けになるところがこの委員会だと考えていますので、この中身を見て、村長の方針に従って事務方としては今後進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは村長、いろいろ意見等あったと思います。私のほうも質問をした中で、先ほどから言ったように、もうそろそろスタートできるんじゃないか、条件つきで、遠いところ、低学年からというふうに考えを持っていて、この場に質問しようと思っているんだけれども、なかなかそうともいえないような話になってきて、ちょっと困っているなというふうに思っています。

村長の考えは、それでは、それ、答申が出て1か月たっていますよね。村長の考え、どういうふうな考えを持っているのか。できれば、いつまでにスタートしたいというこの時期ぐらいまで考えているのか。それとも本当に財政気にしながらというふうにやらんといけないのか、その辺を少し、少しではないですね、詳しく説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

もちろん御指摘のように財政も気にしながら進めますけれども、今、答申に出されたものについては、まず小中学校で行ったアンケートに基づき検討委員会で審議の結果内容、村内全域に通学バスの運行を開始するのが望ましいとか、あるいは村内全域での運行を望むが、北中城村の財政面においては負担となることが考えられるため、有償化を含め事業の継続性を鑑みた運用方法を検討し、段階的に取り組むことが望ましい、そういう答申内容ということになっております。

私としては、今、また別のほうで、いわゆるコミュニティバスの実証実験を今やっていますね。これに、今そこで検討委員会の話の中で、ではこういう専らスクールバスに特化した話合いがされています。

しかし、コミュニティバスとの混乗化という、こういったことは全く振られておりませんので、私たちはそれを含めて考えたい。だから、

ある意味でバス自体が、運行自体がスクールバスに特化した、それもいいと思う、方法としたら。

しかし、もう一つコミュニティーバスと混乗化したそれも検討に値すると思っておりますので、そこもしんしゃくしながら進めていきたいと思えます。

ただ、瑞慶覧、美崎とか、委員会のほうでそういう答弁がされたようなんですけれども、基本的には遠いところからと言うことになるわけですから、そういったことを仮定して、遠い所からということ仮定して、それは検討をまず入ります。

ただ、今のところ実証実験等の具体的な中身が、まだ報告書として上がっておりませんので、その報告書をまたしんしゃくして、このスクールバスの導入等についてもまた検討をする必要があると思っております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

村長、このスクールバスのスタート時期、具体的なその関連の質問なんです、スタート時期についてはどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

スタート時期については、必ずしも私は次年度4月1日スタートというわけでは考えてはおりません。考えておりませんというよりも、ちゃんとした準備ができているなら4月1日スタートでも構いません。

しかし、まだ準備としては非常に不足しているかと思えますので、4月1日ではなくて、また次年度、途中でそれを登用するということも検討したいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

本当にどういふふうに質問していいのかなというふうに思っているんですけども、全然趣旨が変わってきているんで。

それでは、財源も見ながらスタート時期もできない。でも、しかしコミュニティーバスも考えながら村長サイドとしてはやっていきたい。でも、教育委員会サイドとしては、そういったスクールバスを特化してやっていきたいというふうな考えで、少し相入れない考え方の中でどういふふうにするかということでもありますけれども。

前回の質問、誰か議員の質問で、コミュニティーバスはどうかという話があって、教育委員会からは日程とか時間の問題とかがありましたよね。そういうふうに考えているのであれば、もう自分は本当に中身の問題をやりたかったんですけども、今できないということなんで、ある意味、何ていうのか、提言ではないんですけども、その中身を今から、じゃ、詰めていこうという形で議会、私の考えというのがあるということ踏まえた形でやっていただきたいというふうに思っていて、教育委員会はこのコミュニティーバス、なかなか使えない運行状況がある、朝の早い時期とか何とかという話でありましたけれども、じゃ、教育委員会がそう言っている根拠として、朝、このコミュニティーバス、どの程度お客さんが乗っているのか、夕方どの程度お客さんが乗っているのかというのを把握しているのか。もし実数が分かればよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

コミュニティーバスについては、企画のほうで検討されている事項ではあるんですが、コミ

ュニティーバスの検討委員会の中にも参加させていただいて、実数は細かい数字は把握していないんですが、今現在のところあまり朝夕、朝晩、利用している方はいない。ふだん利用されている方はいないという印象は持っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そうなんですよね。なかなか乗っていない。ましてや、一括交付金でその事業をやっている。一括交付金はそういった中でも使える事業だと思うんですよ、組み込めば。企画課としては、このコミュニティーバス実証実験をやるに当たって、ただ地域のことを入れ込んだのか、子どもたちのこの通学の子どもを入れ込んでやったのか、この辺はどういふふうな形で、何ていうのかな、県のほうに提案して、この実証実験の補助をもらったのか、この辺はどういふふうに行っているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、一括交付金の補助が入っているものから、まず観光に特化したという形で観光を中心としたコミュニティーバスを行ってきました。11月から、観光も含めて、生活の拠点も含めて買物もできるという形で、今拡大をしているところです。

スクールバスについては、今計画を立てている段階だったものですから、我々としては公共交通計画の中で、今スクールバス関連については、今入れていません。これが出来上がって初めて、このコミュニティーバスとどういった感じで実証実験、今2か年、今やる予定ですけども、その後、さらに違う実証実験を今予定をしていて、そこの中に通学バスがどう生かされ

ていくのかというのを、今後改めて検証しないといけないなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁だったら2か年後ということですね。2か年後までは待たないかという話になるんですよ、地域の方々からすると。せっかくこういった話、村長がやると言っていて、今2年たって、あと2年、すぐできないのかなというふうに思うんですけども、これから逆に、これから、じゃ、今これをやっているんですけども、地域のこの交通機関としてスクールバスの要素も入れたいということで、再度申請して、通るのか、この一括交付金が。知らんふりしてこれもやっているよということにはできないと思うんですよ。やっぱり県のほうと相談しながらやらんといけないと思うんで、この辺は再度申請して、認められそうなのか。そういったことはやる考えはあるのか、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

あくまでも今コミュニティーバスという運行の仕方をしていきますんで、なかなか変更といっても、じゃ、変更理由等を含めてなかなか今厳しいものがあると思います。我々が今コミュニティーバスを充実させるために、今拡充して走らせているわけですから、このコミュニティーバスの拡充の中で、いろいろデマンド方式とかを考えている中で、こういうのもまた新たに變更してやるということのリスクが非常に高いなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

このスクールバスを話したのは、先ほどから言っている2年前。2年前は、私もそういったできないか、ほかの議員もそういったバス、観光特化しているからというか、観光周遊バス、これどうにかして使えないかという話もありました。

その中で、今回、私もそういったことで観光に特化したからできないよという話で県に申請してあるからという話を私は聞いています。出ている、そういうことで納得はしていたんだけども、新たに地域でバス、地域のコミュニティーバスという形、観光以外にも使えるような形でせっかく申請しているのに、なぜそのときに取りあえずこのスクールバスの検討に値しますよと入れ込めなかったのが不思議に思うんですよ。なぜそういったことをやらなかったのか。もしそれをやるんだったら、蹴られる可能性があるという話だったら分かるんですよ。なのに、前からそういったスクールバスは必要だよねという議論はあるのに、できるかもしれないのに、入れ込み切れなかったその理由はどういうふうなことなのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

一括交付金が始まった時期には、このスクールバスの問題はなかったと思っております。

まず、一括交付金の狙いとしては、観光に特化したということがあったものですから、申請する段階で観光分野を中心にやらないと補助金がもらえなかったという可能性もあるものですから、今の形のスクールバスという申請のやり方となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が言うのは、初めは観光に特化した観光周遊バスだったんですよね。そのときに私言われたんですよ、観光に特化したバスだから、子どもたちは乗せられないよ、ほかの目的には使えないよというふうに私は説明を受けました。

でも、その後、去年じゃないですか、去年ですか、この観光周遊バスという形で県の一括交付金を取ったというのは。その前からあるということなんです、私が言うのは、スクールバスやってください、やってくださいというのは。観光周遊バスがあるときから、2年前からそういう話だったと思うんですけれども、そのときに何でこの観光周遊バスじゃなくて、コミュニティーバスに移行したときに、このスクールバスも入り込めなかったかということなんですけれども、この辺はちょっと違うのかな、感覚が違うのかなと思うんですけれども、どういうふうな、何ていうのかな、見解なのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

観光周遊バスとコミュニティーバス、同じ考え方なんですけれども、今回、範囲を広めたのは、観光イコール生活拠点ということを含めて広めたつもりです。

ただ、先ほども話しましたけれども、スクールバスについては、検討委員会で計画を立てるという予定だったものですから、今、お互いが持っている公共交通計画の中には今入れ込んでいません。

なぜ公共交通計画を今立てているかというのと、一括交付金がなくなった場合に、国交省から2分の1の補助を受けることができるものですから、公共交通計画を今立てているところです。

今後、どういう形になるか分かりませんけれ

ども、スクールバスのこの計画も含めて、この公共交通計画の中に入ることができるのであれば、一括交付金がなくなった場合でも何らかの特定財源が受けることができると思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もちろん補助金できるような形、取れるような形というのは一番ありがたいというふうに思っているんですけれども、何かイメージが違うんですけれども。

私としては、スクールバスも公共的存在価値というのがあると思うんですよ。ましてや、屋宜原から公共交通バスを使って、機関使って学校まで通いなさいという人はいないと思いますよ。美崎地区からいないと思いますよ。ましてや、バスもなかなかないじゃないですか。

その中で、じゃ、歩いてきなさいと歩かせますか。私が保護者だったら、美崎から海沿いを歩いて、坂を上らせて、帰りはまた、中学校もそうですけれども、あっち下を下りて、暗い所を通過して、美崎のほうに行かず、帰ってこい、自分で歩いて帰ってこい、私が保護者だったら言いません。

それを生活のためにやってくださいという、この地域のためにやってくださいということだと思うんですけれども、だからこの辺が、自分はだから、なかなか進まないから、教育委員会のほうでなかなか進まないから、じゃ、こっこのほうでやろうという考えというのもあってもいいのかなというふうに今話聞いて思っているんですけれども、この話はまだまだ進みそうにはないんで、できそうにもないんで。

私は、もうできそうかなと思って、いろいろ考えて、いろいろ話をしようかなと思っていたんですけれども、できないようなんで。

ちょっと私の考え方なんですけれども、なぜスクールバスやれやれと言っているかというのは、ただ決まっているから、保護者のためだからという形じゃないんですよ、私から言うと。

今、美崎地区でも東海岸地区、空き家も多い、美崎地区も結構家が建っていない。なぜかという、やっぱりここに子どもを育てる環境というのが少し薄いんじゃないかな。お金を持っている方だったら、こっちに家建てて、ひとり親、お父さんが結構お金、収入があって、じゃ、お母さんが送り迎えできますよという形だったらできると思うんですけれども、なかなかそういうふうにはできないじゃないですか。

今、実際二人で共働きで稼いでいるという家族が結構多くて、フルタイムで働きたいけれども、子どもの送迎があるから、もう仕方なくパートタイムでやって、少し、じゃ、収入も減らしながらという考えですけれども、ちゃんとここで両方の親がしっかり働ける、稼げるような地域、子どもたちが安心して、家から送って、安心して送って、家にいて安心して、子どもが帰ってくれるような状況、環境をつくれれば、ここに人は住むんですよ。そうしたら、将来的にも税収も上がるじゃないですか、人も増えれば、所得税も上がるし。4年に1回、何ですか、国勢のあれで人口が増えたら、今回も1億ぐらい上がったじゃないですか、イオンが、ライカムが出てきて。そういった将来的な施策というか、将来的我々がどういうふうに将来につなげていくかという施策が少し見えないのが残念。ただ動かしたらいいとか、そういったのじゃなくて、やったからこういったプラスの面もあるんですよというのをもうちょっと考えながらやっていただきたい。ただ、お金が、財源がないからとかそういうことじゃなくて、将来的に考えれば絶対いいことなんです、そういう地域をつくるということが。

ましてや、今日、新聞報道である不動産会社

が、「住みやすい街」「幸福な街」、九州で第1位ですよ。これ何かといったらイオン、このモールだけですよ、逆に言えば、北中城村にすればあの地域だけ。ほかの地域にも広げましょうよ。そうしたらもっと我々、北中のブランドのほうも高まっていくし、人も入ってくる、そういうふうな考えを持って施策をやっていただきたいなというふうに思っていますけれども、村長、どういうふうに考えますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

スクールバス、コミュニティーバスの導入等については、これもまだ未定なところがございますので、この辺については、今スクールバスの運行行程、時間帯とそしてコミュニティーバスとの運行行程とそこを含めて精査しまして、両方合わせて、それでスクールバス、子どもたちを救済するその時間帯、あるいはその行程が可能であれば、十分それは行けると思います。

ただ、人口を増やして、それでまた交付税に確かにつながります。

しかし、それぞれまた財政事情もあると承知していると思いますので、必ずしも人口を増やすことがまた行政の大きな手法と私は思いませんけれども、ただ人口を増やすことは、交付税の増につながれば、そのことはいいことだと思います。

しかし、また我々のそれに対しての需要、財政需要が、公共施設の需要、私たちが今公共施設の整備については、非常に相対的な貧困感というのはあると思います。他市町村と比較して、我々の公共施設整備が遅れている、これからそういうところにもまたいろいろ財政を投入しなくちゃいけないというところがございますので、スクールバス等の導入については、少し遅れてはおりますけれども、今大体もう詰めに入れていると思いますので、今、ただ国交省が示した原価

標準の中では約1,300万かかると。ただ、これは365日運行した場合のことですけれども、これが200日だと、またそれから700万とか760万とか、それくらいのまた金額で収まるとか、そういう指標もありますので。

今財政特例債で調整できます。そして、教育委員会との運行日程、運行行程等についてもまた調整できると思いますので、今コミュニティーバスとそれをまた審査いたしまして、照合いたしまして、適当な、適切なまた時間帯、行程表をしっかりと確立してから、それらをやっていたらと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

いろいろ発言されていますけれども、ぜひとも早めにやってください。財政の問題も少し話、この関連というか、つなぎ目で話してしましたけれども、また次回、そういった形で話したいと思います、議論したいと思います。

スクールバスの件に関しましては、本当に詰めの段階とはおっしゃっていますけれども、全然詰まっていない、自分からしたら。もっと700万とか幾らか少なくできるという話しているんですけれども、次に話するシルバー人材センターもあるんですけれども、そういった人材センターの活用というの、朝の短時間、夕方の短時間であれば、一番人件費がかかるんですよ。それが圧縮できる。ましてや、この交付金で借用している車、それも活用できたらもっと圧縮できるんですよ、私からすれば。

なのに、なぜやらなかったか。そのときにやらなかったのか、できるのに。まあ、いいです。しっかり検討しながらやってください。

あと、答申の内容とこの審議会で発言出たと思うんですけれども、そういった内容を、もし資料、我々のほうに提供できれば、事務局のほうでお願いしたものを少し精査して、またもう

一度質問したいと思います。

次に、シルバー人材センターですね。

ちょっと月曜日のシルバー人材センターの補正の件に関して、まだ疑義が残っている部分があるんで、そこからちょっと質問したいと思います。

月曜日の村長の答弁で、自治法の232条の2を挙げていました。自治法の232条の2は、ただ大まかに出せますよ、補助金出せますよ、もちろんということだけだったんですよ、内容を見れば。

ほかのちょっと法令とか、ちょっと確認したんですけれども、補助金適正支出何とか法というのとか、執行法というのとか、そういったいろんな法律があるんですけれども、予算が決まってとか、決定して、補助金出しますよと決定して、その後にも追加で出せるという規定はないんですよ、どこにも。返還という規定はあるんです、返還してくださいとか。

なのに、村長は、ただ大きいこの総論の中の文言で出せますということの趣旨ですね、その辺、どういうふうな考えでそういった発言したのか、答えになったのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちは、各種団体等の補助金については、その大本はそこで、我々は自治体は補助できると。そしてまたそれぞれに別個に例規等を整備して、補助金を交付している、そういう段階を経ていますので、基本的には適切な措置かなと。そしてまた追加の分については、追加、同じようにそれに基づいて私は追加ということも可能だと。国の補助金についても、追加の補助等もございますので、そういった面では、私たちも別に追加補助というのは、違法性はないと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

国の補助と、また自治体が各団体に出す補助というのは、また事情がまたちょっと違うイメージじゃないかなというふうに思っています、先ほど言っているように、この上位法でそういった追加の補助の規定がないときには、やっぱり一番近いほうのこの法律、例規、法令等やっていくんじゃないかなというふうに私は考えています。

その中で、さっき村長が言ったように、自治体にもそういった例規等をそろえてやっているということだったんですけれども、先ほども、前回もお話したように、この我々が持っているシルバー人材センター補助金交付要綱の中にそういった文言はないんですね。補助金の額というのはあるんですよ。

その中で、第2条、補助金の額は毎年度、毎年度ですよ、毎年度、予算の定める範囲内とする。だから、この予算の範囲内というのは、第3条じゃなくて、第4条で補助金の決定、補助金の交付決定ということで、決定通知書を出されるじゃないですか。その金額が予算だと思うんですよ、自分は。この自分の解釈、間違っているのか、別の解釈があるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私の解釈では、通常、補助金の決定については予算で示すという当初予算で、当初の補助金の額を決定をした。それは補正予算でまた追加のものを予算で決定した。予算を決定して、補助金の交付ですから、そういった意味でも僕は問題はないのかなと思いますけれども。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、そういう考えでしたらやむを得ないな。私のこの法律のこの解釈と村のほうの解釈が違うというだけで、多分ほかの方がどういうふうに思うかというのはあって、私のほうとしてはしっかり、今回の補正予算、反対ではないんですよ。もちろんある程度調査しました。どういった事情で必要になったかというのは。この事情は分かります。

事情は分かるんだけど、でもやっぱり手続的にどうかというのが一番私は気になっている、いつも。我々でなくて、皆さんは公務員であります。例規に従ってやらないといけない部分があります。新人の職員にもしっかり例規、規範、法令をしっかり遵守しながらやってください。

だから、しっかりこの例規の中でできているのかなというこの判断の基にやっていただきたかったな。もし、出すんだったら、それでしっかり変えながらやるという、手続をやるということもできたんじゃないかなというふうに思っていますので、この辺は考え方の違いということで承知しました。

それでは、内容のほうに移っていきたいと思います。

何件でした、70何件、各団体、村から受けているということなんですけれども、金額的には村と民間どのくらい請負しているのかというのは分かりますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

78件のうちの11件の公共事業の契約金額でございますけれども342万7,938円で、残り民間事業につきましては166万9,885円、トータルといたしまして509万7,823円が、10月末現在での実績となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、村から仕事を受けていると思えますけれども、どのような作業、請負なのか。それとまた村が出すシルバー人材センターに請け負ってもらうことということは、やっぱり経費も下げるといふ効果もあると思うんですよ。その辺の効果、民間に出したときとこのシルバー人材センターに請け負ってもらったときの効果の違いというのも分ければお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

これまでの村からの委託状況でございますけれども、主なものといたしましては、例えば熱田緑地帯の除草作業、そういった除草作業系です、農道であるとか。ほかには選挙公報の配布業務であるとか、祭りのバス運転手業務、あと公営墓地の管理業務といったものがございました。

その議員御質問の費用の低減効果というものについては、今のところ分析しておりませんので、また今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もちろんまだ1年たっていないということなんで、これからしっかり精査して、どのくらい効果があったのか、村から仕事を出すということですが、会員数が今約60名ということでありまして、前回の答弁で民間から約1,000万が他市町村に年間仕事の流れているよ、村として1,000万近くこのシルバー人材センターに請け負ってもらえるよという話はしていましたが、この人数で実際できるのかどうなの

かというのは、分かれば、厳しいのか、しっかりできるのかということなんですけれども、この辺はどういうふうに考えているのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

当初、村からの受注可能ではないかというような業務を調査いたしましたところ、約1,800万程度の事業が検討できるんじゃないかということシルバーのほうにもお伝えをしておりました。

最終的に、なかなか発注ができない、安全性の確保であるとかそういった部分とか、あとシルバー側でのやはり人が確保できないというような部分でのお断り等もあったということも把握しておりますので、その辺で実際にどれぐらい、今の会員数でこなせるかというところの検証もできていないのが現状でございますので、その辺についてはシルバーのほうとまた意見交換しながら、適切な発注業務がどの程度になるのか、それによってシルバーの財政運営状況にどう生かしていけるかというところを今後の検証課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

昨日の答弁で村長は、しっかり育成しながら予算も抑えながらやっていきたいという趣旨の話だったのかな、そういった話はしていました。もちろんそれが健全な考えだと思います、私も。こういった営利団体、本当にボランティアという団体ではないので、しっかり実績を上げながら、村から出す予算も少なくして、村の仕事もしっかり請け負える形というのをしっかり取らんといけないというのが、本来あるべき姿だと

思うんですけども、実際、じゃ、今そういうことになっていない。まだ1年ではあるんですけども、私からすれば当初の目標というか予想の100名ぐらいいけば、多分できていたんじゃないかなというふうには思っているんですよ。そういったののちょっと考えが少し甘かったのかなというふうに思っているんですけども、この辺はどういうふうに考えているのか、担当課としてお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

我々としてもその会員数の確保についての見込みという部分については、当初から若干懸念しているところはございましたけれども、事業開始して現在65名という状況につきましては、当初予定していた数には至っていない、ちょっと残念な状況かとは感じております。

それについて、会員数が減ることによって受注できる業務も減る一方ではありますけれども、実際この事業を開始してみて、やはり受注をして事業を、業務を会員に下ろしていくためには、見積りであるとか、その前段の業務についてもかなり労務を要するところがございます。それで、現在の2人体制の事務局の職員の中ではかなり手いっぱいなところも見えて、課題として見えてきましたので、その辺のこの業務を回していくサイクルとかシステムを、例えば非常勤の職員等を導入するのか、そういった形で効率的に回していくためのシステム等、シルバー人材センターについて必要なものになるかと考えておりますので、そういった課題を一つ一つ一緒に検討していきながら、業務をこなせる、育てていけるような形を取ればというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

何か今の答弁は矛盾しているのかなというふうに思っていて、この今の受注の件数で2人体制じゃちょっと難しいよう。となると、じゃ、これからもっと受注を増やしたい、上げていきたいとなるともっと増えるんですよ。じゃ、倍になれば、じゃ、今の時期で3名、2人だけでも3名必要だよとなると、また今度上がれば6名必要だろうというふうな考えになると思うんですけども、そういう考えではなくて、もっと別な考えを持っていただきたいなというふうに思っているんですけども、この辺どう考えるのか、まずお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

確かに、最少の人数でもって最大のといえますか、効率よく業務を回せることが一番何よりではあるんですけども、なかなか立ち上げたばかりのセンターの中で受注したとしても実際に会員に割り振るための手間であるとか、そういったものがまだまだこれからの部分もございますので、なかなか効率的にいくという部分については、まだなお時間を要するものだと考えておりますので、当初思い描いたような効率的な運営という部分については、まだ課題があるというところでの、半年を過ぎた現在の現状だというふうな認識をしております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もちろん、当初考えていたようにできないというのは、もう当たり前です。イレギュラー、いっぱいあります。そういった部分も含めながら考えていく。

だから、今回、人数が会員数が少ないという

のも、多分シルバー人材センターからしたらイレギュラーかもしれないんですけども、私からすると全然イレギュラーじゃないんですね。そういうことも考えて、まして今、実際の社会状況を見ると、先ほどもあった年金の支給額も上がる、いろいろな生活、定年した後の生活費も2,000万円とか、老後の後の2,000万円とかやって、フルタイムで働かないといけない。ましてや、70歳まで働いている方というのは結構いるんです、フルタイムで。その中で、じゃ、シルバー人材センターに定年してから、定年というか、定年になった60歳から70歳ぐらいの方がどれだけ集まるかというのは、もう当たり前、分かっていることなんですよ。それも含めながら考えていっていただきたい。

ちょっと違う視点から話していききたいと思うんですけども、要綱の中で、要綱というか、このシルバー人材センター立ち上げに関しては、高齢者、高年齢者の雇用の安定等に関する法律ということでやっているんですけども、もちろんこの中で、目的の中で、この法律の中では、雇用の安定とか確保とかそういったのが入ってきているんですけども、うちのシルバー人材センターの補助規程の中にはそういったのは一切なく、福祉のほうだけに特化して、やっています。今後、法人化するということになると、法人化だと、その法律をしっかりとってやっているかというのが一番気になるのかなというふうに思っているんですけども、この辺、我々の要綱、補助規程要綱、またシルバー人材センターの会則なりどういうふうになっているのか。この会則も雇用とかそういったのを安定化とか促進とか入っていないのか、この辺は分かれますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

御指摘の法律における基本理念等に対して、

村のシルバーの規約等が甘いんじゃないか、どちらかという福祉的な寄りになってしまって、その雇用という面が薄いんじゃないかという御質問だと思うんですけども、そこにつきましては、我々といたしましても、なかなかやはりシルバーの自主性という部分もございまして、それを踏まえた上でのその規約の決定だというふうな認識をしております。当然この高齢者の収入をサポートする意味でも今後の社会においてこの雇用を確保するシステムというのは、大変重要だというふうな認識をしておりますけれども、まずは村のシルバーの意向を酌んで、福祉的なそういった部分を重視したいということについては、我々としては十分認識しておりますので、そこについてはまたシルバーのほうと意見交換しながら、今後の展望というものを見据えていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が心配しているのは、この法人化するときに、こういった要綱、文言がないと立ち上げられるのかというのが一番心配していて、北谷もそうです、沖縄市もそうです。しっかり雇用の関係もしっかり入り込んでシルバー人材センター、何でしたかね、何とかプラザという形をつくっていると思うんですよ。この辺がちょっと心配、危惧している部分、これからということ。

また、これからということでもなるんですけども、今、今年度は県の補助ができていないということで、今回は村のほうで補助するということになっていると思うんですけども、県の補助というのが3年間なんですよ。じゃ、3年後、この補助がなくなった場合にどうするかというのも考えないといけないと思うんですけども、先ほどから言っているように育てない

といけない、村長が言っているように。育てながら、しっかり圧縮する、村から出す補助を圧縮するという形なんですけれども、そういったある程度めどがつける期間、この県から補助がいただける3年間をしっかりとやっていて、じゃ、次どうするかというのも考えないといけないと思うんですけれども、その辺は頭の中にあるのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、県の補助というのが3年間、立ち上げに関する支援ということでの3年間の補助となっておりますので、我々としてもそこにおいて必要な整備すべき部分を徐々に段階的に整備していただきたいというふうな考えを持っております。

併せて、3年後を見据えてというふうにおっしゃっていましたが、我々としては次年度、法人化に向けた動きをシルバー側と一緒に取り組んでいこうというふうな考えを持っておりますので、まずは法人化に向けた動きを整えつつ、しっかりとした安定が県の補助を受けながらできる3年間というのは、めどは考えております。

ただ、具体的にその数値とか、今後の会員数の見込みという部分についての推測、何ていいますか、数の見込みという部分については、まだまだ我々としても甘い部分がございますので、そういった部分を含めて今後検証していきながら、しっかりとしたシルバーを育てていきたいというふうな考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今後の見通しというのもしっかりとやらんとい

けない、持っておかないといけないというのは重要だと思います。

ですから、私は先ほど、この規定に、目的に福祉関係しかないよ、福祉的な目的しかないよということはなぜかと言うと、もう利益を目的にしなくて、福祉関係の特化したものにやっていけばいいんじゃないかな。だから、作業内容も70歳から草刈りするといったら大変ですよ。そういったシルバーといったらそういったイメージが多いと思うんですよ、ちょっと労務的な部分。

そうじゃなくて、もっと軽作業、例えば先ほど言ったバスの運転手、スクールバスの運転手とか、あと引退した女性の方は保育士とかそういった資格を持っている方も結構おられると思うんですよ。そうなった人を少し、できる方を講座に引き込んでいったりしながら、今問題になっている待機児童のあたりに2時間、3時間つけてやってもらうとか、そういったイメージを変える取組をしながら、できるところをやるということも必要ではないかなというふうに思っているんですけれども、このあたりはどういうふうに考えますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

そのあたりの業務につきましても、村のシルバーについては、既に随時その辺は展開していきたいというふうな考えは聞いております。実際に、今年度の業務の中でも例えば夏休み期間中の学童でのサポーターという形での派遣であるとか、そういったちょっと福祉的な要素の業務に関しても積極的に取り入れていこうというふうな姿勢が見えておりますので、そこを伸ばしていくような新たなシルバー像というものをつくり上げていただければなあというふうな考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ぜひ、私も必要であるというふうな認識は持っています。ただ、どういうふうな運営をされるかしっかりと継続的にできるのか、また村民にどういうふうに戻元できるのかというのを十分考慮しながらやっていただきたいなというふうに思っています。

私の質問は以上です。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

一般質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは、今回の定例議会の一般質問も迫っておりますけれども、これから一般質問をさせていただきますと思います。先ほど上間議員のほうからもありましたけれども、今日の琉球新報に、幸福度、北中城村1位、住み続けたい街でもという記事がありました。これは大東建設が14日、「街の幸福度」、「住み続けたい街」ランキング2022年の九州沖縄版を発表したもので、村民を挙げて喜びたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を3点ほどいたします。

1点目は、子どもの安全保育について。

2点目は、字ライカム自治会結成の取組と建設計画について。

3点目は、出前講座についてです。

1点目の子どもの安全保育について伺います。

最近、保育園、保育所を取り巻く子どもの事故が後を絶ちません。通園バスでの子どもの置き去り事件や、お昼寝のうつ伏せ事件、1歳か

ら3歳児、合計3人に対し腕を引っ張って体を引きずる暴行事件、2歳児に対し椅子を引き抜いて、尻餅をつかせる暴行行為、子ども宙づりにしたとして1歳児の園児に暴行を加えた疑いで保育士3人が逮捕された事件等、大切な命を守る保育士が子どもたちや保護者に不安を与えています。

はたまた保育園は、コロナウイルス対策で日々保育士の負担軽減は遠くなっている感じがしております。保育所はどうすれば安全な運営ができるのでしょうか。

北谷町認可保育園においては、ゼロ歳児保育で、保育士の配置基準を満たしてなく、社会問題になっています。

本村の所管する認可保育園の現状はどうなっていますか。入所児童に対し、保育士の配置基準は守られていますか、現状をお尋ねします。

②子どもの大切な命を守る観点から、村独自の認可保育園の監査も必要ではないでしょうか。村の見解を伺います。

2点目に、字ライカム自治会結成の取組と建設計画について伺います。

字ライカムの自治会の結成に向けて、村はワークショップを開催していると聞いております。これまでの取組と今後の計画についてお尋ねいたします。

②自治会建設までのスケジュールは、どのように考えておりますか、お尋ねいたします。

3点目に、出前講座の実施について伺います。

地域の活性化の一つとして、各字公民館の活用を図り、生涯学習を行うことは大切です。本村には、専門性を有する職員や各担当の事業を深掘りしている人材がそろっています。それらの職員を活用し、各公民館等で住民の要望に応じて出前講座を実施してはどうでしょうか。

出前講座とは、役場職員が村民に対して行政の事業に関する講座を地域に出向いて講話や説明をする講座です。住民の多くは、税の仕組み

や本村のまちづくりの取組、本村の歴史や文化、認知症って何、ごみを減らすにはどうすればいい、自主防災組織ってどんなことをするの、下水道事業の状況って何、公務員って何をやるの、行政改革って何、自然観察会をしたいなど、住民の学びたいニーズは多くあります。ぜひ住民の学びたい、知りたいなど村民の生涯学習を支援するために、様々な講座を用意し、学習の機会を与えてほしいと願っています。村の見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

子どもの安全保育についてです。

そして、①が認可保育所の現状をお尋ねしたいということですので、まず認可保育所における保育士配置状況につきましては、毎年実施される指導監査等によって確認が行われます。村内でこれまでに実施された指導監査等で配置基準を満たさない状況は、確認されておられません。

②のほうで、村独自の認可保育園の監査についてお尋ねしております。

認可保育所への指導監査につきましては、県が実施する施設監査と市町村が実施する確認監査がございます。本村が実施すべき確認監査につきましては、中部広域市町村圏組合において、共同で実施しております。

御質問にあります村独自に監査につきましては実施できませんが、各種補助金や委託事業の調査等を通じて、運営状況のチェックを行ってまいります。

2番目の質問で、字ライカムの自治会結成の取組と建設計画についてですけれども、まず①のほうで、ワークショップのこれまでの取組と今後の計画について。

現在取組中のワークショップとは、ライカム

公園4か所の整備に向けて、住民の意向を反映するために実施しており、その福祉的効果として、地域コミュニティの形成につながることを期待しているもので、これまでに室内での検討会を3回、現地でのフィールドワークが1回とワークショップでの提案を踏まえた地域コミュニティイベントを1回開催しております。

なお、自治会の結成は、地域住民の民意による取組が前提であり、このワークショップは自治会の結成を直接意図しているものではないのですが、参加者の中には自治会活動に前向きな方もおられ、村としても可能な支援をしてまいる所存です。

2番目に、自治会建設までのスケジュールということですが、自治会事務所もしくは公民館の整備に際しては、整備内容に関する住民の意向の反映とそれを含めた建設費、負担の在り方、管理体制の構築など整理すべき課題があり、その住民調整の窓口となる自治会の設立が先決であると考えており、現段階での整備スケジュールはございません。

3番目の出前講座につきましては、教育委員会のほうで御説明申し上げます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私からは喜屋武すま子議員の質問事項3点目、出前講座の実施についてお答えいたします。

役場職員を活用した出前講座につきましては、過去にも健康関連事業や、文化財のフィールドワークなど職員を派遣した事例もございまして、これを参考に地域から御要望があれば検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは、まず1の子どもの安全保育について再度質問をいたします。

先ほどの答弁ですが、村内にある認可保育園全てが保育士配置基準を満たしているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今年度の認可保育所における指導監査等がまだ実施されていないところがございますので、その施設につきましては、前年度等の状況も踏まえての回答となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ十分なチェックをしていただきたいと思えます。答弁を聞いて、安心しました。保育行政をしっかりと頑張っていると感じております。

例えば、ある園で3人の保育士がコロナウイルスに感染した場合にも、保育士の配置基準等は満たして、運営をしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、認可保育所において、コロナが発生した状況であれば、村を通じて県に報告するような仕組みとなっております。

保育士がコロナに感染して、規定のその基準を満たさない場合には、例えば、クラス単位でのお休みであるとか、場合によっては園を全体を休園をしてというような形で、基準を満たさない場合には、お預かりしないというような対応をしてまいりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。

まず、児童福祉法の、これは昭和22年法律第164号なんですけれども、第45条の規定に基づき児童福祉施設最低基準を次のように定めとあります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、昭和23年12月9日、厚生省省令。

満1歳未満、満1歳以上、満3歳までに満たない乳児。

第63号第33条第2項に、保育士の数は乳児おおむね3人につき1人以上、おおむね6人につき1人以上、それから満3歳以上4歳児未満に満たない幼児がおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とあります。

つまり、ゼロ歳児3人に対し保育士1人で3対1、1歳児・2歳児が6対1、3歳児が20対1、4歳・5歳児が30対1となっています。

子育て経験のある多くの方は、現行制度では子どもの安心・安全は確保されるのか疑問を抱えています。本当に3歳児の20人に保育士1人配置でも多くの幼児に対応することは困難で、崖っ縁だとの現場の声も聞こえております。

このことから保育現場で、国の配置基準以上の保育士数を確保しなければならない状況があります。その上、保育士の長時間労働や待遇改善も待たなしです。今また社会が目まぐるしく変化する中で、共働き家庭が増え、保育を必要とする児童がいるにもかかわらず、保育所に入所できていない状況があります。

本村においても待機児童の問題が深刻化しておりますし、さきの一般質問にもありましてとおり、一時預かりの保育事業でも保育士不足が起きております。

だが、保育士の配置基準は、昭和23年以来少

しも変わっていません。

私は、このような保育環境に鑑み、今年の5月16日、県内の9人の超党派の県市町村女性議員たちと佐藤英道厚生労働副大臣に保育士の配置基準の見直しや、待遇改善を要請しました。また、内閣府子ども・子育て本部の丸山浩二参事官には、保育士の配置基準の見直し、保育学区の地域区分の見直し、公定価格での保育士賃金水準の引き上げの3点を求める要請を行いました。

佐藤労働副大臣は、現状は把握している。内閣とも連携して、対応していくという考えを示しました。また、両氏とも配置基準の見直しについては、検討が必要だとコメントしておられました。

要請終了後は、県出身の国会議員への要請、うりずんの会との意見交換会も行いました。

保育士の最低賃金は、全国一律の基準ではなく、運営主体の違いによる格差が生じています。幼児教育の担い手である保育士の待遇改善も喫緊の課題です。公立保育所並みに待遇するのが理想ですが、村が財政負担するのも限界があります。

そこで、村長にお尋ねいたします。中部広域圏市町村長会で保育士の配置基準の見直しや処遇改善、慢性的な待機児童の解消について要請したことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

私の任期の際では、まだその配置基準の緩和等についての要請等については、やっておりません。また、ただ、それ以前のことはちょっと存じておりませんが、私の任期の間にはそれはなかったです。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひこれは末端の市町村の問題ではなくて、国の問題と私は思っております。

それで、村長にお願いしたいんですけれども、中部市町村会へ、この保育士の配置基準であるとか、あるいは処遇改善等について、ぜひ首長さんそろって、国会へ要請しにいきませんかということで、村長のほうから働きかけてほしいのですが、村長はどうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

中部広域圏事務組合と相談いたしまして、事務局のほうと相談いたしまして、そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから、指導監査のほうは、中部市町村圏組合のほうに依頼して、やっているんですけれども、何しろ中部の認可保育所というところがたくさんあるわけです。200から300近くあるのかな。それを6人の保育士さんなどが監査を務めているわけです。その6人のうちのまた2人は、各市町村から交代で3年に交代で派遣されているわけなんです。

私、やっぱり保育士監査というのはプロパーが必要だと思うんですね。それぞれ各市町村、負担がかかるからということで言いにくいところもあるかもしれませんが、でも、とても大事なことです。それは各市町村から交代で3年越しに来るんじゃなくて、中部広域圏のほうでプロパーとしてちゃんと雇用をして、そこに安定して、この人たちがキャリアを積んで、お仕事が充実できないのか、中部広域圏で確保してほしいんですけれども、それを村長のほうで提案して、要請はできないのかを伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村が実施すべき確認監査について、答弁でも行いましたように、中部広域圏市町村事務組合において共同で実施しているところがございますけれども、確かに議員おっしゃるように、ある程度ノウハウの蓄積といいますか、そういった経験が必要なこの業務だというふうに我々も感じておりました、そのために中部市町村で共同でやりましょうということで立ち上げた事務でございます。

そういった意味では議員御指摘のような、そのプロパーの配置性の部分についても我々事務方の会議においてもその検討として挙がっているところでもございますので、今後の体制についても我々村からも意見として挙げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ前向きに吟味をなさって、そして村長のほうから体制を中部広域圏のほうにできるようにしていただきたいんですけれども、村長のほうのお考えもまたお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村からも職員を派遣することの利便性でなくなっておりますので、その方向性で努めてまいりますけれども、また財政と、あるいはこちらの事業もまた整備も必要でございますので、非常に難しいところでもありますけれども、一応取りあえず今回の派遣と次年度の派遣等については、もう既に決めております。

ただ、その任期が切れて、何年間という任期が、3年というその任期がございますので、そ

の3年間については、職員を派遣して努めます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

3年間の間でもいいですので、やはりプロパーを出して、力のある方々がその監査をしてもらうということが大事だと思いますので、これはあくまでも子どもを守るということの視点でやらないといけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に進みたいと思います。

2点目の字ライカム自治会結成の取組と建設計画についてなんですけれども、先ほど御答弁がありましたけれども、ワークショップの取組を行ったということなんですけれども、このワークショップの内容について、ワークショップしながら、何名ぐらい参加なさって、そしてどういう意見が出てきたのか、具体的に御報告をお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これまで室内での検討会3回ほどやっていまして、その中で今まで訪れた住民の方をトータルで十数名、20人近い方が参加されていると。安定して参加されているという方は、その中で五、六人程度という形になりますけれども、あくまでもこのワークショップ自体は公園整備を主としていますので、どのような公園の利活用を図りたいのか、どういった施設が必要だと思うのかというようなことをこの場で検討してきたと。

その中で、実際にちょっとその場で何かイベントをしないとどういう課題があるのかという問題も見えてこないというようなこともあって、それで11月に地域イベントということで、イオンライカムさんのほうでクリーンアップ作戦が

ございまして、それに併せてちょっとミニゲームとかその地域のちょっとした地域イベントというような形で開催をさせていただいたというところでございます。

そのイベントのほうでは、住民の方、およそ100人ぐらい来ていただいたのかなと思っておりますけれども、結構にぎわいがあるって成功したという状況かなと思っております。これにつきましては、また今後、具体的に今後の公園整備に向けてまたお話をさせていただくということを予定しております。

そういった中で、そのワークショップの参加者の中からやはり将来的に公園整備以後の維持管理どうしていくのかというところで、今実際に自治会が管理している公園が多くあります。そういった自治会がしっかりしているところは、公園も管理が行き届いているというふうなことを感じていらっしゃるって、やはり自治会というのは必要だというふうに感じていらっしゃる。

ということで、そういった前向きな方が中にいらっしゃるって、自治会設立に向けて今後、いろいろと取組ができるのかなということを期待しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

大変ありがとうございます。

それで2点目なんですけれども、この自治会事務所あるいは公民館の整備ということに対しては、今整備内容に関する住民の意向の反映と、それを含めた建設負担の在り方、あるいは管理体制の構築などを整理すべき課題があり、その住民調整の窓口となる自治会の設立が先決であると考えており、現段階での整備スケジュールはございませんとありますけれども、ここにいる住民というのは、やはりどういった方々がいるのかなと考えた場合に、もちろん村内の次男

とか三男の方たちが住んでいるのも何名か知っております。村外からもいらしている方がいます、那覇とかですね。そういう方もいますし、それから県外から、そしてまた諸外国から、これは諸外国も何か所の人たちが住んでいるかは分かりませんが、そこら辺の住民は把握しているのかどうか。特に外国人の方たちはどういった外国の方たちがいて、そして何名ぐらいいらっしゃるのか。もし把握していらっしゃるんであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えをいたします。

外国籍の方というのは、住民登録がなかったりということ、私どものほうではその情報がないということです。

ただ、ワークショップに参加されている方でマンションの方がいらっしゃるんですけども、結構半数近い方が外国、アメリカ人だったりというような話は伺っております。

ただ、具体的にどういった方々、どこの国籍の方が何名というような情報は持ち合わせていないというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは、このワークショップというんですか、あと何回ぐらい利用しているのか、いつ終わるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

このワークショップ、できるだけ早くその公園整備につなげたいという意向はございますけれども、あくまでも住民が、皆さんが納得でき

る、やはりこういうふうに進めたいというものをきちんと合意形成が取れるような形で進めたいと思っておりますので、今の段階でいつまでに終わらせるとかというようなことは考えておりません。自然にコミュニケーション、住民の方との意見交換を通して、一つ一つつくり上げていくということを考えておりますので、今の段階であと何回であるとか、いつまでにとというようなスケジュールはないという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ライカム地区の、例えば自治会づくり、公民館づくりというのは、やはり行政は必要性を感じているわけですよね。第二の役所みたいなものだから、自治会というのは。昨日も質問がありましたように、外灯がなくて困っている、暗いところを行かないといけない、危険性も感じている、それからカーブミラーが欲しいとかだったんですけども、じゃ、この人たちをいつまで待たすの、我慢しなさいというのか。そうだったら早めにつくる必要があろうかと思うんですよ。というのは、アワセ土地区画整理事業組合は、もう既に公民館用地を譲渡しているわけですよね、村に。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今のコミュニティーセンターを造るとか、自治公民館を造るとか、そういったあたりは基本的には、受益者負担等もこれまでずっとやってきました。大城公民館から大城公民館、そして渡口、和仁屋と続きました、最近直近の公民館づくりでは。そして、美崎が続きました。和仁屋までは全て受益者負担がございませぬ。

しかし、美崎地区がございませぬ。そういっ

た面で不公平性があるわけで、これも今後、公民館づくりについてはある程度住民の方も負担していただくと、そういうことが僕は望ましいかなと思っておりますので、まずは自治会結成。これは、その間は中央公民館、どうぞ借りてください。そういったあたりで自治会をまずつくり上げていく、そういった段階から始めていきたい。

ワークショップというのはそれぞれ公園づくりとか、あるいはまちづくりとか、これから総合計画もあります。そういう中でのワークショップもそれぞれ様々ありますので、そういう様々なワークショップを経験して、取っかかりをつくっていく。

今、非常にコミュニティーとの意識は大変難しいところがありますけれども、まずそういったところからしないと、なかなか地域のコミュニティーの意識の醸成というのは、なかなか難しいかなと思っておりますので、今、建設課は、まず取っかかりとして公園をやったところでございます。

公民館の建設については、またこれからの問題だと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

村長がおっしゃるのも、公平さを期すためにも、それは、ルールみたいなのは必要だと思います。

ところが、もう既にアワセ土地区画整理事業組合では、村にこの土地も、もちろん皆さんと相談して、ここに公民館を造りたいと言えばオーケーするわけですよね、そしてある程度の剰余金というんですか、そういうのもあるわけですよ。組合は、いつかは清算して、役場がやらない限りは清算できないわけですよね。

だから、役場としてもこの清算者に対してあまり迷惑もかけてはいけないと私は思うんです

よ。というのは、あちらはまた次にロウワープラザの展開がありますので、いつ返されるか分からん。長くなるかもしれない、すぐに返されるかこれ分からないわけですよ。だから、こちらにも計画をしなくてははいけないし、やはりそういうことも勘案して、これ早めに造らないといけな

い。それから、また実際に本当に感じているのは行政だと思うんですよ。ここには自治会をつくらんと、自治会の人たちが困っているとか、実際にもう困っている人もいるんだけど、どこに行けばいいのと結構聞かれるんですよ。議員さんの中にも何名か話聞いていますけれども、五、六名の方から公民館いつ造るの、自治会どこにあるとあって、聞かれているんですよ。その声は議員の中にもあります。

ですから、やはりそのワークショップをして、人と人をつなげるというのもあるんだけど、そこに住んでいる人たちが、いろんな多種多様な人がいる。もともとライカム地区に住んだ人というのはないわけですから、新たな住民がここに来て住んでいるわけですから。やっぱり行政は、自治会も必要である、公民館も必要であるというのであれば、ある程度の方針性を行政が示して、自治会は必要ですよ、いついつぐらいまでに村としてやりたいんだけど、息を吹き込むのは皆さん住民ですよということ言えば、やっぱり早まると思うんですよ。

これいつまでも住民から声がないとか言われていたら、これ進まないわけですので、清算人会の話もあるし。それからそういうふうにしてやっぱり村のほうが、これまでの環境とこのライカム地区というのは全然違うわけですよ。だけれども、今、従来どおりの公民館づくりもしてはいけな

いとも、私は思っています。もう大都会になっていますしね。そして、そこに企業もいっぱい張りついているわけだから。やっぱり企業の人たちも自治会に加入していただい

て、実際にこれ他県でも企業が自治会に加入しているところが多いんですよ。例えば、ライカムであるとか徳洲会であるとか、そこにはコンビニとかそういうのがありますよね。そういう人たちと一緒に巻き込んで自治会に加入していただいて、それで寄附なりして、行政がちょっと方針性を示して、いついつまでに、例えばその方向性としては自治会結成しますよとか、建設は大体どれぐらいですよということで集めていただいて、意見を聞いて、行政はそういうふう

に方向性を持っているんですけど、どうですかと言えば、それは別にワークショップをするのもしかりなんですけれども、そういう手法をしないと、じゃ、いつまでやるのと、何のスケジュールもございませんと言われたら、もう答えようがないですよ、住民から聞かれても。村長は計画性と言っているんだから、課題を分かっているわけだから、この課題をいつまでに整理する、それから次の展開で公民館の自治会はいつまでつくる、そして、公民館建設まである程度はスケジュールをその住民に示していく必要もあろうかと私は思うんですけど、村長の考えはどうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私としては、いつまでに公民館を造るとか、自治会をつくる

とかそういったスケジュールというのは持ち得ていませんけれども、ただ、今所管課、所管課は今、これは例えば総務課、自治会を所管する総務課だけじゃなくて、教育委員会の生涯学習課、あるいはコミュニティーを担当する、そして企画のコミュニティーを担当する、そういった複数課にまたがります。そういった複数課と調整いたしまして、その日程もつくっても、それはつくっても現実的には計画書をつくることには可能です。

ただ、そこにまず住民が入り込まないという

今、環境があるものですから、私たちは中央公民館を造って、まず皆さんを集めたい。そこで、まずは、しかし中央公民館で集まるというよりは、まずは公園で集まったほうが、身近なところで集まるほうが多くの人が集まるということですから、まずはこういうところをやっているわけです。

ただ、じゃ、我々が3年後にこれを造る、我々がそれに向けて頑張ります。ただ、住民がついてこないというところもあると思いますので、今一番希薄なところは、僕はライカムだと思っています。地域意識の希薄さというのは、それは確かに今つくり上げたばかりだから、そうかもしれないけれども、しかしもともと、例えばふるさとに帰ってきた人たちはそうではないと思うんですけども、ライカムについては多分外から入ってきた人たちがかなり多いと。それで、今申し上げたような外国人も多いということですから、そういったところでなかなか難しいものがあると思います。

ただ、住民には啓発と、ワークショップの啓発と、そして中央公民館を貸すということについては、積極的にこれは貸していきたい、いきます。そして、今スケジュールの問題かもしれませんが、非常にここは困難なところがありまして、まずは私たちにいつまでにその自治会をつくり上げるということは、計画としてはしっかりつくり上げていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

村長の言うことも分かりますけれども、やはりこれはある程度急ぐ必要があるかと思うんですよ。あと二、三年後には1,000人超えますからね、人口は。爆発的になるわけですよ。じゃ、そういう人たちをどうするのというのがあるので、ある程度今でも繁栄性とかもある程度

想定しないといけないといけないし、人口の動向というのはもう毎年分かっているわけだから、人口調査もですね。だから、その班分けもしないといけないので、一つ一つ現在の課題をまず整理するということ。

確かに、いろんな課が関わりますよ、関わらないとまたいけません。例えば、じゃ、ワークショップをした後はどの課につないでいくのか、そして実際の担当課はどこなのかを教えてください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ワークショップとは、もう一つの目的として地域のキーパーソン、そういったあたりを探すという、発見するというのも一つの目的だと思っています。今の状況からすると。

ただ、ここでキーパーソンを我々が分かったと。そうしたら、どこにこれをつなげるかと。また次の、例えば、じゃ、企画のほうでまちづくりワークショップを展開すると、そのまちづくり等総合計画に入ります。そこで、関係する課に全部つなぐということになると私は考えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ですから、関係課がたくさん出てくるわけだから、計画はつくらないといけないわけですよ、次の計画。実際に、庁議では、例えばワークショップをしたら、関係課はたくさんありますよね。このライカムの、例えば自治会をつくるにしても、中に吹き込むのは生涯学習課、それで作るのは建設課みたいに、もう要するに関係するのはですよ。そんな感じに具体的に誰が考えても分かるわけですよ。

だから、それを分かっているわけだから、じゃ、その課題をどういうふうにしてクリアして

いくのか、課題は何からかということで庁議でも恐らく話されているんですかね。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の現状から、当然我々は課題を承知しております。直接課題等について話し合ったことはございませんけれども、今、何が課題なのか、今ワークショップ等の意見等、アンケート調査等で大体課題等は承知、把握できると思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

せっかく建設課のほうワークショップを始めたわけだから、やはりある程度全庁的に、例えば庁議であるとか、そういう機会にみんな共通認識を持ってやっていただければと思いますけれども。急にぼんと挙げられると、次、あなたたちの番だよ、次、あなたたちの番だよと言われたんじゃないですか、やっぱり最初からある程度その関係する課が情報も捉えて、そして関係しない課もやっぱり一緒に聞いてあげて、みんなで知恵を絞って、じゃ、どうすればいいの、住民がその公民館造りなさいと言うまで待つという話にもなるので、やっぱり役所としてはある程度努力をするところがあると思うんですよ。だから、そこら辺はやっぱり庁議で共有しながらやるのが大事かと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

今の私たちは、例えば、今、建設課がワークショップしましたですね。その情報については、当然企画のほうと、福祉課のほうでもそれは承知して、資料としては持ち得ていますので、

それは問題ないと思うんです。

ただ、どうしてもアンケート調査等で、例えば、ここに住んでいながら、むしろここに住む理由というのがコミュニティーが煩わしいという人もいるわけですよ。そういう、そこからある程度同意して、都市からまた入ってきた人たちもいるわけで、必ずしも皆さん、みんながコミュニティーに入りたいとか、自治会に入りたいとか、そういう人たちばかりではないものですから、多様な人たちがいて、そして多様な意見を聞いて、こうやっていく、自治会につなげていく。

自治会をつくると、我々、必須というのか、当然必要だ、最も必要とするのは自治会だと思っています。私たちは自治会が元気でないと、私たちも元気でない、行政も元気でないというところが私としては基本姿勢としては持っておりますので、この自治会形成に向けては、今各課がそれぞれ模索、非常にワークショップ等を展開して、模索しているところ、もがいているというんですか、歯がゆい思いをして、各課も歯がゆい思いをしながらやっているわけです。非常にライカムのコミュニティー形成については、それぞれの関係課が一生懸命にやっているところであります。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

各課の課題、それからいろいろ職員ももがいているということなんで。それを解きほぐしていくというのも、また一つの考え方と同時に、この悩みを解きほぐしていくかというのも一つの問題だと思いますけれども。

ぜひ、取りあえず早めにそれを、現在持っている課題、それから各課が持っている課題、これを整理していただいて、そして公民館はもう必要性を感じているし、建設も必要性を感じているわけだから、目標も持っているわけですか

ら、そこを整理してもらって、やっぱり方向性を住民に説明して、村はこう考えているんだけど、皆さんはどうねと。それで調整していきながら、やることも大事かと思しますので、そのほうも考慮に入れてやっていただければなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから、生涯学習の出前講座についてなんですけれども、すみません、この件については教育委員会もこの答弁からして、非常に前向きだと思っております。やはり知る権利もありますし、そして皆さんは、その要望があればやりますよということもいいんですけれども、そこから発信して、村の情報を積極的にやる。それから村の業務がどういったことがあって、どうしているんだよということも知らせる必要もあるかと思しますので、ぜひ沖縄市も参考にしながら、そのメニューづくりをして、そして村民がその中からもチョイスできるようにやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

みんな、非常に飢えているんですよ、知識を広めたいとか、村のことを知りたいとか、それからごみの出し方だって、それを知れば、あっ、これは村に協力しないといけないねとか、あるいは税の仕組みを知れば、あっ、税金ってやっぱりちゃんと払わないといけないんだとか、村民の意識も高まるわけなんです。

だから、村民の学習意欲を満足させるように、ぜひ頑張ってもらいたいんですけれども、もう一度御答弁お願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

職員の出前講座については、今後実施しているというふうにも考えております。ちょうど喜屋武議員のほうからも、沖縄市の事例をいただいたので、ぜひ参考にさせていただきたいのと、去る10月に、北中城村生涯学習推進計画というものを作成いたしました。その中でも地域課題解決に向けた学習支援として、自治会、公民館等を利用した出前講座を行うということで明記してありますので、ぜひ近隣市町村を参考にしながら今後の講座のメニューとか、あるいは実施のルール等を考えて、検討して、実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

大変ありがとうございます。ぜひ地域に合った、地域の住民に学ぶ機会をぜひ与えて、教育委員会のほうもぜひ頑張ってもらいたいと思いますので、本日の私の一般質問、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時56分 散会

令和4年第10回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年12月20日 午前10時12分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和4年12月20日 午前10時47分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	欠
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安次嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和4年12月20日（火曜日）

1. 開議 午前10時12分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	陳情第4-24号	令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	即 決
2	陳情第4-27号	村内の教育機関において、子ども達のマスク着脱における 正確な指導と柔軟な対応を求める陳情書について	委員長報告、質疑、 討論、決定
3	陳情第4-28号	有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命 を守る陳情について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	意見書第5号	有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命 を守る意見書について	〃
5	決議第5号	議会活性化調査特別委員会設置に関する決議について	〃
6	決議第6号	海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議 について	〃
7	意見書第6号	海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書に ついて	〃
8		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時12分）

日程第1．陳情第4－24号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）

○議長（比嘉義彦）

日程第1．陳情第4－24号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第4－24号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから陳情第4－24号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第4－24号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第4－24号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は採択されました。

日程第2．陳情第4－27号 村内の教育機関において、子ども達のマスク着脱における正確な指導と柔軟な対応を求める陳情書について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．陳情第4－27号 村内の教育機関において、子ども達のマスク着脱における正確な指導と柔軟な対応を求める陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長、大城律也議員。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

1．審査事件

陳情第4－27号 村内の教育機関において、子ども達のマスク着脱における正確な指導と柔軟な対応を求める陳情書について

2．審査経過

同陳情は、令和4年12月第10回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、12月9日、14日、15日、19日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。15日に教育総務課長、教育指導主事が出席し、各学校の状況及び教育委員会の対応等の聞き取りを行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

新型コロナウイルス感染症対策ではじまったマスク着用。マスクをつける習慣が日常化している中、子ども達については「発達」や「成長」という観点で様々な問題が起こることが危惧されている。人の表情で感情を読み取るなど、子どものうちに多くの表情と触れあうことが大切である。本委員会は、ことに成長の過程にある子ども達にとっては、心や体の発達や成長の問題として、陳情事項7項目の感染予防対策の適切なマスク着脱と添付資料について議論した。幼稚園、各小学校、中学校の取り組みについては、保護者の申し入れ等も尊重して、適切な対応と様々な工夫により子ども達の安全・安心を確保するとともに、国や県の通知に基づいて、学びを保証するため必要な配慮が図られている。陳情者のマスク着脱に関する改善策の要望について、本委員会も引き続き関心を持っていきたい。

よって、本委員会では陳情を採択することを決定した。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4-27号 村内の教育機関において、子ども達のマスク着脱における正確な指導と柔軟な対応を求める陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第4-27号 村内の教育機関において、子ども達のマスク着脱における正確な指導と柔軟な対応を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第3. 陳情第4-28号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 陳情第4-28号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長、大城律也議員。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

1. 審査事件

陳情第4-28号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情について

2. 審査経過

同陳情は、令和4年12月第10回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、12月9日、14日、15日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

有機フッ素化合物であるPFOS、PFOAは、環境中で分解されにくく、独特の性質をもち、撥水材、消火剤等に用いられた化学物質ですが、近年、有害性や蓄積性などが明らかになってきたため製造、使用等が規制されている。この件については、6年も前から問題が指摘されていることを踏まえ、一般質問でも多くの議員が取り上げている。沖縄県企業局への調査も行った。米軍基地周辺では河川や湧き水、基地排水などから国の暫定的な目標値を大幅に超える値が相次いで検出されている。生きていく上で欠かせない水の安全に関する問題だけに不安は計り知れない。命にかかわる問題である。国は早急に、その責任において原因特定のための基地内立ち入りと、環境汚染の情報公開、全県的な疫学調査を実施すべきである。水の公共性を十分に考慮した対策が不可欠である。生命（いのち）の水を守るための幅広い視点での検討が行われることを本委員会は切に望むものである。

よって、本委員会では陳情を採択し、意見書を提出することを決定した。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4-28号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。陳情第4-28号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情については、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第4. 意見書第5号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康

と生命を守る意見書について

○議長(比嘉義彦)

日程第4. 意見書第5号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

比嘉正志議員。

○4番(比嘉正志議員)

意見書第5号

有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月20日 提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提出者：北中城村議会議員

比 嘉 正 志

賛成者：北中城村議会議員

伊 集 守 吉

比 嘉 悟

上 間 堅 治

喜屋武 功

平安山 和 美

大 城 律 也

意見書を読み上げて提案します。皆様の御賛 同をお願いいたします。

有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書

2016年1月沖縄県企業局は、7市町村45万人に供給している北谷浄水場の水源である河川や井戸群等から高濃度の有機フッ素化合物PFASが検出されたと発表した。

あれから6年が経過、ほとんどのPFAS汚染は長年の消火訓練による泡消火剤が原因と言われているが、その間も嘉手納基地、普天間飛行場からはPFASを含む泡消火剤が流出する等の事故が相次ぎ、命の源である飲み水の汚染、土壌汚染等に県民の健康不安は増大するばかりである。

PFAS市民連絡会は、今年6月から7月にかけて、独自で沖縄県6市町村のPFASによるヒトへの体内汚染、環境汚染に関する全国でも初めての大規模調査を実施。研究責任者、京都大学環境衛生学、原田浩二准教授が記者会見で公表した結果は、沖縄県のPFAS血中濃度は、全国調査（環境省2021年）との比較において、PFOSは最大3.1倍、PFOAは3.0倍、PFHxSは14.3倍と、放置できない高い数値となっている。さらに、血液検査をした387人のうち27人が、要措置濃度を上回っていることが判明。また、水道水をそのまま飲むグループと、浄水器設置や水を購入するグループを比較した場合、浄水器や水購入の方の血中濃度は低い。しかし、浄水器設置は家計への負担が大きく、また、浄水器では環境負荷を妨げない事も判明。PFAS汚染は世界的な環境・健康の危機であり、生存権の問題である。国際的にPFAS規制が厳格化される動向と、今回の検査結果をエビデンスに、県民の命と暮らしを守る立場から、本村議会は、国の責任において広域疫学調査、環境調査に継続的に取り組むことを下記の通り強く要請する。

記

1. 米国環境保護局（EPA）等の指針を参考にして、PFAS規制を立法化すること
2. 国民の健康と生命を守るために、国の責任で疫学調査、環境調査を実施すること
3. 汚染源が疑われる米軍基地の立入り調査を、政府が主権国家として実施すること
4. 米軍の環境汚染につき情報公開させ、それに基づいて汚染を浄化させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、外務大臣、防衛大臣、
沖縄防衛局長

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る

意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。意見書第5号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書については、可決されました。

日程第5. 決議第5号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議について

○議長(比嘉義彦)

日程第5. 決議第5号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番(上間堅治議員)

決議第5号

議会活性化調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月20日 提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提出者：北中城村議会議員
上 間 堅 治

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 正 志
山 田 晴 憲

比 嘉 悟
喜屋武 功
平安山 和美
伊 集 守 吉
大 城 律 也
比 嘉 義 弘
喜屋武 すま子
川 上 龍 太

議会活性化調査特別委員会設置に関する決議（案）

次のとおり、議会活性化調査特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の設置

議会活性化に関する調査をするため、委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものとする。

2 付託事件

（1）議会活性化に関することについて

3 調査期限

本特別委員会は付託事件の調査及び審査が終了するまで、閉会中もなお継続審査することができる。

4 委員定数

本特別委員会の委員は、8人とする

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第5号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。決議第5号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

これから諸般の報告をします。

休憩中に議会活性化調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果

の報告が議長の手元に参りましたので御報告します。

委員長に上間堅治議員、副委員長に比嘉義弘議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議会活性化調査特別委員会名簿

①	上 間 堅 治	⑤	喜屋武 すま子
②	比 嘉 義 弘	⑥	山 田 晴 憲
③	伊 集 守 吉	⑦	喜屋武 功
④	大 城 律 也	⑧	平安山 和美
委員長	上間 堅治	副委員長	比嘉 義弘

これで諸般の報告を終わります。

日程第6. 決議第6号 海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議について

○議長（比嘉義彦）

日程第6. 決議第6号 海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

決議第6号

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月20日 提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提出者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

賛成者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和 美

伊 集 守 吉

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

喜屋武 すま子

それでは、抗議決議文を読み上げて提案します。皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議（案）

12月15日午前2時40分ごろ、金武町並里区において、酒に酔った状態のキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員を羽交い絞めにするなど暴行を加え、唇を切るけがを負わせる事件が発生した。事件が発生したのは未明の時間帯であり、被害者はもとより周辺住民を恐怖に陥れた。

県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に申し入れてきたところである。それにもかかわらずこのような事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じえない。

今回の事件は在日米軍がリバティ制度で飲酒を制限している時間帯に発生している。また、県内では毎週のように米軍人が飲酒運転で検挙されており米軍の綱紀の乱れを指摘せざるを得ない。度重なる、米軍人・軍属による事件・事故は、県民に不安と恐怖を与えており、日米両政府の責任は重大である。

よって、本村議会は、県民、村民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと

- 2 リバティー制度を見直し、遵守すること
- 3 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、決議する。

令和4年（2022年）12月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官
キャンプ・ハンセン基地司令官

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第6号 海兵隊員による建造物

侵入及び傷害事件に対する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

全員起立です。決議第6号 海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議については可決されました。

日程第7. 意見書第6号 海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 意見書第6号 海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

意見書第6号

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月20日 提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提出者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

賛成者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和 美

伊 集 守 吉

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

喜屋武 すま子

それでは、意見書を読み上げて提案します。 皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書（案）

12月15日午前2時40分ごろ、金武町並里区において、酒に酔った状態のキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員を羽交い絞めにするなど暴行を加え、唇を切るけがを負わせる事件が発生した。事件が発生したのは未明の時間帯であり、被害者はもとより周辺住民を恐怖に陥れた。

これまで県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に申し入れてきたところである。それにもかかわらずこのような事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じえない。

今回の事件は在日米軍がリバティ制度で飲酒を制限している時間帯に発生している。また、

県内では毎週のように米軍人が飲酒運転で検挙されており米軍の綱紀の乱れを指摘せざるを得ない。度重なる、米軍人・軍属による事件・事故は、県民に不安と恐怖を与えており、日米両政府の責任は重大である。

よって、本村議会は、県民、村民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと
- 2 リバティー制度を見直し、遵守すること
- 3 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第6号 海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

全員起立です。意見書第6号 海兵隊員によ

る建造物侵入及び傷害事件に対する意見書については可決されました。

午前10時47分 閉会

日程第8. 閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長（比嘉義彦）

日程第8. 閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会活性化調査特別委員長から議会活性化に関する調査研究について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

北中城村議会

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 _____

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

署名議員 _____

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

署名議員 _____

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員をはじめ当局の皆様には、長い会期中、熱心な御審議をいただき議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第10回北中城村議定例会を閉会します。御苦労さまでした。